

第百二回 参議院法務委員会會議録第十四号

昭和六十年五月三十日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月二十八日

近藤 忠孝君

補欠選任
宮本 顯治君

五月二十九日

河本嘉久蔵君

補欠選任
吉村 眞事君

德永 正利君

岡野 裕君

五月三十日

宮本 顯治君

山中 郁子君

石本 茂君

補欠選任
柳川 覺治君

出席者は左のとおり。

委員

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

國務大臣 法務大臣 嶋崎 均君

政府委員 内閣法制局第一部長 前田 正道君

法務大臣官房長 岡村 泰孝君

法務省民事局長 枇杷田 泰助君

法務省刑事局長 寛 榮一君

法務省矯正局長 石山 陽君

法務省訟務局長 藤井 俊彦君

法務省人権擁護局長 野崎 幸雄君

法務省入国管理局長 小林 俊二君

公安調査庁次長 田村 達美君

外務大臣官房審議官 有馬 龍夫君

最高裁判所長官代理者 小野 幹雄君

最高裁判所事務総局刑事局長 奥村 俊光君

事務局側 常任委員会専門員 上野 浩雄君

説明員 警察庁刑事局捜査第二課長 小林 秀資君

厚生省保健医療局精神保健課長 高 聰久君

建設省建設経済局調整課長 小川 善次郎君

自治省行政局振興課長 興課長

本日の會議に付した案件

○司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○檢察及び裁判の運営等に関する調査

(平沢死刑囚に対する人身保護請求裁判に関する件)

(外国人登録法の指紋捺捺制度に関する件)

(靖国神社参拝に関する件)

(精神衛生行政に関する件)

(公安調査庁のスパイ強要に関する件)

(ロッキード事件の法理論に関する件)

(死刑の執行猶予制度に関する件)

(田中ロッキード裁判の控訴趣意書とP3・P3C問題に関する件)

(山口組抗争事件に関する件)

(刑務所在監者の処遇問題に関する件)

○委員長(大川清幸君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る五月二十八日、近藤忠孝君が委員を辞任され、その補欠として宮本顯治君が選任されました。

また、昨五月二十九日、宮本顯治君、河本嘉久蔵君及び德永正利君が委員を辞任され、その補欠として山中郁子君、吉村眞事君及び岡野裕君が選任されました。

○委員長(大川清幸君) 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○寺田熊雄君 改正法案の第十八条を見ますと、「この法律の施行に関し司法書士の試験、資格の認定、登録及び業務執行並びに協会の設立及び業務執行について必要な事項は、法務省令で定める。」という規定がありますが、これは法務省としてはどういう内容の省令を予定しておられるのか、ちよつと御説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(枇杷田泰助君) 司法書士法第十八条の改正部分は「協会の設立及び業務執行について」というのを加えた点にございませう。この関係につきましては、まず協会の設立に関しましては、設立について法務大臣が許可をするしないというところを、また協会の連合会の意見を聴取するというふうなことを定めるかどうかというのが一つの問題だと思ひます。それからもう一つは、設立の許可申請の手続について若干の規定が要るのではないかとこの問題意識を持っております。それから業務執行の関係につきましては、この協会は司法書士と同じような仕事をするという内容を持つておりますので、事件処理関係についての帳簿を備へつけて、そして必要事項を記録しておくという、そういうことを決める必要があるのじやないかというのを考えている次第でございませう。

○寺田熊雄君 ただ、これは協会の問題だけじゃなくて、司法書士の試験、資格認定、登録、業務執行と、この規定もありませんね。これはどうですか。

○政府委員(枇杷田泰助君) その点は現行法で定まっておりますのでございませう。現在の司法書士法施行規則でこのような事項が二十数カ条でございまして、その点につきましては、今度の登録移譲の関係につきましまして現在と状況が変わつてまいりますので、したがいましまして法務局長、地方局長が登録を行つておるということを前提とする規定は全部外す。それから、連合会が登録することに伴ひまして、今度は法務局と司法書士会との間の連絡というものが必要になつてまいります。そういうようなことを改めて規定し直すという必要が生じてこようかと思つております。

○寺田熊雄君 司法書士、土地家屋調査士両法
や、公認会計士、税理士、弁護士等それぞれの根
拠法を見ても感ずるのですが、職分も違いま
すし、多少歴史的な経緯や、あるいは社会的な地
位、業務の重要度等それぞれ違いますが、根拠
法が違ふことは無理もないのだけれども、弁護
士法によりますと、日本弁護士連合会は各地の弁護
士会と弁護士を会員としていますね。公認会計士
は公認会計士だけで公認会計士協会をつくるとい
うことになっていて、そのほかのものは大体会
を会員とする連合会という構成になっていま
すね。これは民事局長としてはどういう理由に基
づか、あなたの理解なさっておられる点をちよ
と聞かしていただきますか。

○政府委員(枇杷田泰助君) ただいま御指摘ござ
いまして、弁護士連合会はその構成員は
弁護士とそれから各単位の会でございます。公認会
計士は公認会計士協会がつくられておりまして、
その構成員は公認会計士とそれから監査法人、そ
してほかの会の単位の会に当たるようなところには
支部が設けられておるといふような形だと思いま
す。それから税理士とか司法書士、土地家屋調査
士は、連合会は単位の会が構成員ということにな
っておるわけでございます。これが司法書士、調
査士というものが直接連合会の会員にならないと
いうのはどういふわけかという御質問かと思いま
すけれども、これはむしろ沿革的にそうなったと
言うほかはないのではないかと思います。

司法書士の場合には大正時代に、多分そうだと
思いますが、単位の会ができて、それが昭和の
初期にその会をまとめる連合会というのができた
ようでございます。そういう経過から、この司法
書士法ができる際にもそのような形をそのまま受
け継いで連合会の構成員は会という事で発足し
たように承知いたしております。土地家屋調査士
の方は、司法書士の方がそういう形でできますの
で、それに倣ったということと同じように連合会
の構成員は各会だということにしてあるというふ
うに思っています。

これはどちらのやり方もそれは可能だと思いま
すけれども、弁護士連合会のように連合会の中に
個々の弁護士とそれから各単位の会とがいわば同じ
レベルでの構成員というのちよと不自然な感
じもいたします。そのかわり連合会が直接個々の
弁護士に対して指導、連絡していくという面では
連合会の協力性というのを出てくるというメリッ
トもあるかと思ひます。どちらの方法をとる
か、それはいろいろ沿革だとか、それから何と
申しましようか、業界の扱っている仕事にもよる
のだらうと思ひますけれども、どちらでなければ
いけないとかいふようなことはないもので、最初に
申し上げましたように全く沿革的な事柄だらうと
思っております。

また、司法書士会、土地家屋調査士会におきま
して、弁護士会と同じように個々の司法書士、調
査士を連合会の直接の構成員にするということが
ないために不都合があるかという点で考えます
と、それはどうもそういう点は余りないように考
えております。

○寺田熊雄君 なお、前回ちよと質問の中に
出たつもりですけれども、司法書士会連合会等が大
臣の命令に対しては当然従わなければいけないと
いうことは、これは議論の余地はありませんね。
ただその場合、大臣の命令に対して不服な場合に
不服申し立ての方法というのは一切ないことにな
りますか。

○政府委員(枇杷田泰助君) 登録事務に関しまし
て大臣の命令を聞く、例えば登録の拒否をした場
合に拒否をされた者が法務大臣のところに不服審
査の申し立てをする、そこで法務大臣の方がその
登録は受理すべきだということに命令をした場合
に、それに従わないということはずなないと思ひ
ます。ただ、それについて連合会の方がかえって
法務大臣の命令が不満であるという場合もあるの
かもしれませんが、その場合は連合会としては不服
の申し立てというのはこの法律では予定しておら
ないわけでございます。その限りにおきましては
上級庁と下級庁とのそういう関係にある、いわば

そういうふうな状態を擬制して構成されておしま
すので、下級庁から上級庁の方に不服を申し立て
るといふことは一般の行政庁でもないと同じよう
に、その不服の道は設けられておりません。

○寺田熊雄君 これは衆議院でも議論になった
ところでありますが、協会の理事は定款で禁止され
ない限りは民法五十三条によつて協会の代表する
資格を持つことは明らかであります。したがつて
資格である登記関係の業務を理事がその理事た
る資格において行ふことができるということにな
らざるを得ないと思ひますね。その場合、その
理事が司法書士たる資格を持っておらないと、こ
れは司法書士だけにこの登記関係業務をさせよう
とする法の趣旨とそぐわない結果を生ずる、そう
いうことになりませんか。法律的にはやむを得ない
という結論になるんでしょう。

○政府委員(枇杷田泰助君) 民法の法人関係の規
定によりますと、理事は各自業務執行権を持つて
おりますから、したがって協会の仕事である
司法書士がすべき事件処理をすることができると
いうことに、民法の方からはそうなりますけれど
も、その点をただいま御指摘のありましたような
問題を解決するために、十七条の七の第二項とい
う規定を設けておるわけでありまして、これは理事
のことを直接規定しておるわけではございませ
んけれども、「協会は、その業務に係る第二項第一
司法書士でない者に取り扱わせてはならない。」
という規定を規定いたしておりますので、した
がって、業務執行権を持つておる理事であつ
ても司法書士会に入会している司法書士でない場
合には、その者に事件処理を取り扱わせてはいけ
ないということになるわけでございます。この規
定は、そこそ一緒に読み込むというつもりで書い
ておるわけでございます。一取り扱わせてはな
らない。」といういわば事実行為で抑えていると
いうところから、ただいま御指摘のあったような案
件につきましても、当該理事が司法書士でない場

合には事件処理は自分でできないということに
なるわけでございます。

○寺田熊雄君 この第二項の規定というのは、内
部規律の関係規定にとどまるか、外部をも拘束す
るのであるかという点、ちよと私規定の体裁か
らは疑問がないわけではないので、そこでお尋ね
をしたわけですが、けれども、衆議院では局長は何か
違つた結論を答弁しておられるような印象を受け
ますが、法律的には理事がその職務執行としてや
ることは不可能かという形で問われますと、それ
は理論的には可能である、ただし実際にやる理事
は司法書士あるいは調査士でなければならぬとい
うことにならうかと思ひますと、何か法律的な
ものと実際にならうかと思ひますと、少しニュ
アンスはあるけれども、何かあなたの御答弁を読
むとどうも今おっしゃつたようにはとれない節も
ある。それであえてお尋ねしたんです。

○政府委員(枇杷田泰助君) 衆議院の法務委員会
におきまして同様の問題について答弁申し上げた
際に、先ほどもちよと申し上げましたけれど
も、法人法の面から見た場合には業務執行権があ
るのだからそれはできるといふ形にはなるとい
うことを申し上げまして、そしてちよと申し上げ
方があいまいでございまして、その答弁に
引き続いて、先ほど御説明申し上げましたよう
に、十七条の七の第二項の規定で業務の分野から
見ればそういうものもいけないうことで、十
七条の七の二項の規定で禁止をするという措置を
とっておりますというところをつけ加えて申しま
して、ちよとその際、私もうまく御答弁できな
かつたので、お説きいただいたおわかりにいか
と思うのでありますけれども、少し先のところでそ
の関係の補完した答弁をいたしておると思ひま
す。結論的には、先ほど申しましたように、業務
執行権を持つております理事であっても司法書士
の資格がない者はやはりいけない、取り扱わすこ
とはできないということにならうかと思ひます。
○寺田熊雄君 しかし、先ほどの答弁なかつたの

はちようど衆議院のことしの四月十九日の會議録で、最終の會議録なものでからちようど疑問はないわけではないんで、局長がそういうふうにして十七条の七の第二項が生きてくる、したがって民法の法人法の規定もこれが修正しているというふうにおっしゃれば、この解釈が恐らく生きてくるから疑問の余地はないと思うんで、それははつきりさしていただければそれでよろしいが。

そうすると、非司法書士たる理事は、こういう登記業務関係の事務に関しては法務局に対して協力を代表する資格を持たないというふうな理解すべきですね。登記申請とか、そういう公共嘱託の申請とかというふうなこと、嘱託を扱う事務とかいうことで協力が法務局にその手続をとることは不可能だというふうな解釈していいですね。

○政府委員(枇杷田榮助君) そのとおりだと思います。具体的に申し上げますと、協会が発注官庁の代理人となつて登記嘱託書を提出するという場合には何々協理事何々という名前で行うわけでございますが、そういう名義人にはなり得ないというふうに思います。

○寺田熊雄君 協会ができました公共嘱託登記をすべて担っていくということは、この法改正の趣旨に大變沿つておると考えるのでありますが、それじゃ、今まで公共嘱託登記を受任してきた個人たる司法書士はどうなるかという問題が当然生じますね。もちろんそれは個人たる司法書士も従来どおり公共嘱託登記を受任し得るということは理の当然ですね。これはそのとおりですか。

○政府委員(枇杷田榮助君) そのとおりでございます。従来どおり個人として官庁等から事件を受けるというところは当然であると思つております。

○寺田熊雄君 ただ、その場合、定款によつて社員たる司法書士はある意味で協会と競争関係に立ちますね。定款によつて、社員たる司法書士が個人として公共嘱託登記を受任することがあつては困るからそれを定款で禁止するということができるかどうかという一つの問題がありますが、私は

できないのじゃないかというふうに思うんだけれども、これは局長の御意見は。

○政府委員(枇杷田榮助君) ぎりぎり法律議論として、そういうような定款の規定を定めた場合に違法で無効かどうかということになりますと、これはちよつと議論があるかと思ひますけれども、私も結論的には寺田委員おっしゃつたとおりに一応考えております。これはこの協会は営利法人ではございませんので、競争関係に立つて自分の方の利益が少なくなるとかどうとかというふうな商法で考へているような保護法益は余り持つていない団体でございます。

それからもう一つ、この協会というのは、だれかが社員に加わらうと思つたら正当な理由がなければ拒否できないという仕組みになつておりまして、なるべく会員がみんな入つて、みんなで協会の盛りを立てていくべきだということ、そういうことでこの法律はできているわけですね。ところが、個人として仕事をしたいものが結局加入できないというところになつてしまふ、もし社員である者が個人で受けたら出なければいけぬということになりますと、先ほど御指摘の個人で受けるということ、事実的に制限してしまふということにもなるわけでございますので、そのようなことはこの公共嘱託協会の制度を設けるという趣旨からするとおかしいのではないかと気がいたしますので、少なくともそのような競争禁止義務を定款で決めることは極めて妥当を欠く、少なくともそうは言えるのじゃないかと思ひます。

○寺田熊雄君 協会設立の際の原始定款についてはあなた方が設立の許可をなさるわけだから、相当詳細に目を通される。これは当然のことですが、今言つたような、仮に多数者が定款を変更して少数者である個人たる司法書士の競争を禁止するような規定を定款に設けたとすると、これは当然あなたの方に対する認可事項というのか、あなた方が監督権を行使して、これはどうも望ましくないよというように指導をなさること、これは当然それが可能なんでしょうね。

○政府委員(枇杷田榮助君) 原始定款におきましても、それから定款変更の場合におきましても、私もその内容を検討する立場にございまして、ただいま申し上げたような観点からそういう場合には対処する、なお連合会側の方の意見も当然聞くということでも処理することになると思ひます。

○寺田熊雄君 法律的な問題にとどまるけれども、協会から司法書士としての業務の委託を受ける社員、これは委託者である公共機関から見ると協会が代理人、協会から業務を委託された司法書士は復代理人、そういうことになりませんか。

○政府委員(枇杷田榮助君) 協会が発注官庁から委託をされる内容に要する嘱託の代理まで含めた委託をする場合がありますし、また書類の作成だけ委託を受けるという場合もあると思ひます。その両方の形態の場合に、さらに今度は個々の司法書士の方にその仕事を委託するわけでございますけれども、代理権を付与されている場合に、それをまた個々の司法書士に代理権をまた与えるという形になれば、これはおっしゃるとおり復代理でございます。そうでない書類作成の場合には、要するに再委任が行くというふうな形になるかと思ひます。

○寺田熊雄君 それから、協会から公共嘱託登記業務の委託を受ける司法書士、それが協会から受ける対価たる金の性質はどういうふうな理解しておられますか。

○政府委員(枇杷田榮助君) この契約は契約が二つ成立する関係にあるとまず考えております。発注官庁と協会の間に委託契約がある、そこで報酬が定められる。それから今度は協会から個々の司法書士との間に委託契約がある、そこでまた報酬が決まられるということになるわけでございます。したがういまして、個々の司法書士から見ると報酬請求権というのは協会に対してのみあるという関係に立つことになるかと思ひます。

○寺田熊雄君 これはそうすると、協会に対して持つ金銭的な請求権というのは、要するに業務処

理に対する報酬というだけのことで、それ以外の何物でもないと考えていいんですか。

○政府委員(枇杷田榮助君) 性質的には公共事業などとは関係のない普通の一般国民の方が司法書士の事務所に来て委託される、そういう関係ですね。その一般の国民からもらう報酬と同じ性質のものだというふうに考えます。

○寺田熊雄君 これが利益の配分かどうかという点に關連を持つからあえてお尋ねしたわけけれども、そういう要素はこの協会設立の趣旨から全くないんだ、つまり協会が公益法人である性格上、利益の配分としての性格は一〇〇％持たない、そういうふうな理解しておられるわけですね。

○政府委員(枇杷田榮助君) 営利法人的な意味での利益の配分というのは、これはない。この協会ができた場合に、社員は相当数の社員が加入することに多分なると思ひます。その社員が全部が一年間の間に具体的な協会の事件を処理するということはなくて、大きな会におきましては社員の間で事件は何かとあります。そういう場合には、その社員には何にも行かないわけですね。法人の利益配分の理論でいいますと、實際上の仕事をするかしないかにかかわらず社員なら社員として配分があるはずでございますけれども、そういうふうな関係には全く立たない。そういう意味では利益の配分ではない、個々の事件処理をしたことの対価として協会から報酬をもらうという関係だけであるというふうな考え方でございまして。

○寺田熊雄君 設立される協会の数について衆議院で大変長々しい質問、答弁が繰り返されておられるわけでありますが、これは局長が答弁しておられるように、法律的には複数たり得る、しかし運用の原則として各府県一個とする、複数の設立の許可申請があつたときは連合会の意見を最大限に尊重して決めます。局長の答弁の趣旨を一言にして言いますと、そういうことになるんでしよう。

○政府委員(枇杷田榮助君) そのとおりでございます。

ます。

○寺田熊雄君 参議院における参考人意見、これを相当興味を持って見たわけでありませう。参議院の方は恐らく會議録ができておらないのじやないかと思うので、余り勉強することができなかったが、衆議院の参考人意見を見ますというところ、これは侯野参考人の意見で、本来発想は一県一つというのできておる、その点は変わりはない、ただ目を翻すと二つの問題がある、一つは独占禁止法サイドの考え方である、つまり一県一個という独占形態であつてよいのかどうかという問題が出てくる、それからもう一つの問題は広い地域を持つておる県等においては二つということもあり得るのではないか、それは単に地理的な広さに限らず、公共事業のプロジェクト自体が縦貫道路であるとか、いろいろな具体的な様相を呈したプロジェクトの締めくくりとしての囑託登記ということが想定できるわけであるので、そういった場合には合理的迅速な体制を整える必要も発注者のニーズにこたえるために必要ではないか、こういった点から重複という基本であつてよいのではないか、あとはその地域地域において司法書士会の指導等によつてみんながよく話し合つて、一つで十分だということところは一つでやつていくというふうにしてまいりたいと、こういう意見を述べておる。なかなかよく勉強しておられるわけで、この参考人の意見というのは局長が持つておられる意見と一致するわけでしょう。

○政府委員(枇杷田泰助君) 原則的には同じ考え方だと思ひます。侯野会長とその点について十分に意見交換をしたことはございませうけれども、多分同じ考え方だろうと思ひます。少しあれでございませうけれども、一つでなければいけないといひましようか、一つの方が相当だといふことは、一つの会の中で二つ以上の協会がございませう、その協会同士がいれば競り合つて、そのことが会の中にいわば分裂が生じはしないだろうかというような危惧を述べられる方があります。それからもう一つは、小さな会で二つも協会

がございませうと、財政とか、経営規模が小さいためにいづれも協会として十分な活動がでない。損害賠償、その他の関係についても出てくるかもしれないけれども、要するに信頼性のある強固な協会というところに育つていかなければならない、困ることになるような面が一つであるのが相当だといふことになるのだらうと思ひます。

そういう面から考えまして、また逆に非常に会員数の多い会だとか、地域が非常に広いところだとかというものは、かえつてまた一つにしてしまひますと動きがつかないといふふうなことが出てこないとも限らないといふことがあるわけであつて、まして、そして先ほど申し上げましたような弊害の面については、これはもとと会員が社員になつて協会をつくる、設立の申請手続をする場合にも、要するに会員が集まつてやるわけであつて、それから、したがつて会の中で自律的に自主的にやれば、そんな弊害があるような形での複数制といふものはつくることがないかやないか。仮にそういうことが分派的な何かがあつてきた場合には、それは連合会とよく相談をして、そういう不合理につくるとする場合はチェックしよう。ただ、本当に合理的に二つあつた方が動きやすい、発注官庁側としてもその方が頼みやすいといふふうな状況が生ずるかも知れない。そういうことが全く予想されないわけでもないのに法律で一つに縛つてしまふといふのは、これはおかしいじやないかといふふうな考え方があるわけであつて、そういう面では法律で一つだといふことに縛りかけませうとしたけれども、自主的、自律的な会の運用の問題と、それから私どもと連合会との意見調整という、そういうことを残しながら、法律の上では複数も可能だといふ形にしておくことが全く現実合つておるといふ結論でこのようになつていたしておるわけでありませう。

○國務大臣(嶋崎均君) 本日の審議と余り関係のないことではございませうが、場所が法務委員会でありませうと、とりあえず御連絡をいたしておきたいと思ひます。

平沢の人身保護請求につきまして、本日十時に東京地方裁判所が判断をいたしまして、まだ詳細な内容等は承知はしておりませうが、すべての請求は不適当である、拘留されている限り死刑の効力は進行しないといふような趣旨で、詳細はまだ書類を取りに行つていふような状況であるやうである、答えから言ひますとそういう判断になつておるやうでございませう。

○寺田熊雄君 今の点は、また一般調査案件でいろいろお尋ねすることにします。先ほどの協会の数の問題で、地域が極めて広いところという問題があるわけですね。北海道の場合、例えば地方裁判所も北海道の場合は複数存在する。そういう広大な地域を考えますと多少頭をひねる面も出てきますが、これは局長としてはどういふふうな考えをもちいらつしやるのか、これは司法書士会に聞いてみればよかつたんだけれども、司法書士会もあそこは一つなのか。そういう点、おわかりになつていたらちよつと御説明をお願いしたい。

○政府委員(枇杷田泰助君) 北海道には札幌に法務局、それから函館、旭川、釧路に地方方法務局がございませう。地方裁判所と同じでございませうが、四つ局がございませうので、司法書士会、調査士会もそれに対応して四つずつございませう。したがつていまして、今度のこの法律で申しますと、その法務局、地方方法務局に対応して協会が一つずつつくられるといふような形にならうかと思ひますので四つでございませうが、今度は逆に、広さの面では四つ分かれていけばいいわけですから、発注官庁の方が、北海道庁というのが札幌にあるわけであつて、ここがいろいろな公共事業の中心で動いておられます。そういうことからいひますと、逆に何か北海道全体のものの発注関係を折衝したりする窓口は一つの方がいいじやないかといふふうな問題が逆にあらうかと思ひますが、そこら辺は北海道全体の四つの協会が話し合つて、いろいろなことで事実上一つの窓口をつくるかといふような工夫は多分されていくのではなからうか

と思ひます。○寺田熊雄君 なお、司法書士の補助者の問題がときどき議論の対象になります。これは衆議院の會議録を拜見いたしますと、局長の答弁は、一定の人数についてのを各単位会との間で決めることになつております、一律に法務局長が制限をするといふような点は改められていふといふやうな御答弁になつておるわけでありませうが、この問題は今後設立される協会についてはどういふ方針で臨みますか。

○政府委員(枇杷田泰助君) ただいま御指摘をいたしましたように、司法書士の補助者につきましては、従前は一人一人について法務局長、地方法務局長が認可をするといふことになつておりましたけれども、それを最近改めまして、規則の二十条というところで、その人数だけを法務局と各単位会との相談で決めて、その枠の中での人数である限りは各司法書士が自由に補助者を置いてその結果だけ届けばいいといふことになつておるわけであつて、ところが協会につきましては、これは協会自体が司法書士、調査士でございませうので、協会それ自体に補助者という概念は直接には持ち込めないと思ひます。具体的に補助者に当たるようなものといふのは職員かと思ひますけれども、この間から御説明申し上げておりますように、實際上の司法書士あるいは調査士の業務に当たるような仕事は、また再委任契約で個々の司法書士、調査士にやらせるわけであつて、したがつて、司法書士業務、調査士業務に当たる事務を協会自体でやる、そのための補助者といふものは必要がないのじやないか。

ですから、むしろ庶務的な仕事を処理する職員が何人か置かれるといふことになるだけだと思ひます。そして、そういうような職員が置かれた場合に、それが理事の業務執行権の発動だといふことでやるという場合に使われるといふ可能性も理論的にはあるわけであつて、そういう場合にも、そういうふうなことで使うといふやうな場合には、これは各協会が協会の内部のことですから目を光

らしておると思いますし、また、会の方からも適切な助言でそういうふうなことをやらせない。よほどの理由がなければやらないというふうな指導を多分するだろうと思います。

○寺田熊雄君 司法書士、土地家屋調査士に對しては土地管轄も定めがない。したがって今後設立される協会についても同様と考えていいわけでしょうね。この点をちよつと。

○政府委員(批田泰助君) そのとおりでございます。個々の司法書士、調査士と同じように、協会についても設立の単位は決めておりますけれども、土地管轄はございませんから隣の県の仕事を引き受けても別に違法ではないということになります。

○寺田熊雄君 なお、従来ありました嘱託登記委員会には解散を命ずることになりますか。あるいは自然に自主的に解散するのを待つということになりますか。

○政府委員(批田泰助君) これは私も命ずるとか命じないとかというふうな関係にもとま立っておりませんで、事実上できている人格なき社団と申しましようか、そういう集まりでございますが、この協会ができましたと、いわばこの協会の母体である委員会は、これは当然なくなるべき性質のものでございます。したがって、両連合会でも協会ができるにつれて公共嘱託委員会というものは自然消滅させるといふつもりで考えておられますが、ただ、従前から受けている公共嘱託の事件があるわけです。その事件が処理の途中であるという場合の処理方法で、協会が設立され

る日までに受注している事件があります。それがまだ事件が終わっていないという場合には残務処理といえます。経過的な問題は残りますので、そういう関係をきれいにやるようにして、そして事実上その委員会というものは解散といひましようか、消滅といひましようか、そういうふうなことに連合会、各単位の指導をやつていくというふうな聞いております。私もそうすべきじゃないかと思つておるわけでありま。

○寺田熊雄君 これは最後にお尋ねをすることにありますが、不動産登記法の十七条の図面の作成です。これは従来からも衆参両院の附帯決議でその整備の促進がしばしばうたわれておる。今回も私も附帯決議事項として考えておるわけでありま。これについてはよほど局長も、また大臣におかれても相当なやはり決意と工夫とをもつて対処していただかなければいけないと思ふんですが、どちらからでも結構ですが、大臣と局長とのこれについての決意を伺いたいと思ひま。

○政府委員(批田泰助君) 法務局等も登記事務に關しまして従来からいろいろなたくさん問題を抱えておりますけれども、そのうちで十七条の地図が整備されてないというところは、これは実質的な意味で制度として重要な欠陥であるといふに私も私も考えております。したがって、この十七条の地図の整備については力を入れてやらなければならぬと思つておりますが、現在その十七条の地図の整備の主力は国土調査法による地籍調査の結果を送つていただいて、それで整備をしていくということでございます。

この地籍調査も国土庁の方でかなり力を入れてやつていただいておりますけれども、かなりまだ年数がかかる。それからまた国土調査の対象地域が実質的には農山村地域というのが主力でございます。登記所の方で実際に急いで必要とするといふのは都市及びその周辺地区、開発されていく地区でございます。そういうふうな地区につきましては早く地図を整備いたしませんと地主層が変わ

つてしまふ、地質が大変更を来すといふふうなことでございます。そういうふうなところの地図の整備を早くしなければならぬということ、私も私も焦るような気持ちを持つておるわけでございます。

この点につきましては法務局の方で独自につくるといふことも考へなければいけないと思つて、ごくわずかずつでもやつておりますけれども、御承知のとおり現在の法務局ではそのような大がかりな事業に取り組むべき人的あるいは予算的な余裕がございません。したがって、今後おかげさまで登記の特別会計制度が創設される、また一方、事務の抜本的な改善としてのコンピュータ化が進められるといふことに伴ひまして、法務局に力がついてまいりましたならば、法務局みずから力でもその十七条の地図の整備の方に力を持来向けていくべきであらうといふふうな考えておりますが、何にいたしましても国土庁の地籍調査について今後とも強力に推進していただくことを期待するとともに、私も自身でも力をつけて一刻も早く十七条の地図を整備するということにこれからは懸命の努力を続けていかなければいけないといふ考へ方でございます。

○國務大臣(嶋崎均君) ただいま民事局長から説明をしたとおりでございます。我々も今度のコンピュータ化等の施策によりまして、その人員をどういふように処理をするのかといふようなことも、さきの法務委員会御質問がありまして、その際にもそういう趣旨のことを述べておきましたのですけれども、今後とも地籍調査の進捗につきまして工夫を重ね、国土庁にも大いに協力をしてもらふことが第一でありますけれども、我が方としてもそういう余裕ができましたら、その充実に振り向けるような気持ちでぜひ対処をしていきたいといふふうな思つておる次第でございます。

○寺田熊雄君 ちよつと今落しました、その問題で土地家屋調査士の活用という点はどうなりますか。

○政府委員(批田泰助君) 先ほどもちよつと触れましたように、法務局では現在極めて小規模でございますけれども、十七条の地図づくりをやつております。この際は土地家屋調査士の全面的な協力を得まして、そして、いわば法務局と土地家屋調査士とが一体となつて一筆一筆の筆界確認をした上で、測量関係は調査士の方にやつていただいて図面も作製していただくという形で行つておるわけでございます。したがって、今後の十七条地図を法務局が主体となつてつくるといふ場合には現在より以上また調査士の御協力を得て、むしろ一体となつてやつていくべき、そういうものだといふふうな考へております。

○寺田熊雄君 ちよつと時間が余りましたので、大臣に、先ほど大臣が御親切に私どもに報告してくださった問題の確認をしますが、結局平沢貞通氏の人身保護法上の請求が東京地裁で却下されたといふことをおしやつたわけですね。

○國務大臣(嶋崎均君) 詳細は私自身も見ておりませんけれども、平沢に係る人身保護請求事件の裁判結果として、速報としてここに入つておるところによりまして、本日十時に、決定の本文といたしましては、第一に「本件各請求をいづれも棄却する。」「二番目に「手続費用は請求者らの負担とする。」「といふことになつております。決定理由の骨子といたしましては、御承知のように、法務大臣、検事総長、宮城刑務所長及び仙台拘置支所長に出しておりますのですけれども、に対するところの「人身保護請求は、拘束者の地位にないものに對する請求であつて不適法であり、棄却すべきものである。」「といふ趣旨でございます。それから二番目に、「八王子医療刑務所長に對する請求については、死刑の確定裁判を受けた者がその執行を前提として拘置されている場合は、死刑の時効は進行せず、従つてそのような状態で三十年を経過したとしても時効は完成しない。」「といふのが決定理由の骨子として報告をされたものになつておる次第でございます。

○寺田熊雄君 ありがとうございました。終わり

ます。
○橋本教君 それでは法案に返りまして、前回に続いて質問させていただきます。

きょう私は十九条、いずれも両士会に關係をいたします十九条に關連をして質問したいと思うのでありますが、まず司法書士法の十九条を読みまします「司法書士会に入会している司法書士でない者は、第二條に規定する業務を行つてはならない。ただし他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」、こういう規定がございまして、調査士法の方を見ますと、同じ十九条の規定がありますけれども、非調査士等の取り締まりとして「調査士会に入会している調査士でない者は、同じように「第二條に規定する土地又は家屋に關する調査、測量、これらをする必要とする申請手續又はこれに係る審査請求の手續をすることを業とすることができない。」、原則はこういうふうに決まっていますわけです。司法書士法の場合は「ただし他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」、というのが入っておりまして、これは調査士法の方に入っていないのですが、この違いはどこにあるんでしょうか。

○政府委員(枇杷田榮助君) これは特段の理由があるというふうには考えませんが、土地家屋調査士法も他の法律で特段の定めをして、この場合には調査士法の十九条の規定を適用しないというふうな規定をされればそれは当然生じるわけでございますので、実質的には全く変わりがない。ただ、それを明文の上で書いたか書かないかというだけの違いだろと思ひます。

○橋本教君 そうすると、実質的な大きな違いはないという御趣旨ですが、そうすると両法の整合性からいって書いておいてもよかつたのではないかと、この意見もまたあるんですが、いかがでございますか。

○政府委員(枇杷田榮助君) それは書いておいてもいいわけでございますけれども、この司法書士法ができた当時、土地家屋調査士の業務とダブルするような關係にあるようなものがその際にはなかつ

たということが特に規定としてうたわなかつたことだろと思ひます。
○橋本教君 現時点では書いておいてもいいわけですか。

○政府委員(枇杷田榮助君) 現時点でもその明記をしなればならないという、まあ協会の問題があるような業法があるとは考えませんが、もしもはつきり書けばそれは書いた方が明確といえども確だと思ひます。
○橋本教君 司法書士法の十九条の關係で、それでは「ただし他の法律に別段の定めがある場合」というこの「場合」は現時点ではどういふ法律でどういふ定めがあるというんですか。

○政府委員(枇杷田榮助君) 例えば弁護士法などがそうだと思います。
○橋本教君 それについては調査士法の十九条で、弁護士の場合は「この限りでない。」と書いてあるわけですね。ですから、どつちからいっても同じなんです、両方の整合性をこの際はつきりしてもよかつたのではないかと、一つ気がついたので申し上げたということです。

そこで、私がきょうこの問題でお聞きするのは、そういう条文の整合性はその程度でいいんですが、この十九条は職域の確保と職務の公正を社会的に保障する上で厳格に私は守られねばならない大事な規定だ、こう思つております。したがつて、この十九条第一項違反については両士法とも罰則をもつて厳しく規律しておるわけです。実際にこの十九条一項違反で刑罰に処せられたというような事例は多いんでしょうか、ごくまれなんでしょうか。

○政府委員(枇杷田榮助君) 皆無ではございませんけれども、まれのように承知しております。

○橋本教君 この問題で私は一つ解釈としてはつきりしておきたいと思ひますのは、日本土地家屋調査士会連合会の会長から昭和五十七年六月二十二日付で民事局長に伺ひが出されて、その内容は「測量士等が業として他人の依頼を受けて、不動産の表示に關する登記につき必要な土地又は

家屋に關する調査・測量をすること及び地積測量図等を作製することは、土地家屋調査士法第十九条第一項本文の規定に該當するものと解します。」「いかにがでつか」といふ照会がなされまして、五十七年九月二十七日に民事局長の回答で、法務省民三第六、〇一〇号ですが、「照会のあつた標記の件については、貴見のとおりと考えます。」という回答がなされておりますが、これは現時点でも変わりがございせんか。

○政府委員(枇杷田榮助君) ただいま御指摘のとおり、この回答を民事局長が出してあります、現在でもその考え方には変更はございせん。

○橋本教君 この点で私は、前にも国会で議論になったんですが、補償コンサルタント、これを業とする企業のあり方が問題になるのではないかと、この危惧を抱いておりますので、この点の疑義をただしていきたく、こう思つてあります。この補償コンサルタントというのは、どういふことで社団法人日本補償コンサルタント協会の設立を認め、またどういふものとしてこれを扱つておるか、どういふ業を内容とするものを補償コンサルタントというように見ておるか。建設省にお越しだと思ひますので、ちよつとその点御説明いたしたいと思ひます。

○説明員(高嶋久君) お答えいたします。

補償コンサルタント協会は昭和五十二年七月十一日に設立認可しております。そして、この当協会は用地補償業務の増大等に伴ひまして用地補償業務の発注量が非常にふえてきているということ、その業務内容もまた複雑多様化してきておるわけでありまして、そういう用地補償業務の一翼を担う補償コンサルタントの健全な發展を図るといふ観点から設立されたものであります。したがつて、その業務内容を見ましても、研修であるとか講習会の開催というものが第一に掲げられておるわけでありまして、そして、もとより公共事業は建設省だけが所管しているわけではありませんけれども、用地補償業務について補償コンサルタントに業務を発注している企業者が数多くある中

で、建設省が一番多いというようなこともございまして、關係省庁とも相談の上、建設大臣の認可法人として設立したわけでありまして。

○橋本教君 その点に關連をして、建設省はこの補償コンサルタントの登録規程を設け、登録制度を公証的におつくりになつてきたようですが、これの趣旨はどういうところにございせんか。

○説明員(高嶋久君) 補償コンサルタントの登録規程というのは昨年設けて十月一日から施行しておりますけれども、この補償コンサルタント登録規程というのは建設大臣告示でありますから、建設省の立場でいいますと、建設省の用地補償業務を円滑に遂行するためにという立場で設けられたものであります。端的に言いますれば、建設省所管事業につきまして企業者が何らかの形で用地補償業務について委託に出すという場合に、どういふ業者が適正な補償業務を遂行できるかという発注者としての立場の目安にするというふうなことが一番大きな目的かと思ひます。

○橋本教君 現在これに登録されている会社は、この社団法人の補償コンサルタント協会に全部入会している会社ですか。

○説明員(高嶋久君) 正確な数字は今持ち合わせおりませんが、協会員以外でも相当数登録されております。

○橋本教君 そうしますと、協会に入つてなくても補償コンサルタント業務を扱う者で登録を適當と認めた者は入れる、こういう建前になつておるわけですね。

○説明員(高嶋久君) そのとおりであります。

○橋本教君 そこで、この補償コンサルタント登録規程、これは建設省がおつくりになつておるのだから、その第二條を見ますと「補償コンサルタントのうち、別表に掲げる登録部門に係る補償業務を行う者は、この規程の定めるところにより、建設省に備える補償コンサルタント登録簿に登録を受けることができる。」と、こうなつておりました、この別表に掲げる登録部門、これを見ますと、一つは土地調査部門というのがございまして、土

そこで法務大臣にお願いしたいことは、国会でこういう論議がなされ、十九条の厳格な遵守といふ点からいって、建設省も相協力して、補償コンサルタント会社が違法な状況にならないように適切な指導等について、建設大臣にも法務大臣の立場からひとつお申し入れをしていただいて協議をお願いしなくてはならぬなと私は思つて質問したわけですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(嶋崎均君) この問題については事務的にも建設省と連絡をしているやに聞いておりますけれども、今後その処理が適正に行われるように十分注意をして運営していかなければならないというふうに思つております。

○橋本敦君 重ねてその点について、今度協会が

設立をされまして、公共登記の嘱託等があるいは調査等が協会にということが今度の法案で一つの大きな目玉でありますから、これを育てていくという意味から言いますと、補償コンサルタントの業務が十九条違反の疑いがあるまま広がって、そして公共の事業の關係で公の嘱託登記が依然としてこつちへ来ないというふうなことになるわけはいいませんので、今お話しやつた協会は一層各關係省庁へのこの問題について周知徹底の方の一つとしてぜひお願いしたいと、こう思うわけがあります。

この十九条に關連をしてひとつ民事局長のお考えを聞いておきたいと思うんですが、司法書士の皆さんなりあるいは土地家屋調査士の皆さんがそれぞれの職務の十九条の具体的な実践として、社会的にも職域の適正な確保をおやりになる自主的な運動というものは、私は当然尊重すべきだと思ふんですが、そういう意味でここに一つ、これは昭和五十六年四月二十四日ですが、東京土地家屋調査士会の大田支部と東京都大田区が協定書を書きまして、区の業務の発注につきましては、土地家屋調査士業務については大田支部の会員に発注する業務委託、これは原則として大田支部が責任を持って会員を大田区に推薦をする、それに対して大田区の方が業務を発注するという、そういうようにして相互に指導監督に共同の責任を持つて当たりましょうと、こういう協定を結んでいるわけですね。

これは公共事業の登記を今度は協会にと、こうなりますから、今度は協会が主体になってこれをやればよろしいわけですが、今後司法書士会なりあるいは土地家屋調査士会なりが、その協会が設立された場合に、協会として公の団体に対してこういう協議を進めて一定の合意に達して、業務の円滑な運営を公共嘱託登記について一層広めていくというようにするのでもいいことではないかと思つてこの協定を見ておるんですが、局長のお考えはいかがでしょう。

○政府委員(枇杷田榮助君) ただいまの協定は具

体的には私存じませんでしたけれども、協会ができた後はそのような形のものが官公署と協会の間にできるということが望ましい、この法律をつくった趣旨に沿うことではあるというふうな考えます。したがって、発注官庁側の方に協会側がいろいろとその協会ができた趣旨、内容等について説明をし、理解を求めるといふ努力をしなればならぬと思ひます。また会の方も従来から、ただいまの大田区の例で引かれまして、発注官公署等の方との連絡を持つておる場合がかなりありますから、会の方も側面的にそういう面について協力をしていくというふうな体制がとられるべきものだと思います。

○橋本敦君 わかりました。終わります。

○柳澤鍊造君 今回のこの法改正によつて公共嘱託登記協会というのでできるわけでありまして、できる以上は司法書士会の方とこの協会の方がうまくいかなければいけないと思ふんです。だからそういう観点から二、三の点を聞きましてまいるわけですが、第一には、今もお話出ているんですが、七、八の七と十九条に「司法書士会に入会している司法書士でない者」、こういう表現が出てくる。司法書士会というものは司法書士の資格を持つた人が入るところだと思ふんですけれども、そのところはどうしてこういう表現が使われるんですか。

○政府委員(枇杷田榮助君) 御指摘のように、この表現はちよつと読みにくい点があるかと思ひます。読み方によりましては司法書士会には司法書士でない者も入会しているというのを前提にしたような書き方だというふうな読まれる方もありうかと思ふのでありますけれども、これは一昨日の委員会でも御説明いたしましたように、司法書士の中に司法書士会に入会している者と入会していない者がある。その中で司法書士会に入会している司法書士、それを取り上げてまして、それでない者という意味で書かれていたわけでございます。

非常に読みにくいといへば読みにくいのであり

ますが、現行の十九条でそのような表現を使つておりますので、新しくつくり直した十七条の七の二項でも同じような表現を使つたわけでございまして、要するにこの十九条で申しますと、司法書士でない者は司法書士業務をやつてはいけません、そして司法書士であつても司法書士会に入会してない者は業務をやつてはいけないという内容でございまして。ちよつと表現として、ただいま申しましたような、そういう観点を適切に短く表現をするという言葉がなかなか見当たらないという結果がこういうことになっておりますが、おつしやるとおり、読み方によつては非常に奇妙な表現だといふことは、これは御指摘のとおりかと思ひます。

○委員長(大川清幸君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、石本茂君が委員を辞任され、その補欠として柳川覺治君が選任されました。

○柳澤鍊造君 そういうふうなわけであつただけならよろしいので、あえて私もこれ直せとは言わぬけれども、この次法改正やられるときには、やっぱりだれが読んでも理解ができるようなそういう文章にしたいだきたいと思ひます。

それから次に、この十七条の九ですが、「司法書士会は、所屬の司法書士が社員である協会に対して、その業務の執行に關し、必要な助言をする」とございまして、これちよつと仮定の話になるが、こういう場合にこういうことをやつて、そして協会の運営をうまくやるようなことを考えているんだという、どういうケースのことを考えてこの文章を入れたのかということをお聞きしたいんです。

○政府委員(枇杷田榮助君) これはいろいろなケースがあり得ると思ひますが、一番大きく作用してまいりますのは報酬の關係だろと思ひます。先ほども寺田委員の御質問にお答えしたところでありますけれども、発注官庁から協会が仕事を受

けます。受けるときに、そのいわば対価、報酬を決めるわけでございますが、と同時に今度はその受けた仕事を個々の司法書士、調査士にまた再委任で仕事を分配いたします。そのときにまた個々の司法書士、調査士に対して報酬をどうするかというのを決めるわけなんです。その個々の司法書士が受ける報酬は、これは原則的には会則で決めていることになるので、会則で決まらねえもので、それから、会長の承認を受けて決めるというふうなやつていくわけなんです。そういう実質的な内容のものでございまして。

したがって、その個々の会員に対してどういふふうな報酬を払うかということ、それが決まりませんと今度は発注官庁に対してどういふ金額で受けるかということが出てこないというふうな、そういう實際上の運動があるわけなんです。したがって、報酬を決める場合に会の方とよく連絡をとつて、そしてまあこの辺ぐらひならほかの会員、個人として受けている者もありますから、そういう者とのバランスその他からいってどうだろうかというふうな意味での助言は会は積極的にしなければならぬ、協会の方でも会の方の意見を聞いて動かなければ實際に動けないということがあると思ひます。そのほかに、ほかの分野につきましても助言を受けるということはいろいろ想定されるわけでございまして、ただいま申し上げました報酬關係が一番重要なことにならうかと思ひます。

○柳澤鍊造君 わかりました。

それと似たような關係で、この法律の改正によつて協会ができる。それを關係の方面に周知徹底させると思ふんです。それを法務省がおやりになるかどがおやりになるかわからないんですが、法務省なりそのおやりになるところが、こういう協会ができましたといつてそのPRも当然やらなければいけないけれども、その協会のPRばかりやつちやつて、それで、今までも司法書士個人そのものが公共嘱託のそういうものを扱つてきて

いたケースがあったわけだから、そういうものを否定するものではないんですよというふうな、そういうことも含めて、何というんですか、周知徹底をさせていただきたいが、いかがなものですか。

○政府委員(枇杷田榮助君) この協会をつくるということにいたしましたのは、個人でやっていると不適当だから法人化をするという意味ではないわけでございます。むしろ司法書士、調査士という専門家を実質上通らないで公共事業関係の登記嘱託をするということに問題があるということにこの法改正の主眼点があるわけでございます。したがって、おっしゃるとおり、個人がやってもいいんだというふうなことは、これは当然の前提でございますので、そのことは発注官庁側の方にも誤解を招かないようにしなければならぬだろうと思ひます。そういうことは、各発注官庁等と協力を接する際にもそのことは協会の方も十分に説明をすべきだと思ひますし、また会の方も、先ほど橋本委員の御質問にもありましたように、かなり発注官庁と現在でも交渉があるわけでございます。そういうところへの周知徹底にもそのことは十分に含んだそういう態度で臨むべきだということは当然必要かと思ひます。

○柳澤謙造君 ありがとうございます。

それで、あわせて、一昨日のときも官公署の公共嘱託登記で金額の大きいものなんかについては数人なり数十人で受託団をつくってやってきたというケースがありましたという御答弁がありました。それで、その形は個人受注の形や共同受注の形やいろいろあったけれどもという御答弁があったんですが、したがって、協会をつくった、できるならばそれは局長答弁なさっているように、みんながここへ入ってくださいます、それでこの協会でもうまいくようにという、そういう形でその協会に入っているのもよろしい、それからまた個人でもって言うならば合同事務所みたいなものをつくって、そしてまたもってそういうことをやっていくこともよろしい、いろいろの方法についてでき

るだけやりやすいようなことを考えているんだというふうなことをこれからもお考えもいただきたい、そういうことの道も開いていただきたいと思ひますが、その点いかがですか。

○政府委員(枇杷田榮助君) 個人的に受注するやり方についてはいろいろな形態があると思ひます。先ほど来申し上げておりますように、この法改正の趣旨は今司法書士、調査士の手を経ないでやっているその事件をなるべく専門家の手を経てやるようにということがねらいでございますので、おっしゃるとおり、いろいろな形態でやるということもこれは違法ではございません。一番実際に合ったようなやり方でやるということは、これは現在どおり許されてしかるべきだと思ひます。

○柳澤謙造君 ぜひそのことも考えていただきたい、みんながやりやすいように考えていただきたいということをお願いをしておきます。

最後に、これはこの資料を私見で、司法書士、土地家屋調査士の登録した人や、それから登録の取り消された方というのが過去十年間ずつとあるわけなんです、この十年間トータルしてみますと、司法書士の方では登録された方が六千六百十五名おるわけなんです。同じ間に取り消された方が四千二百十名、登録の六八・九%が数字の上でいくと取り消されている。それから土地家屋調査士の方になりますと、この十年間に登録された方が六千八百九十九名、取り消された方が六千七百七十五名、八九・五%。

それで、御年配になつて例えば亡くなったとか、それからそういう年配でもって仕事をしたくなくなるからもう私はやめますわというふうな格好での取り消しはわかるわけですけども、そうでなくて、言うならば司法書士なり土地家屋調査士なりの本来の果たすべき任務を果たさないで、何というんですか、組織なんかで言えば除名されるとか、いろいろそういう処分の意味でもって取り消しというふうなのがこの中にどの程度いるのかということがおわかりなら御説明いただきたい

んです。

○政府委員(枇杷田榮助君) ただいまお示しの数字で新規登録にかなり近い数字の登録の取り消しが行われておりますのは、お話しございましたように、これは死亡とか廃業とかということによるものが大部分でございます。そして、その登録の取り消しのうち何か非違行為がありまして有罪判決を受けて、そして欠格事由が生じたということを取り消された者は、この十年間で、たまたま同じ数字でございますが、司法書士についても土地家屋調査士についても二十六名ずつでございます。そのほか、有罪判決ではございませんけれども懲戒処分を取り消されたというのは、これはちよつとごく最近の数字しかございませんけれども、司法書士が五十七年、五十八年、五十九年、五十九年にも二名と、過去三年間ではそうなっております。なお、今の懲戒処分の場合には、五十八年と五十九年に一名ずつは兼業者が非違行為を起して両方の取り消しを受けているということになっております。

○柳澤謙造君 数の上からいけば、不正行為といましようか、そういうことでの取り消しというのは私それほど多い数ではないと思ひます。だから、そういう点であればそう心配したことはないと思ひます。したように、司法書士の方は試験を受けた人の二%しか合格をしてない。それから調査士の方になつても三%ぐらいいしか合格してない。いろいろ試験があるけれども、これほど厳しい試験というのは私ないと思ひます。だから、それだけこの司法書士なり土地家屋調査士なりの權威が高いといううか、そういう高い質を要求しているんだと言え

ばそういうことになつて思ひます。同時に今申し上げたように、今度合格して登録している数と消えていく数が余り変わらない。もう司法書士なり土地家屋調査士なりというものは、大体数が今の日本の現状からいって、そんなにふえてもみんなが仕事になつてやう、今程

度のところもう飽和点だと言へば話は別ですね。しかしながら、これもこの間の資料を正確にきょうももらいましたけれども、十年前と比べてかなり件数はふえている。

ですから、そういう点に立ちまして、ここでもって今すぐこれどうしてくれとは答えは求めませんけれども、この試験のあり方とか、そういう登録するについてのそういう物の考え方というものを何らかの機会のときに一回やはり検討して、どういう方法がいいのかということをお考えいただきたいということ、これは要望だけ申し上げておきますが、いかがですか。

○政府委員(枇杷田榮助君) 司法書士会、調査士会におきまして、この制度を支えていく人たちの需要に対してどういうふうにかたえていくべきかという観点から、試験のやり方等については常時検討を加えていかなければならないと思ひます。ただいま御指摘のような観点でこれからもうそういう点については十分な配慮をしながら試験制度その他を運用してまいりたいと思ひます。

○委員(大川清幸君) ほかに発言もなければ、質疑は結局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(大川清幸君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(大川清幸君) 挙手総員、全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、寺田君から発言を求められておりますので、これを許します。寺田君。

○寺田熊雄君 私、ただいま可決されました司

法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、国民会議、日本共産党、民社党、国民連合の各派及び各派に属しない議員中山千夏君の共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案
政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について努力すべきである。

一 日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会の運営については、その自主性を高めるよう引き続き検討すること。

二 司法書士及び土地家屋調査士の業務の専門性にかんがみ、その資質・能力の向上を図るため、両連合会及び各単位の行う研修に協力すること。

三 公共嘱託登記司法書士協会及び同土地家屋調査士協会の設立許可に関しては、両連合会の意見を尊重して行うこと。

四 公共嘱託登記の協会の制度がその目的を達成するよう関係諸機関にその趣旨の周知徹底を図ること。

五 不動産登記法第十七条の地図については、更にその整備を図ること。

以上でございます。

○委員長(大川清幸君) ただいま寺田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(大川清幸君) 挙手総員、全会一致と認められます。よって、寺田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、嶋崎法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許し

ます。嶋崎法務大臣。

○国務大臣(嶋崎均君) ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○委員長(大川清幸君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大川清幸君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午前の審査はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時三十九分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(大川清幸君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

檢察及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○寺田熊雄君 午前中に大臣から御報告のありました平沢貞通に係る人身保護請求事件が東京地裁で棄却された件であります。今いろいろと承りまして、一遍の趣旨は、死刑執行のために拘留せられて以上は判決確定後三十年たっても時効は完成しないということにあるようであります。この決定に対してはまず大臣の御所感を伺いたいと思

います。

○国務大臣(嶋崎均君) 東京地方裁判所は平沢死刑囚の解放をめぐる人身保護請求事件につきまして、請求者の主張をすべて排斥し、死刑の確定判決によって拘留されている以上、刑の時効は進行しないと明確な判断を示し、本件請求を棄却する決定を下したのであります。この点につきましては、かねてから平沢問題について時効をどういうぐあいに考えるかという点について私どももたびたび委員会等でも質問を受けてお答えを

しておったところでございまして、そういう趣旨が認められたというふうな判断をしておるわけでございます。そういう意味で、機会あるごとく我々が説明をしてきた趣旨が正当なものであるというところを裁判所の方で是認された点につきまして、我々自身から見まして非常に意義のある決定であるというふうな思っております。

○寺田熊雄君 この問題が国民の注意を引きましたゆえんのは、結局刑事訴訟法四百七十五条の第一項が「死刑の執行は、法務大臣の命令による。」第二項は「前項の命令は、判決確定の日から六箇月以内にこれをしなければならぬ。」という規定がありますが、その規定が全く空文に帰しているというところに原因があるのではないかと申すのであります。この規定は刑事訴訟法の改正時に占領軍が、死刑の言い渡しを受け、その判決が確定した者を長くそのままだに置いておくことは残酷である、いつ執行されるかという恐怖にさいなまれる者をいつまでも置くことは大変残忍なことだ、だから早期に執行すべしというアドバイスなり要請がありましてそういう規定が生まれたようであります。これはアメリカの国民の意識と日本の国民の意識の多少そこへ食い違いがあることを感ずるのでありますけれども、もとはとて言え

ばやはりこの規定が守られなかったところにある原因が潜んでおるようであります。

もちろん、ただし書きがありまして、再審請求なり恩赦の請求があればその間は執行を停止できるという規定がありますので、多少それに便乗した傾きはないではないのでありますけれども、しかしやはりこの規定が無視されたことは間違いないのであります。この点については大臣はどういうお考えでしょう。

○国務大臣(嶋崎均君) 死刑が一度執行されればなかなか回復したい重大な結果を招くことは御承知のとおりでございます。たとえ死刑の判決が確定した後でありまして、刑の執行命令権者としての立場から、確定記録等を十二分に精査いたしまして慎重に死刑の執行の是非を決定すべきこ

とは当然のことであろうというふうな思っております。その点は今度の判決の中でもそういう点に触れておるところがあるわけでございます。そういう意味で今後とも十二分にその死刑執行の是非を判断していく場合に、裁判記録等というふうなものを十分検討して判断をしないかなければならぬというふうな思っております。

特に、御承知のように平沢の場合につきましては、過去十六回の再審が行われておる、今十七回目の再審が行われておるという状況であるわけでございます。その結論が出るまでの間執行を差し控えるというふうな考え方で過去推移をしてきたものであろうというふうな思っております。また一方、御承知のように恩赦も今回、五回目が出ておるというふうな状況でありますので、そういう点を踏まえて判断をしなければならぬというふうな思っております。

いずれにしても法務大臣としましては死刑の確定判決が出ておるといふ事実、その事実は十分尊重をしてやらなければならないことはもちろんであります。そういうような観点からこの死刑問題というものを私自身としても深刻に考えておるわけでございます。過去もそういう再審なりあるいは恩赦というふうな事実があったというふうなこともあつて今日に至つておるというふうな思っております。

○寺田熊雄君 この問題は私は住法務大臣のときにもお尋ねをしたんですが、大臣は死刑の執行命令に判を押されたかとお尋ねしたときに、記録をよく読んでその結果判断せざるを得ませんというお答えがありました。大臣としてはどういうふうにお考えでしょう。

それからまた、この刑事訴訟法の規定には四百七十九条に「死刑の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るとき、あるいは女子が懐胎しているとき、これは死刑の執行を停止する」という規定があります。平沢氏の場合は御承知のように満九十三歳を迎えたようでありまして、老齢のときには刑の執行を停止するというような規定はもち

ろんありませんけれども、九十三歳の高齢ということ、それから判決の言い渡し後三十年たつて、事件に対する社会感情の変遷であるとか融和があるかどうか、そういう点も考慮する必要があります。

○国務大臣(嶋崎均君) 御承知のように、法務省の仕事を考えますと、犯罪事件があつた場合に、その調査から立件、さらには裁判の運営にいろいろの意味で協力をし、助力をしていく。さらにその判決があつた場合には、その判決に従ひまして刑を確実に執行していく。そういう中で、できるだけ更生が図られるような人々にはその更生を図っていくというふうな一連の仕事が私はあるのだらうというふうな思つております。

事、死刑の問題につきましても、多くの裁判過程の中で慎重な論議が重ねられて死刑の判決が出ておるわけでございますから、それを受けて適正に執行するというのは私は法務大臣の仕事として当然な仕事であるというふうに思つておるわけでございます。ただ、この判決が出ましてもからいろいろな再審その他というふうな問題がありまして、その再審等を慎重に考へて、そして死刑の執行というものを判断していかねばならぬし、そういう意味で裁判記録の内容等につきましても十二分に精査をさせていただいて判断をしていかねばならぬというふうに思つておるわけでございます。

また、世上一般もこの死刑問題についていろいろな論議があることは私は承知をしておりますけれども、日本の場合においては、やはり死刑というもののついてそれを存置すべきだという意見が大多数でございますし、そして範囲その他の問題については、その範囲を少し縮小すべきであるとかいような議論はもちろんですけれども、しかし死刑自体はどこまでも残していかねばならぬというふうな議論も多いようであります。私はそういうふうな基本的な考え方での問題を考へていきたいと思つております。

ただ、今御指摘のようになりますので、この三十年という日月、そして、そういう中でいろいろな

判断があつて今日までまいりましたと思うのですが、最近、私は非常に残念だと思ふんですが、この問題に冤罪事件じゃないかというふうな報道等が行われ、それをめぐつていろいろな論議があることもまた承知をしております。しかし何しろ過去十六回にわたる少くなくとも再審の中では、これはもう平沢が犯人であるということが決定して今日までできておるというふうな経過もあるわけでございます。したがういまして、この問題についてはやはり我々の何というか、こういう問題の取り扱ひ方の難しさというのがあると思いますが、十二分に理解をされていらないところがある。この問題をいよいよ深刻な状態に持ってきた一つの理由であるというふうにも考へておるわけでございます。それからそういう問題の処理については法務省としてもやはりきちつとした考え方での対処していかなければならぬと思ひます。

それからもう一つの問題、なるほど九十三歳にもおなりになつておられる今日でございます。八王子の医療刑務所に移したということもいろいろな背景がありまして、たまたまこの人身保護請求が出ましたということとあわせて、そういう移送というか、八王子の刑務所に入つていただいたというふうな経緯もあるわけでございます。しかし、私たちはそのことによつて平沢問題をどう処理するかということについて、例えば心神喪失の状態にあるからどうだとかいような問題は全くありませんし、本当に高齢に達したということとで異常なときとどう対応できるかということとを基本に置きまして、それにたまたま今度の人身保護請求の問題があつて、東京におられたらぜひ審尋をしたいというふうなお気持ちもあつたということがプラスになりまして、そういうことを考へたというふうな次第でございます。

いづれにしても、そういうふうな状況でございます。なほ十七回、四回、五回の恩赦というふうな事態がありまして、今度の人身保護請求の問題は、これ時効問題を中心にして議論をされておるわけでございます。これらの結論をよく

見ながら判断をさせていただきたいというふうな思つておる次第でございます。

○寺田熊雄君 今大臣のお答えの中にありました八王子医療刑務所に平沢を移したという問題ですが、これは満九十三歳の高齢だということ、その平沢の健康を重く見ての措置でしようか。今大臣がおつしやつた裁判所が平沢を審尋したいという意向があるやに聞いたことも多少配慮したということのようではようか。

それと、もしそういう本人の健康をおもひかつての措置だということになりますと、やはり今後平沢氏を八王子医療刑務所にとめ置く、そこで拘留するということになるのでしようか。その点をお考えをお尋ねしたい。

○国務大臣(嶋崎均君) 八王子の医療刑務所に移したことの理由でございますけれども、何しろ高齢でございますから、今、自身、新聞等で報道されておられるように、非常に健全な物の考へ方をとつておられる御老人ですから、老齢に伴つてところの体の衰えというのはいささかあるわけでございますが、そういう中では割合しやきつとした状態に立つておられるということは事実でありますけれども、しかし一たび何か悪い事態が起きた場合に、宮城刑務所仙台拘置支所の中でそれが対処できるかということになりますと、なかなか難しい状態にあるというふうに私は判断をしておるわけでございます。そういう意味でなるべくそういう異常な事態が起きた場合のこととぜひ念頭に置いておかなければならぬ。というのは、実は着任以来たびたびこの問題は質問を受けておつたことであるわけでございます。

そういう場合に、何の原因もなしにそこから八王子の医療刑務所に移すということになりますと、仙台の拘置支所から医療刑務所に移されたこと、そのこと自体がまたいろいろな変わった判断を生む可能性もあるし、またいろいろの意味での御議論の種になるかもしれない。そういうことを実は我々自身も非常に心配をしております。

そういうときにまたた人身保護請求の問題が出てまいりまして、そういうことと合致をしておるなら、報道等とはちかとして、割合余り異常な判断も出ないときに移せるのではないかと、いようなことを並行的に考へて、八王子の医療刑務所に移したというのが現実であるわけでございます。

○寺田熊雄君 よくわかりました。今後、やはりそうしますと相当これはもう八王子医療刑務所に拘留するという御判断ですね。

○国務大臣(嶋崎均君) その点につきましては、本日裁判がありまして、聞くところによると最高裁に特別抗告をされたというふうな状態が現に続いております。そういう状況の中で推移するであろうということは当然のことだと思ふんですが、当面の問題は、そういう状況の中で推移するであろうということでございますが、今まで申し上げた事情でおわかりいただけたと思ひますけれども、そういう九十三歳にも達せられた人に対してどうするかということが基本的に我々考へた問題点であります。やはり医療刑務所に当面ずつといつていただくということになるのだらうというふうに思つております。

○寺田熊雄君 最後に、恩赦の出願なり申し出があるやに聞いておりますが、これに対してはどういう措置をとつておられますか。

○政府委員(寛榮一君) 御承知のように、現在第四回目と第五回目の恩赦が出願されておるわけでございます。中央更生保護審査会が現在審議が続けられておりますので、その推移を見守つておるというのが私どもの立場でございます。

○寺田熊雄君 それでは、今の平沢問題はこれで質問を終えます。

次は、指紋押捺問題についてお尋ねしたいと思ふんですが、指紋押捺問題ではいろいろ新聞関係で報道がなされて、外務省はこの指紋押捺制度の改正に積極的であるかのようなふうにかがわれる。警察庁は絶対反対の趣旨をこの委員会

でもおっしゃっておられる。法務省はどちらかというと消極的であるけれども、しかしそこに多少の配慮をするのかのときニュアンスが感ぜられる。そういうふうな感じを受けるのですが、まず外務省にお伺いしたいんです。韓国外務省の実務者との会談で、韓国は強く制度の根本的解決を求めたというふうに報道せられておりますが、そのとおりでしょうか。

○政府委員(有馬龍夫君) 二十三日の両国のアジア局長の間での非公式の意見交換におきましては、韓国側が先般の指紋押捺の運用改善措置について、これは十分なものではないと思っている、そして早急にこのようなこと、指紋押捺を行うというようなことはやめてほしいという要請がございました。

○寺田熊雄君　法務省が主務官庁でいらつしやるので、法務省としてはこの指紋押捺制度を廃止するということとはもう全然考えていらつしやらないわけでしょう。ところが外務大臣の方は、何か今回の、つまり指紋押捺の方法についての方針で満ち足りているというわけではないというような趣旨のことをおっしゃっているような報道がありますね。それはどういうことを意味するのか。つまり指紋押捺を原始登録のときの一回きりにするよううなことも考慮しているという趣旨なのか。その辺のところ、ちよつと法務省と外務省にお氣持ちを伺いたいと思うんですが。

○國務大臣(嶋崎均君) 指紋問題も、外国人の皆さん方の国内におけるところの地位なり、あるいは待遇問題につきましては、いろいろな意味でそのいは待過問題につきましては、いろいろの意味でそのいは制度をどういうぐあいにするかというのは今後慎重に考えていかなければならぬ問題であろうと思ひますが、とりわけ、こういう問題を考えるべく場合に、国内的な事情だけじゃなしに、やはり国際的な点についても十分配慮をして考えていかなければならぬことは私当然必要なことだということに思つておるわけでございます。

しかし、御承知のように、前々も御答弁申し上げたかと思いますが、この外国人登録法の改正、

これは昭和五十七年に行われたわけでございます。そのときに、ある意味で幾つかの緩和措置か改善措置というのですか、講じたことは事実であるわけでございます。非常に残念なことには、その直後からどうも指紋問題というのが論議になって今日に来ておる。非常に私も残念なことだというふうに思っておるんですけども、そういうこととに絡みましていろいろな御議論があるということ、そしてまた既に御承知のとおり、昨年の九月に在日の韓国人の皆さん方の地位あるいは待遇の問題につきまして、今後引き続き改善に努力をするというような、何というか、言葉が入っておる経過もあつたわけでございます。そういうことで、やっぱりこの制度というものは何とか解決していかなければいかぬというふうに思い、また国会の中でも制度的あるいは運用的な面で改善を検討していきたいというつもりでおるといふことを、御答弁申し上げておつたわけでございます。

ところが、御承知のように、この問題はいろいろ各省庁間での協議事項もあります。また、いろいろな意味での総合的な検討を行った結果、なかなか制度的な改正というのは難しいなというよううな事態になりました。しかし御承知のように、この七月一日から大量切りかえの時期を迎えるわけでございます。何か工夫がないものかというようなことで、いろいろ研究した結果、今月十四日の閣議で決定いたしましたように、今までの回転指紋のやり方を平面指紋に直す。それから世界どこの国もやっていないけれども、特殊の紙を使いまして、そして色をつけないで、特殊な薬品をちよつとつけていただいて、上へやっていただけばうまく指紋がとれる。そういう意味で心理的な負担というものを非常に緩和するというような措置を講ずる。加えて、この制度をめぐりまして地方自治団体あたりからもいろいろな御議論もありますから、何しろこの七月一日から実施ですから、ぎりぎりそういうときの運用の基本方針というものをあわせて出さなければならぬということで、今度の改正を行ったわけでございます。

その改正を行ったときには、御承知のとおり、十四日の閣議に少なくとも政令の改正につきましては審議を経なければならぬわけでございます。また、審議の過程の中で、こまでだつてきた経過を御説明申し上げて、閣議で一致した結論として、こういう方向でやろうということ整理をつけていただいたわけでございまして、いろいろな御議論が外に出ているようでございますけれども、私はその点についてはもう閣内全く一致した考え方であるというふうに思っておるわけでございます。

それからもう一つは、これは非常に残念なことでございますが、前に冒頭に申し上げましたように、今後制度的、運用的な面で改善を加えましようというようなことを発言したことが、実は例えれば川崎の例にありますように、人道的な理由というのが一つついております。これは私は何というか一指の、しかももう平面指紋に直るわけでございますから、その人道的理由というのも人それぞれ御解釈はあるかと思いますが、我々はそういうことに余りかかわった問題じゃない、本当に外国人登録法の運用上必要なことであるというふうな判断をしておりますが、そういうことが一つの理由。

それからもう一つは、どうも制度の改善をやるようだから指紋はやらぬでもよろしいというような御判断をされておるわけでございます。私はやはりそういうことでは非常に困るので、やはりやります。今度の切りかえはこういう体制できちつとやっていく、そういうことによつて少なくとも市区町村たになりすからもう三千五百近い皆さん方にいろいろ御協力をしてやつていただかなければならぬわけでございますから、そういう意味合いもありまして通達とあわせて処理をしたというのが実態であるわけでございます。

この方針については、そういう経過もありますので、当面この制度をいじるとか、あるいは運用改善をそれ以上に何か緩和をするというようなことは考えていないというのが実情でございます。

○寺田熊雄君 今大臣のお答えの中にありました自治体が刑事訴訟法の告発義務の履行を拒む、これは訓示規定でありますので制裁をもつて強行を迫るという趣旨の規定ではないようであります。が、それからまた、最近局長通達を守らない指紋捺捺拒否者にも外登証を交付するという自治体が出てきたというので、私は自治体が果たして完全に局長通達に従うだろうかということを考えて、きつとこれは従わない自治体も出てくるよと思つておりましたら、果たせるかなもう既に出てきた。これをやっぱりどうするのかということなのですが、これを私は是が非でも従わせるということとは現行法上は不可能ではないだろうかと考えておるのであります。

これは地方自治法によりまして機関として国家の機関から委任を受けてやる業務でありますので、地方自治法の百四十六条、国の機関としての長に対する職務執行命令、この規定によつて法務大臣の命令の実施を強制し得るかどうかという問題に帰着するわけであります。ところが、法令の解釈によりますので、私の感覚ではちよつと無理じゃないかと思うんだけど、きょうは自治省にも来てもらつておるし、それから入管局長も来ておられるので、そういう自治体に対してどう対応するか、法務大臣の命令なり入管局長の通達を完全に実施させる方途はあるのかどうか。その点ちよつとお伺いしたいんです。

○説明員(小川善次郎君) お答え申し上げます。
先ほどお話ございましたように、外国人登録法に基づく事務は法務省の所管でございます、国の機関委任事務として市町村長が処理しているというものでございます。したがいまして、当該事務についての市町村長に対する指導につきましてはも本法の所管でございます。法務大臣の権限に属するという性質のものでございます。自治省といったしましては、しかしながら自治体におきまして混乱が生じるというような事態にならないように法務省において適切な措置がとられることを期待いたしておりますし、法務省にもお願いしている現

状でございます。

○政府委員(小林俊二君) 先生御指摘の通達に関する一部市区町村の反応につきましては、けさ新聞報道で承知したばかりでございますが、既に関係の市区町村から釈明の連絡があったということも聞いております。まだ通達が到達したばかりで、その具体的なやり方について協議を要する面があるというようなことであつたようでありまして、方針としてこの通達を無視するとか従わないとかいったようなことではないという説明があつたというふう聞いております。いずれにいたしましても今後の対応よりいたしましては、事実を確認することとがまずございます。それとともに、その背後にある意図あるいは物の考え方を確認することともございます。したがって、これに対応するに当たつても慎重な措置あるいは対応よりをもつて処するつもりでございます。

しかしながら今のお尋ねは、その通達内容について市区町村がこれに従わない場合に地方自治法に基づく国の監督権が及ぶかどうかという一般論であらうと思ひますので、一般論をいたしましては、今先生が言及された外国人登録事務そのものの取り扱ひにかかわる部分につきましては地方自治法に基づく国の監督権が及ぶものと私も解釈いたしております。その点におきまして告発の問題とはかなり趣を異にするというふうな考へております。何となれば告発そのものは機関委任事務の一部であるというところは非常に言いにくい状況でございますので、ということとは刑事訴訟法に基づく公務員の一般的な義務であるということに基づき事象でございますので、その点にかなりの差があるというところでございます。

いずれにいたしましても地方自治の原理は憲法上の基本原則でございますので、地方自治体の事務に直接介入することにつきましては、強制的な監督権を発動するということは当然でございます。十分な慎重さが要求されることは当然でございます。したがって、直ちに強制措置に移行するとい

いうことはあり得ないことだらうと思ひます。その前にとるべき措置はいろいろあるというように考へておりますけれども、究極的な可能性をいたしましては、先生の御質問に対するお答えは肯定的であるべきものと考えております。

○寺田熊雄君 局長のおっしゃる通りに、告発義務はこれは機関委任事務であるかないかということとを別として、刑事訴訟法学者は一致してこれは訓示規定だということを言つておられますので、訓示規定であるのにそんな制裁を加えるというふうなことは法の予期しないところであると考えますので、これは局長のおっしゃる通りに別物に見るべきだと思ひます。

それから、それ以外の指紋押捺しない場合の措置としていろいろのことを局長通達でおっしゃつておられます。これは守らないということになると、今局長は地方自治法の百四十六条の規定の適用があるとおっしゃつたが、この点ちよつと多少私も疑問があるので、法制局としてはどういふふうにお考えでしょうか。

○政府委員(前田正道君) 御指摘の通達に関連してということでございますが、あくまで一般的な問題としてお答えさせていただきますと存じます。

御指摘の地方自治法百四十六条は国の機関としての長に對します職務執行命令に関する規定でございます。そういった場合には、問題になつております告発義務というものは機関委任事務そのものには含まれないというふうに理解しておりますので、私もそれといたしましては告発の履行につきまして地方自治法百四十六条に基づきます職務執行命令を発することはできないのではないかと、消極に考へております。

○寺田熊雄君 私もそれは同感なんです、告発義務はなくて、今度は入管局長が指紋押捺拒否者に対しては即時に登録証明書を交付するな、これに対しては三回にわたつて説得の機会を与えて、その説得に三カ月間応じない場合には指紋押捺拒否という印を登録証に押捺して交付するとい

うような、一片の趣旨はそういうことなんです、が、そういうような通達を出していらつしやる。入管局長そうですね。それを守らない。それで、もうすぐ登録証を交付してしまふ。指紋押捺拒否という印も押さないというふうに通達を守らない自治体が出た場合に、この地方自治法の百四十六条の規定の適用があるかどうかということをお尋ねするわけです。入管局長は適用になると、こゝう肯定的におっしゃるが、あなたは御専門でいらつしやるので、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(前田正道君) ただいまの御指摘の問題は、地方自治法の百四十六条の問題の前に、同法の百五十条の問題かと存じます。地方自治法の百五十条は、御承知のように長の處理いたします国の事務に對します主務大臣の指揮監督権を定めておつた規定でございます。したがって、この機関委任事務についての指揮監督権の内容をなすものであります限りにおきましてはそのような指導はできるだらうと。ただ、今通達に関連してのお尋ねでございますが、通達の中身をよく存じませんので的確なお答えはいたしかねますけれども、その指導のあり方として合理的なものであるかどうかということに帰着することにならうかと存じます。

○寺田熊雄君 だけれども、この百五十条は、都道府県にあつては主務大臣、市町村にあつては都道府県知事と主務大臣双方の指揮監督を受けるというところで、指揮監督をするということはもちろん国家委任事務である以上当然であります、さて、その指揮監督したところを守らなかつた場合に、これを強制する方法があるかどうかの問題なんです。

これは御承知のように百四十六条では、府県知事にあつては主務大臣が高等裁判所に対して当該事項を行うべきことを命ずる裁判を請求する。高等裁判所が命じた場合に、なおかつそれを実施しない、実施しないことの確認の裁判をさらに求める。そうして、なおかつ実施しない場合には総理大臣が罷免権を行使する。その市町村にあつて

は都道府県知事が内閣総理大臣と同様の罷免権を発動するということになる。その規定なんですね。それがまさに適法であるかどうかということをお尋ねしたんですが、もし御準備がなければ、それは次回でも結構なんです。

○政府委員(前田正道君) 当該問題が国の機関委任事務に關します限りにおきましては、御指摘のよう、地方自治法の仕組みをいたしましては百四十六条等の職務執行命令が加つていくということになると思ひます。

○寺田熊雄君 これはどうも私も入管局長のおつたように、しかく明確に法律論で、局長は事実上そういうことをやるということは希有のこととおつたが、法理論として局長は肯定なさいましたね。私はそう肯定し得るかどうかについて多少の疑義を持つておりますけれども、きょうは法律問題はこの程度にしておきます。

ただ、一つだけお尋ねしたいのは、一回限りの押捺ということにせよという議論があります。これは局長の制度改革論の場合、大臣は先ほど前回指紋押捺方法を変更したこと以外には今考へておらないとおつたが、じゃ、その一回限りにするということも局長の構想の中にはないわけですか、あるんですか。

○政府委員(小林俊二君) 一回限りにするということに伴ういろいろな問題点がまたあるわけでございます。その問題点につきましては今日までのいろいろ検討はされてまいりました。

例えば一回限りにいたしますと切りかえ交付された登録証明書には指紋がなくなつてしまふ。したがつて時日の経過とともに交付されておる登録証明書のほとんどに指紋がないという状況が生ずるわけでございます。そのことから生ずる問題点というものがございまして、それからまた、切りかえ交付のために出頭した人間が、既にその者として登録されておる人物と同一であるか否かということにつきまして、そこで指紋を押させないわけでございますから指紋をもつて確認することができ

ないということにもなるわけでございます。そういった問題点について今日まで検討を行ってきた結果、法改正は行うことはしないという結論に達したわけでございます。

したがって、現在そのような構想があるかとお尋ねでございますれば、そういう構想は現在のところないというふうにお答えする以外ないと思います。

○寺田熊雄君 それじゃ、指紋の問題はこれで終えます。

次に、靖国の問題をお尋ねしたいんですが、これは現在藤波官房長官の私的諮問機関である閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会、これが昨年の八月に発足して今報告書の起草を急いでおられるようでありますが、これがそもそもの問題を生じたのは、一昨年七月に総理が遠慮でないという法的根拠を打ち出してほしいということに要望したことが発端であるというふうな報告を受けておるわけであります。そして自民党の靖国神社問題小委員会が公式参拝を合意とする見解を昨年四月に正式に決定したということでありま

す。事ほどさように、しきりに従来の総理大臣以下閣僚の公式参拝は遠慮ではないかという疑いを否定し得ないという従来の内閣の見解、これは法制局によつてサポートせられておるわけであります。したが、その見解が揺らぐのではないかと懸念を私どもは抱いておる。

しかし憲法二十条の三項、宗教法人法の二条、靖国神社規則の三条等を仔細に観察して検討してみますと、これはもう明らかに戦争に殉ぜられた人々を祭神としてお祭りしておる。そしてそれについて「神道の祭祀を行なひ」、「祭神の遺族その他の崇敬者を教化育成」して「神社の目的を達成する」というような靖国神社規則に基づいて行われておる儀式である。そういうものを宗教の儀式でないと宗教を超えたもののように言うこと自体が非常におかしなことで、いわんや憲法の規定の解釈を政治的な事情から曲げていくというようなことは許すべきでないと私は考えるのであ

りますが、法制局としては従来の法制局の見解を法の番人としてしっかりと守っていける決意なのか。その点いかがですか。

○政府委員(前田正道君) 閣僚の靖国神社公式参拝の問題につきましては、ただいま御指摘のように、国民の間にもいろいろ議論のあるところでございまして、また現在ではいわゆる靖国問題懇談会で種々御議論をいただいておりますところでございます。当局といたしましては、この問題につきましても意見を議論に耳を傾けながら、この問題につきましてもさらに勉強を続けてまいりたいと思っておりますが、現在考えておりますところは、先ほどお示しの二つの政府統一見解がございまして、これは現在も変更されておられませんし、私どもも現段階においてはこのような考え方に立つております。

○寺田熊雄君 そうしますと、今までの政府見解というのは閣僚等の公式参拝についてはなお遠慮の疑いを否定し切れない、遠慮の疑いを持つておるということ、今そのことを部長はおっしゃったわけでしょうか。

○政府委員(前田正道君) 昭和五十五年十一月十七日にお示しをいたしました政府統一見解は、国務大臣の靖国神社公式参拝は「このような参拝が遠慮ではないか」との疑いをなお否定できないということである。「こう示しているわけでございまして、この考え方は現在でも維持しております。

○寺田熊雄君 法務大臣もやはり従来の政府の公式見解を正しいとお考えでしょうか。

○国務大臣(嶋崎均君) 基本的にはそう考えておる次第でございます。

○寺田熊雄君 じゃ、その問題はもう終わります。

次に、宇都宮病院の石川文之進被告人に対する判決がことしの三月二十六日にありました。この判決書を読んでみますと、確かに私もとしましてはただただ驚くばかりではないわけで、判決の認定した事実によりまして、無許可の病棟をつくる、無資格者を採用する、しかもこれはやむを得ずしたのでではなくして、利益を上げるために給与の低

い無資格者を積極的に採用した。そうしてその法定充足率に至つては五十八年の十一月には三八・七％に達した。有資格者は六十三名、無資格者五十九名、そして法定数に必要な不足者がなおかつ四十一名あるというふうなことの事実もあつたようであります。しかも被告人の月収は五百万円、被告人と家族に一億数千万円の役員報酬を支払つていたというふうなことも判決にうたわれておるわけでありまして。

そして、この中に精神医療施設の適正規模はせいぜい三百床程度であるというふうなこともうたわれておる。ところが、この宇都宮病院は一千床にも達しておつたというのであります。そういうようなことからもう乱脈をきわめ、百五十名の入院患者を院内業務に使用しておつた。ごくスズメの涙ほどの報酬でそういうことをしておつた。また患者に患者を診察させる。そして患者が患者を診察するというのはおかしいという抗議をしますと、そしてその院長の命令を拒否いたしますと、拒否すれば退院させないと言つて強制しておつた。それから、患者に自己の打つゴルフボールを拾わせるような私的なことにも使つておつた。死体解剖を無資格者にさせる。そうした一連の不正事項に對して証拠隠滅をはかる。ただただこれは驚嘆のほかにないものであります。こういうものを長く放置しておつたということの厚生省のやはり責任というものは私は大きいと考えておるわけ

です。

その後、府県にいろいろ通牒を発していらつしやるように、その後の御努力は私も認めざるを得ないと思ひますが、それまでの監督行政といひますか、これは極めてやはり責任を感じていただかなければいけないと思ひますが、いかがでしょうか。これは局長に出るように言つただけ

でも、局長は出ないのか。

○説明員(小林秀資君) 保健医療局長は、この委員会と並行する社労委員会でも原爆法の審議をやつておりまして、局長はそちらに出ておりますので、私、精神保健課長がかわつて御説明したいと

思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○寺田熊雄君 では、しやうがないですが。

○説明員(小林秀資君) 宇都宮病院事件を踏まえて、これまでの精神衛生行政の責任はないのかというおたしでございすけれども、我々としては今回こういう事件が起きたことは大変残念なことである、このように考えておる次第でございます。それをもちまして昨年の六月に三局長通知を出しまして、今都道府県に指導の徹底を図つておるところでございます。

○寺田熊雄君 残念だというふうな弁明だけでこれは済ませ得る問題じゃないですよ。

あなた方がもうちょっと人権問題について真剣にならないと国際的な批判を浴びざるを得ないわけで、既に今回障害者インテリナショナル、DPIという略称で呼ばれている人権委員長のジム・ドナルド氏が来ておるでしよう。「日本政府は患者の人権を守る立場に立つていないように見える。」という調査結果を国連人権小委員会に提出する。というふうに言われておる。このドナルド氏は厚生省の精神衛生行政に対して「政府は病院の現場で人権を守りながらやっていると云うが、個人の自由が制限されているのに患者の訴えを聞く病院から独立した審査機関もない。日本政府は人権を守るという立場に立つていないように見える。医師が患者の病状を悪くするといつて弁護士にも会わせようとしな。国際的に見て驚くべきことだ。」というふうなことも言つておられるわけ

です。なお、アメリカのNGOの国際人権連盟が日本の精神障害者の取り扱いや精神衛生行政が世界人権宣言や国際人権規約に違反していると国連人権小委員会に告発したこともありますね。

一体こういうふうな国際的批判を受けるということは、ただに厚生省の医療行政担当の方々の恥辱であるばかりじゃないんです。日本人全体が弱い者を守らない、この人権というものに對しては無感覚だというふうな誤解を受けざるを得ないでしよう。これはあなたの方の責任だ。日本人の恥辱を招くような行政であつてはいかぬわけで、残念

と思いますが、公安調査庁は破壊活動防止法に規定しております破壊的団体、この調査をしております。この破壊的団体の調査の過程におきまして、この団体の例えは外国からの働きかけであるとか、その外国の内外の動向の調査をするとかという関係で、外国の事情の調査をする場合もございませんで、当庁が分担しております破壊的団体の調査の過程で、その関連する外国の事情を調査する場合がございます。

○寺田熊雄君 果たしてそういうことが今の官制上許されるかどうかという点は多分に疑問があるけれども、きょうは時間ももう過ぎておるからという注意もあるし、これでもう質問をやめておきますが、やはりあなた方、調査とか警察の整備とかいうことになると、それ自体が、もう暴力団が国民に対して、ただ暴力団の親分が出てくるだけで国民はもう恐怖感を覚えると同じように、事態は全く違ふけれども、警察とか公安調査庁というようなことになると国民は大変それだけで恐怖感を覚えるわけですから、いやしくもその強制にわたると言われることがないように、国民はそういうふうな感じを受けておるわけですから、そういうことがないように厳に注意していただきたい。いかがですか。

○政府委員(田村達美君) 法律に基づきまして適正な調査を行うように心がけておる次第でございます。

○森野章君 最初に一つ、一般的な問題として、控訴審の裁判では被告人が出頭しなくても結審ができるのかどうか。その仕組み、どういうような構造になっているか、それをちょっと最初に教えてくださいませんか。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 控訴審におきましては被告人には一応出頭の義務がないというふうになっておりますので、被告人が出頭しないというのであれば、それはそれで構わないというところでございます。

○森野章君 結審できるわけだ。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) さようでございます。

○森野章君 ロッキード事件の問題で、目下事件が係属中の事件だから、おのずから答弁には限界があることは私も承知しておりますけれども、しかし考えてみれば、このロッキード事件が始まって間もなく、国会は真相究明の決議をした。その結果というだけでは足りないけれども、とにかく真相究明の決議をして、アメリカにも真相究明のための要請をした。そうしてそのような状況の中で検察、裁判が動いてきたことは当然のことなんでしょうけれども、この国会の立場で、私は実は途中法務大臣もやらしてもらったのだけれども、なかなかこのロッキード事件の問題を発言すると何か心を傷つけられるようなところがあるんだよね、動機を一方的に断定されたりして。

大変、私は委員会でも七回か八回質問していますけれども、言論の自由というものが果たしてあるのであろうかと思うようなときもあつたわけですね。けれども、世の中も、これ時間というものはおもしろいもので、時間の効果というのか、少なくとも顕在的には幾らか静かになったような感じがいたします。同時に田中元首相が病気になるって、ちよつと政治活動は簡単にできないでしょう。そういうような状況もあつて大変静かになったということ、そういう状況の中でありまして、私は改めてこの事件の中にある問題点、私は当初何回かの質問の中で指摘したことは今でも間違いないと私は思っています。

しかし、その後追加的な問題もあるし、基本的に考えなきゃならぬ問題もありますので、そういう経過を踏まえながらしばらくこの法務委員会に入れてもらつて、大変御迷惑かと思いますが、同僚の皆さんの御協力を得てひとつ質問をさせていただきます。また意見を述べさせていただきます。そして私も今期で参議院をやめますから、来年六月までの間に私自身の所見を記録にとどめておいてもらふことも意味のないことではない、この私自身は考えておるわけでありまして。そういう

ことで、できるだけひとつ答えてもらふべきものはもらいたい。

基本的に司法に対する国会の発言なり国会の調査権の限界という問題については、私は国会は国権の最高機関で主権在民ということを考えれば国権の最高機関というのには単なる美称じゃないか。やはり行政権、司法権に対して注視していかなければならぬ、そしてまた判例についても適当な批判を加えるということ、これは当然のことだといふ考えなんです。別に学問的に独立権能説とかいろいろありますけれども、そういうことに当たるか当たらないかはともかくとして、例えば学者で言うならば佐々木惣一博士とか、あるいは関西なら田畑先生とか、いろいろそういう立場の先生方と私はほとんど考え方が同じでございますので、司法権の具体的事件の内容に向かつて指示するみたいなことがございませぬけれども、やっぱり批判のないところには真の独立はない。独善と独立は違ふ、あくまでも謙虚に批判を受ける、そして聞くべきは聞き聞かざるべきは聞かない、それが司法権の独立だと、そういう独立を堅持するということにとつては私は非常に御苦労があらうかと思うのです。

アメリカの有名なホームズ判事ですね。これは世界的に有名な最高裁判所の判事で、十九世紀の半ばに生まれて二十世紀の初めのころまで活躍された。州の最高裁判所の長官もやつたし、それから連邦裁判所の裁判官として有名な、みづから哲学者とも称しておられるような非常に有名な人でございまして、ハーバード大学で教鞭をとられました。この人が二十世紀の初めのころだつたと思ひますけれども、判決の中の言葉の中に、大事件は悪法をつくるという言葉があるんですよ。私は自分でも少し商売をやつた、まあ商売というのか、似たような仕事をやつてきたから大事件は教訓を生むということまではよくわかる。しかし、大事件は悪法を生む、こう言い放つておるんですね。私はこのホームズ判事のこの言葉を見たときに非常にこれは示唆に富んだものであつて、その理

由というのか、ホームズ判事の言っている言葉を見ても、要するに大きな事件も難しい事件も悪法をつくるものになる。なぜかという、大事件が大事件と言われるのに、それが将来の法を形成する上で本当に重要なからではなくて、感情に訴え判断を曲げるような当面の圧倒的な利害という何らかの偶然がそうさせるからである、こういう当面の利害が一種の水圧をかけてきて、そのため以前は明白であつたことが疑問視されるようになったり、その水圧にかかるといふと定説となつていふ法原則までが通らなくなるものであると、こういうふうなホームズ判事は言つておるわけなんです。こういうすぐれた裁判官の言葉というものが私はロッキード事件で非常に貴重な教訓になつていく感じがしますが、これは具体的にはこれから何回かの質問で明らかにしていきたいと思ひます。

なおまた、ある学者は不完全な法治主義は法のない国よりもこわいといふことも言つています。私は日本の法治国家、法の支配といふものが完全か完全でないかといふことについては人によつていろいろ意見があるかと思ひますけれども、完全などというものは永遠にないわけではございません。完全なんというものは永遠にないだろう。しかし、かなりの努力はしてでき上がつてはおると思ひますけれども、それにしましても日本の憲法あるいは憲法に基づく法律といふものの中で私が一番感じますことは、草々の間に憲法ができたということもあつて、社会生活の面にわたる諸原則はかなり見事に入つておる。平等とか自由とか、そういう原則ですね、民主主義の原則。

しかし、国家の機能といふ問題についてはどうであらうかといふことを考えますと、例えばこれは法務省でも警察でも非常に関心があるのだけれども、ハイジャックといふことになると、これはもう法律がないわけですね。超法規というやつです。憲法、法律をぶつ飛ばして総理大臣がやつちゃう。国会がやるのでも裁判所がやるのでもない。総理大臣が大権限を行使する。これは昔明治

憲法には非常大権というのがありましたけれども、私はこれも相当のものだと思ふんだけれども、これは裁判所や検察庁が歯きりしても超法規というように総理官邸でもって決まっちゃうわけですね。

それから戦争か平和かという問題、これは何かどこかの国が攻め込んで来た、緊急に自衛隊を出動させるということがあるんだけれども、これは自衛隊法によつて総理大臣の権限なんです。国会で後で承認すればいいということになっているから、これもすごい。私は戦争か平和かを決めるような権限も総理大臣は持っているというふうに見なきゃならぬ。大変なことだと思ふんですね。あるいはまた、これは憲法の欠陥といえ欠陥でしようけれども、衆議院を解散した、そうすると参議院が緊急集会でもって、そこで審議することになるわけだけれども、衆議院が解散をして、それで緊急集会の間に何か事があつて総理大臣がいなくなつちやつた、死んじやつたといつたら参議院の緊急集会する者はいないんです。つまり国家の最も大事な権力を握っているところの人間の地位を承継する順序が書いてない。例えばアメリカ憲法なら大統領がだめなら副大統領、副大統領がいなくなれば下院議長、下院議長がだめなら國務長官と承継順位がある。日本は何にもない。そういうようなこともある。

その他、今ちよつと思ひ出せませんが、かなり言うならば、誤解してもらつちや困るのだけれども、私は古いナショナリズムを回復するようになつて考え持つていませんよ。しかし我々はどの国でも国家なくして生きられない。どこでも国家というものは必要だし、国家は大事になきやならぬ、国家を守つていかなきゃならぬということですが、国家の機関、立法、行政、司法、この機関がまともに動くということになつていないような問題が規定の上である。

そういうことを私なげ言ふかという、やつぱり国家機関の埋める地位というものは大変大事なものだ。今申し上げた総理大臣の地位というものは

を考えてみると、これは同じ公務員でもちよつと違ふんじやないだろうか。国家の重要なポストだから、まあこれ汚職をやつたら刑法百九十七条か何かで公務員で汚職した者は懲役何年と、この一カ条でくくられている公務員の中へ、そういう重大な総理大臣も、それから役場の一吏員も同じように扱われているんだよね。それは多分社会生活の上で法のもとには平等だという平等論の見地のみしかそこに入つてきてないからだろうと私は思う。法の前に平等だというのは結構なことだ。やつぱり総理大臣というものは結構なことだが、非常に重くて、あるいは国家の威信とか、国家の名誉とか、国家の政治を動かしているトップなんだ。今天皇は象徴でございましてから、実際的には総理大臣が動かしているということになるという、そこにその地位をある程度保護するというか、そういう面があつてしかるべきじやないのか。

アメリカの憲法で、もし大統領が疑わしい場合にはまず弾劾ですね。そして弾劾をした上で刑事手続があるということになるわけですよ。それから大衆民主主義の憲法でフランスにしてもイタリイにしても、大統領、これは日本の総理大臣は大統領じやありませんけれども、サミットなんか見ただつて政治のトップであることは間違いない。フランスでもイタリイでも大統領がその職務中の問題については国家反逆罪以外は訴追せずと憲法に書いてある。だから、弾劾は必要だけれども訴追せずと書いてある。すごいもんだなと思つたよ。しかし考えてみれば政治は相当争ひの世界です。争ひの世界で謀略もある。このごろでは世界の国家間の謀略だつて私は大変あると思うんです。ロッキード事件が謀略があつたかなかつたかわかりませんが、いづれにしても、そういうジャングルのおきてが支配する国際間においては、そういう観点からも国家の重要機関というものは軽々にやつぱり役場の一吏員と同じように扱つちやいかぬという常識があつてしかるべき

だと、そう思ふんです。

そういう意味において、これはあえて言うならば、田中元首相をロッキード事件でもつていきなり外為法逮捕でやるなどということは、正直言つて非常識きわまるんだよね。こんなことはあつていいものじやないんだ。調べる必要があることは、だれでもあつていいんですよ。疑わしきは調べにやいかぬから。その方法としてはやつぱり任意捜査という方法もあるではないかと、要するに常識の問題というか、この点でちよつとリーガルマインドというところがこのごろ盛んに言われる。特に戦後この問題が非常に言われるが、リーガルマインドと常識とはどが違ふかということを一過最高裁の局長答えてくれぬかな。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 非常に難しい問題でございまして、この常識という言葉でございまして、これも必ずしも一義的ではないと思ひますが、辞書など引いてみますと、一般普通人が持ち、また持つていべき標準知力とか知識とか、こういうようなことが書いてあるわけだ。さういふけれども、これは全國民一般の常識とさういふ場合もありまして、あるいはまた、各専門分野において、例えば政治経済でありましたら政治の中の常識、あるいは法律家の間の常識、あるいは経済専門家の常識というふうなことで、いろいろな常識の中身というものはいろいろあるのではなからうかと考えるわけだ。さういふことで、リーガルマインドということになりますと、これは法律家の間における常識と申しますか良識と申しますか、何かさういふものではなからうか、かように考えるわけだ。さういふものが、果たして私、お答えできる能力があると思ひませんので、お答えになっているかどうかかわかりませんが、一応さういふに考えておきます。

○桑野章君 私、参考までに、民法の星野先生と、それから東大の松尾教授と、それから戸部教授あたりのリーガルマインドに関する定義みたいなものをよく見てみるんだよね。いろいろ書いてあるんだけれども、やつぱり単なる常識とは違ふ

んだよね。やつぱりあえて言うならば、私は私流に言うたら、プロの常識というかな。そしてプロの常識だから、国際比較法の見地もよく頭に置いておかなければいけない。今、島国じやないんだから、政治もグローバルな政治になつていんだし、比較法律家のプロはやつぱり比較法学的な見地まで考えておかなければいけません、あえてリーガルマインドということになれば、客観的な常識をやつぱり事実を尊重せにやいかぬ。自己の感情を抑制しなければいけません。論理操作に際して飛躍を起しちやいけません。自己の主張を相手の批判にさらす勇氣がなければだめだ。

そういうようなことが一つ一つ拾つていけば言えると思ふんですけれども、これは具体的にこの事件に当てはめていろいろまた考えて言える問題がありますけれども、言うならば法秩序の維持と國民の人権とのある種のバランスと言つてもいいかも知れませんが、デュープロセスですね。適正な手続。人を縛つたり裁判をやつたりするということの場合の手続、目的じやなくて、手続、手段。このデュープロセスというもののうちにもやつぱりさういふリーガルマインドというものも大切になつてくるんだらうと思ふんだよね。こういう教育を最高裁、小野君、これはあんだ、全国の裁判所を司法行政で教育せにやいかぬだ。だから、リーガルマインドという問題については、もつとしっかりしたやつぱり觀念を持つて、裁判官が通俗に流されないようなことをしっかりさせなければいけません。そういうような感じを持つて下さいね。

人の學説をこで読み上げてもしようがないから、やめすけれども、そういう常識を超えた常識、あるいはプロの常識というものをから考えて、裁判官というものはどういふ人生觀、どういふ哲學、どういふ考えでいなければいかなこと、これは正直言つて裁判官にだれも指揮する者はいないわけだ。裁判官自身は独立だから、自分で勉強していかなければいけません。そういうようなことを考えると、非常に大事な問題だと思ふんだけれども、こで顯著な例を一つ申し上げるの

は、例の最高裁長官をやった岡原、藤林、この二人の最高裁長官をやった者がいるんなことをあのロッキード事件の判決後言っているんだよ。あんな、これ知っていますか。見ていますか。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 幾つか出ているのは承知しております。

○森野重君 幾つか出ているのを承知している。あんなの問題の中で、あなた自身はどういう感想を持っているか。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 退官された最高裁判所長官が発言されたということで、その発言内容が新聞あるいはその他雑誌などにも報道されているということは承知しておりますが、それがその内容であつたかどうかということとは必ずしもつまびらかにはしていません。ところで、既に退官された方がその所感を述べられるということがありまして、これは申し上げるまでもなく一人としての立場で発言されるものでございまして、その発言された事柄につきまして私どもとしてコメントすることは差し控えておきたいと思ひます。

○森野重君 いや、手ぬるい答弁だな。裁判官は弁明せずということをよく言うわな。これは当たり前のことだ。裁判官が弁明し始めたから反論が出てきて、判決の安定なんというものはあるわけない。しかし、とにかくこの二人の裁判官、最高裁長官をやった人はロッキード事件にかかわっているんだよ。それはわかっているでしょう。宣明書という司法行政を決定するときに参加した裁判官なんだ。この二人の裁判官が言っていることを、あなた、大体見ているに間違いないわな。こんな重要なことと見てないわけない。見てないことを言っているんだよ。こういうことはやめた人が言っていることだから、余り関係ねえやみたいなことを言うけれども、とんでもない話だと私は思う。それはかつて最高裁長官は雑音に耳をかすなとかいろいろ裁判の公正を保つために発言をされた歴史がありますけれども、それがいいとか

悪いとかという問題はともかくとして、裁判批判というものをあんまりむちやぐちやにやられちゃ困るというのがあるたらの立場だろう。

きょうも私は今テレビで平沢問題について、おまえどう思うかと言うので、おれはこの問題は厄介だから出たくないけれども、どうしてもしゃべれと言われればしゃべらざるを得ない。余りむちやぐちな批判が来ると困りますというの、あんなの下の人意見だよ。余りともない批判が来ると困ると言っているのはあんなのころの、それが率直な意見じゃなからうかと思うんだよ。

裁判官弁明せずというのは現職中のことであると同時に、やめた後でもそういうモラルというのがなかったら、最高裁長官が例え第一審は一〇〇%ひっくり返ることはないなんて言っているんだよ。一審で決まったようなことを言っているんだ。そのほかいろいろ言うならば、七年もかかっている岡田判決をやったんだから、審判を十分尽くしておるし、五億円の授受の事実認定、職務権限についての解釈も完璧だ、高裁、最高裁で覆ることは法律家のだれが見ても一〇〇%あり得ない、これは岡原さんの朝日新聞のトップの記事だ。法律家が他の雑音にとらわれず判断した結果は尊重してほしい、このことは裁判の威信の問題だ、これは藤林さんが毎日に大きく出た記事なんだよ。そのほか今回の田中元首相の居座りは司法権軽視の姿勢だ、首相経験者として絶対に許されない、田中元首相は直ちに政界を引退すべきだ、辞職しないなら国会は議員辞職勧告決議案を議決して退陣を迫るべきだなんて余計なことをこれ言うんだよ。五十八年十月二十一日、これは岡原さん。

これは政治家なら言つたていいんだよ。現に野党の人たちなんか盛んに言っているんだけれども、こういうことを言いたいのなら選挙にでも出て、政治家になつて言うのなら話は別だけれど

も、最高裁長官という輝かしい日本の良識の代表で、裁判を最も公平にやらなければいかぬという地位にあった人が、やめたのは藤林さんが五十二年で、岡原さん五十四年だよ。そういう人がこつて、あつちこつちでしゃべつたり書いていたりしているんだが、これに對してこういうことを言っているというの、いわば本音がうたつたことだ。これは宣明書の問題は後でやりますから、なんだけれども、宣明書の議決には関与しているんだということははっきりしている。そういう人があつたことを言っているというの、これは、ほかの裁判官もそう思っているんじゃないのか。これは司法の政治化ですよ。小野君、司法の政治化じゃないか。こういうようなことを放置してどうして司法権の独立があるのか。

それから、岡原さんのような人が、これは文章になつて出ているが、月刊人間という雑誌の五十九年の三、四月合併号に載っているんだけれども、これ見れば「我々司法部は」と、やめてからも言っているんだよ。あなたもその仲間かしらぬけれども、「我々司法部は」と、こう言つて、今の発言全部そういうことを言っている。これは活字が書き過ぎるといふこともあるから、私は全部これ真意だと決めつけることは僭越のそしりも免れないが、しかし、これがとにかく世間に出ていっているんだから、非常に影響が大きいと思うので、ひとつこれは委員長にお願いして一遍これは本當の真意をこの委員会に証人に出してもらつて聞かしてもらう。それでないと、司法権の独立というものは立法府においても守つていかなければならぬ問題なんだよ、正直に言つて立法府においても、いれやんや裁判所当局はなおさらのことだ。こういう言論の真意を明確にするということは国会の私は責任だと思ふ。国会というものは、私も国会の今一員だから、国会はやつぱりそういう責務がある。我々がつくつた憲法や法律が本當に公正に守られていのかどうかということをフォローするという責務が国会議員にあるわけでありませう。

ただ、残念なことにロッキード事件になると、そういう側の発言は余り許されない環境なんだよ。私は幾らか静かになつたからきょう言うんだけれども、もうひどくたたかちやうんだ。しかし筋は筋だと思ふんだ。国会というものは憲法改正の発議権まで持っているんですから、だから国会がつくつた憲法や法律をどう守られているかをフォローしていくかということは国会の任務だ。その任務を持った国会議員がそういう言論に目をつぶるわけにはいかない。司法権の独立は国会も大事にしなければならぬ問題だ、こう思うんです。

どうだね。あなた方も司法部の側なんだけれども、この二人の裁判官について今私が言つたことについて、あなた、どう思ひますか。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) まず、裁判官は弁明せずという法語でございませうけれども、これは裁判官にとつては判決がすべてである、判決には認定した事実あるいは根拠となつた証拠、これの適用、こういうものをすべて判決に書き尽くすのだ、あとはもう裁判については裁判官は弁明したり弁解したり一切しないのだ、こういうことで一般に理解されているというふうに考へるわけにございまして、あるいは私の理解が至らないのかもしれませんが、これは裁判について言われていることであらう、したがうして、元裁判官でありまして裁判官であつたというだけで、自分の行った裁判以外の事柄についてある場合に意見を表明するということは、それはあり得ることではないかというふうに考へるわけにございませう。

あと、その中身がいかどうかということになりますと、それは私どもの方の論評するところではございませうが、例えば司法行政の面につきましても、これはあるいは公務員の守秘義務というようなことで公にしてはならないというようなことはあるかと思ひますけれども、司法行政そのものにつきまして守秘義務に入らない事柄については、それはこの裁判官弁明せずという法語の範

圈内ではないのじゃないか、一応はそう考えるわけでございます。あとは結局はそれ以外の事柄についていろいろ述べられることが元裁判官の職にあった者として、そのモラルと申しますか、あるいはその良識でどうであろうかということになるのではなからうか。

ただいまこれは宣明書の関係でロッキード事件に關与しているとおっしゃいました。ある意味では關与したのかもしれませんが、裁判には全く關与してないわけでございます。裁判の中心というところについては全然触れてない。要するにアメリカから囑託尋問調書を取るために、フーアーソン決定があつて、その条件を満足させるという司法行政ということで行われたのが宣明書でございます。ロッキード裁判そのものに何ら關与してない。あとは元裁判官であつた者が自分の担当しないほかの事件についてコメントすることが許されるのか許されないのかということになるかと思ひますが、それもいろいろな程度といひますが、そういうものはあるかもしれませんが、それについて特にそれが直ちにそのことについて意見を述べたらいけないとかどうかという問題ではないのではなからうかと、こういうふうな考えでおります。

○桑野章君 確かにあなたの言うように、形式的な裁判に關与はしてない。しかし司法行政で宣明書を取り寄せた行為というのは、裁判と全く關係がないかといへば全く關係ないことはないわけだ。だから、そういう意味で、これは率直に答えてもらいたいが、例えば朝日新聞の中で、岡田判決は七年もかかつて審理を十分尽くしており、請託、五億円の授受の事実認定、職務権限についての解釈も完璧、高裁、最高裁で覆ることは法律家のなかで見ても一〇〇%あり得ないというこの言葉は、あなたが、何でもないと思っているの。關係ないとか、何でも突つ張る、突つ張れるか。これがあなたの言うに全く關係ないのなら新聞があなたにでかくトップで書くわけないじゃないか。そんな非常識な答だめだよ。もう一遍。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 私が申し上げたのは、ただいまの発言の内容がいかにも悪いかと申し上げたことではございませんで、発言の内容そのものはコメントは差し控えていたのだと、こういうふうな申し上げてゐるわけでございます。

○桑野章君 発言の内容を聞いてゐるんだよ。発言の内容は答えられないとあなた言うのは非常に無責任だよ。今はそれは確かに裁判官じゃないよ。裁判官じゃなくなつて、あなたと一緒に最高裁におつて、こういうものをつくらうときの仲間じゃないか。これは常識で考えてみなさいよ。どう考えたつて、こんなことは言い過ぎに決まつていふじゃないか。これは甚だ我々は迷惑でございます。と、こう言わなさい、あなた正直じゃないよ、正直言つて。判決が下つて、下る前に一〇〇%有罪間違いないとか何とかといううなことが、そんなものは内容は我々は知つたことじゃないといふような態度を日本の裁判官がとつてゐる限り、いい裁判はできないといふは思ふな。あなた方最高裁におつて司法行政の見地と教養の責任があるでしょう。人事を握り、影響は大きいんですよ。最高裁の長官をやつた者は人事を握つてゐるんだ。しかも人事を握り教育の責任がある。そういう人たちがこういうことを言つてゐるのが、内容のことは我々關係ないんだとよく言へるな。

○桑野章君 確かにあなたの言うように、形式的な裁判に關与はしてない。しかし司法行政で宣明書を取り寄せた行為というのは、裁判と全く關係がないかといへば全く關係ないことはないわけだ。だから、そういう意味で、これは率直に答えてもらいたいが、例えば朝日新聞の中で、岡田判決は七年もかかつて審理を十分尽くしており、請託、五億円の授受の事実認定、職務権限についての解釈も完璧、高裁、最高裁で覆ることは法律家のなかで見ても一〇〇%あり得ないというこの言葉は、あなたが、何でもないと思っているの。關係ないとか、何でも突つ張る、突つ張れるか。これがあなたの言うに全く關係ないのなら新聞があなたにでかくトップで書くわけないじゃないか。そんな非常識な答だめだよ。もう一遍。

が相当」だと、こうして刑も一年から十カ月になつてゐるわけだよね。つまり報道を見ていたら、もつと大きな悪いのかと思つたら、やつてみたら、そうでもないやつた、幾らか刑をまけようというのがこの判決要旨の中にあるんだけれども、報道というものはやつぱり裁判官に影響するんだよ。この判決要旨についてはそういうふうには私は読めるんだけれども、あなたはどう思ふかね。これ、読み方。内容のいい悪いは言わぬでいいわ。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 証拠關係がどういふ証拠が出てどうなつてゐるのかということ、私もわからぬので、それについて何とも申し上げるわけにいきませんので、あるいは証拠關係の中に何かそれに類するものがあつたのかどうか、要するにそこに書いてあるものをそのまま読む以外にどういふ意図で書かれたのか、あるいは何も証拠がなく書かれたのか、その辺のことは私も私としてはお答えいたしかねる次第でございます。

○桑野章君 裁判所が出した判決要旨の中にあるんだから、それであつて聞いてみたんだよね。それなら何のこともやわけのわからぬことを答弁してゐるけれども、要するに判決の中でやつぱり報道が影響するんだというところは正直に言つてゐるわけだ。また、私はある程度そういうことは世論に耳を全然傾けないで裁判はやつていけないだろう、しかし傾き過ぎてはいけない。そこが大変難しいところなんだよね。だから、最高裁長官が新聞の記事の上でいふことを言うものが何にも影響ない、あの人はやめた人などというのを切つていたんじゃない、これは話にならぬな。影響があるおそれがあるから、ああいう言葉は慎んでもらいたいだね、どうしてこれ言へないんだ。

政治的発言をばんばんやるということが果たして司法権の独立というものを維持することにプラスになるのかマイナスになるのか、關係ないのか、そこだけ答えてくれ。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 最高裁元長官に限らず、裁判官につきましてゐるいろいろな具体的事件について論評されるということにつきましては、私先ほど申し上げましたとおり、それぞれ良識に従つておやりいただくことが至当であらうと思つてございませう。ただ、それが司法権の独立というふうな問題になりますと、これはもうおやめになつた方はおやめになつた方で、あくまでも一人でごさいます。それが最高裁判所長官としての訓示でも何でもないわけでございます。裁判官がそれによつて何らかの制約を受けるというふうなことは全くないわけでございます。

○桑野章君 まあ相當のものだな、あなたのその態度もな。それほど人間とは立派なものかな。神性やありませんよ。どんな人間でも矛盾に満ちた感情とか心情を持つてゐるものなのよ。それじゃ、そんなことを言つてゐたら誤判なんか起されるわけはないじゃないか。やつぱりそこらは謙虚に裁判官も人間なんだ、間違ひもあり得るんで何とか間違ひがないように一生懸命やつてゐるというのが私どもの立場でございます。最高裁長官があるならばかなことを言つたんじゃない、我々は甚だ迷惑だ、こう率直にどうして言へないんだらうね。いや、あきれ返つたな、この日本の裁判は。これは我々がここで議論したことは速記録になるんだけれども、これはあなた方部内では黙殺かね。それとも速記録というものは裁判官に読ませるのかね。これは私だけの問題じゃないけれども、それはどうなつてゐるか、国会というもののに対する認識は。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 事務総局内では回覧して読んでおりますが、裁判官には、これは一カ所に、図書館に備へつけて随時お読みいただくということで特に回覧はしてないという

でございます。

○**秦野章君** 裁判に関する国会の論議は、なるべくやつぱり教養資料として、よきにつけあしきにつけ見せた方がいんじゃないか。それを採用するしないは裁判官の独立だから裁判官の自由だよ。材料は豊かにあつた方がいんじゃないの。赤旗でも何でもいいよ。とにかく材料は豊かにあることが豊かな社会における選択の自由ということとで、司法権の独立の裁判官がそれを選んで判断をするという、そういう発想でないと、これはちよつとおかしいと思うんだが、いま一遍そこら辺辺り教養の責任者でもあるんでしよう。違うのか。

○**最高裁判所長官代理者(小野幹雄君)** 国会の議

事録となりますと、これは所管は総務局でございますが、帰りますことからよく話しておきます。

○**森野草君** 総務局になったら、もうあんたの責任じゃないわな。ないけれども、中でひとつよく話して、おれの意見だけ言っているんじゃないんだよ。どんな意見でも国会というものはばかにしちゃだめだよ。日本はやっぱり立法、行政、司法という憲法の配列を尊重せにやいかぬ。日本は司

法国家と言われますよね、アメリカとイギリスと日本は。体系的にはヨーロッパの大陸が行政国家で、我々は司法国家という概念を持ってきたけれども、しかし、そうは言ってもいろいろ行政といふのは幅が広がって、二十世紀以後ものすごく行政の幅が広がって、裁判一つ見ても行政裁判が非常にたくさんにぎやかになってきたことは当然然で、これは非常に問題になっていきますわね。あるいは昔のように行政裁判所があった方がいんじゃないかなんという意見もあるくらいなんだ。だから、やっぱり国会でやるようなことについては勉強をしてもらわぬといけないんで、これは総務局長ですか、よく言っておいてもらいたいよ。

それから、大体日本の裁判は余り無罪なんか少ないんだけど、この二人のどんなはこう言っているわけだ。だけれども、それではまずいんだよね。や

はり真昼の暗黒の例を私は言うんじゃないけど、まだ最高裁があるといったような気持ちはやっぱり国民に持たしておかなきゃいかぬのですよ。そこで、それといま一つは、一審有罪になったら二審も三審も大方有罪だという、まあそれは泥棒や強盗なんかじゃそういうの多いんだけれども、例えば戦後の昭和電工事件とか造船監獄とかといういろいろ政治的事件、これでは正直言つてかなり無罪が出ているんだよな。これは頼んでおいたのがあるからね。ちよつと言つてくれぬか。

○政府委員(筧榮一君) 戦後たくさん事件がございます。主なものとして昭電事件と炭管事件と造船事件、この三つにつきましてとりあえず調査したところでございます。

昭電事件についてまず申し上げますと、被告人は三十七名でございますが、そのうち無罪が十一名となっております。これは一審、二審を通じまして最終的に確定した無罪でございます。それから炭管事件、これが被告人が十二名でございますが、そのうち無罪は五名でございます。それから造船事件、被告人が三十三人でございますが、無罪は八名となっております。

○素野草君　要するに、政治的事件のようなものになると、かなり無罪も出る。私も経験から、多少失敗したような例も若干ないとは言えないんだけれど、それは仕方がないといえれば仕方がないんだけれども、こういう岡原さんあたりが言うような一審有罪のものは大方ひっくり返ることがないというようなことをどう考えたって言うべきじゃないですよ。また、普通の犯罪と事実も違うんだよね。それから千葉県のカブス事件というのがあったな。あれはあんた、一審が無罪で二審、三審有罪というのもあるんだよ。だからさまだまだよということなんだよね。割合日本はしかし有罪率が高いということは言えると思うんだけれども、余りにもこれ決めつけ過ぎているということだ。

それで、私は、ホームズ判事の言葉、大事件は悪法をつくるという言葉というのは、比較的大事

件というのはやっぱりエキサイトする、そういう事件について過誤を犯しやすい。これは人間の本質的な弱点というものはだれでもあるんだよ。判事と検事だけは神様みたいに立派だというわけにはいかないんだよ。しかも文明社会が進んでマスコミというようなものが巨大な力を持つてくるといって、そういう影響が非常に大きいということになるかと思うんです。

そういう意味においてロッキード事件については、も今度は具体的にいろいろ問題点が出てくるわけですから、私がいささか比較法学的な見地を言った。これは比較法学的な見地を言ったのは、これは主として今度は法務省の方のあれになるけれども、やっぱり適正手続、デュープロセスといふものも、やつぱり適正手続の一つの思想といふのか、考え方というもので、やつぱりリーガルマインドの中に入ってくると思うんだけど、このリーガルマインドに入ってきたときに、さっき申し上げたような比較法学的な見地というのがやはり頭に、リーガルマインドの中に当然私が入ってくると思うんだよな。

実は私も比較法学というのは昔の人間だから余り勉強してない。我々が高等試験通るときなんか、民法はフランス法で何かがドイツ法だなんてその淵源の説明や勉強はしたけれども、現代のある空間で見て比較法学、アメリカの例えば免責法は今どうなっているか、憲法の規定でヨーロッパはどうなっているかというような比較的な法学は余りやってないんだけれども、そういう点は教養の上で非常に大事だと思うんだけれども、法務省あたりそういう点はどうだろうか。例えばさっき言ったように、憲法でもやっぱり随分違うんだよね。日本国憲法というのは人権とか、平等とかという問題はフランス革命、大陸法からも入っているし、アメリカの独立宣言みたいなものも入っていますけれども、いずれにしても横の関係の体制がよくわかってないとリーガルマインドを充足したことになるかと、こう思うんだが、そういう方面の努力というのは、検察官の心構え、努力な

り勉強なりというものはどの程度のものだろうか。

○政府委員(寛榮一君) リーガルマインドという言葉はいろいろな難しい一概に言にくい言葉であろうかと思いますが、私流に考えれば、法律を適用するに当たって適正に正しい適用判断ができる、その人の判断力といえますか、そういう考え方を、正しい法律の適用ができる考え方を常に養っておくということが必要であらうかと思っております。

今の比較法学的なお尋ねでございますが、昔と違ひましてと言つと語弊がございますが、特に最近いろいろな外国の法制等についての関心も非常に高まつております。また犯罪その他についても国際化といひますか、そういう部分が次第に多くなつてきておりますので、そういう観点からも諸外国の法制を常々研究しておくとすることの必要も性質は強調されているところでございます。法務省、例えば検事をとつてみましても、ここ数年來、外国へ留学あるいは視察、出張するという数は次々第に多くなつてきております。また、行つた者だけが知識を修めるのではなくて、留学なり長期出張した者については帰つて報告書を出させまして、例えばアメリカにおける何法の研究とか、あるいは大陸における証拠法の関係とかというテーマによつて研究をさせまして、その研究報告をまとめて部内の定期刊行物に掲載し、全国の檢察官にそれを勉強するようにという機会を与えるというような方法で、御指摘の比較法学的と申しますか、諸外国の法制についての研究も常々怠らないように努力をいたしておるところでございます。○桑野章君 私にもわずかな経験ではあつたけれども、今おっしゃつたようなことはやつているわな。ただ一つ感ずることは、刑法、刑事訴訟法をやつてゐる人が、どういふものか意外と憲法と行政法をやつてないんだよ。これは司法試験に行政法が必須科目でないということもあらうかとも思ふんだけれども、普通の、例えば今度のロッキード事件でもそうだけれども、総理大臣の職務権限

なんかは憲法とか行政法を十分に勉強しなければ、簡単な旧来の刑法の解釈と判例法でいくということには正直言って私は大変不安を感じる。だから憲法と行政法、しかもそれを比較法的な研究までの成果を取り入れて考えてみる。あるいは日本国憲法内の国家論の欠落みたいなことまで感ずるんだけれども、しかし法が欠落したからでなく、解釈で、まあ解釈でも今限度があるけれども、解釈でそういう含みを持たせるような、そういうことがやっぱリリガルマインドという範疇の中に入ってくるんじゃないかというふうに思うんですがね。

時間も来てしまいましたから、きょうはこの程度にして、この次をお願いをしたいと思います。
○飯田忠雄君 最近数年間にわたりまして、死刑が確定した人について再審が行われ無罪となる、こういう事件が起きました。しかも無罪となるに当たりましては長年の死刑執行猶予の果てであるということがあります。

例えば本日、平沢につきまして裁判所の御判断が下ったわけですが、監獄に拘留中は時効は完成しない、こういう決定の内容のものであるということをお伺いしたわけですが、刑法の解釈につきまして、どうも憲法の精神によつてないのじゃないか、こう思われるわけがあります。憲法の十三條は、これはすべての国家公務員が守らねばならぬものでございまして、政治を行う上におきまして公共の福祉に反しない限り人権尊重という問題については最大の考慮を払わねばならぬ、こうなつております。そういう観点からまいりますと、刑法解釈というものは受刑者に有利に解釈するのが当たり前ではないかと、こう思われるわけでございます。

そこで、この三十年間という長い期間が平沢についてはあるわけでございます。この三十年という期間は刑法では死刑の時効の期間に該当するわけでございますが、なぜ刑法が三十年という期間を死刑の時効にしたかと、こういう問題を考えてみますと、やはり三十年という長い期間がその行

った犯罪を風化させていくからではないか、事実上風化させておけるので時効にするということにしたのではないかと、ううううに考えられるわけですね。逃亡しておつて三十年たつた、その三十年の重みというものと、死刑を執行されないで監獄の中におつた三十年という期間の重みというものは事実上は同じものなんであるわけなんです。監獄の中におるから外で逃げ回つた者よりも一般社会に対する考え方が決して監獄におる方が風化しないといつたような、そういうものではなからうと思われるわけがあります。

今日の刑法というものは、もうこれは申し上げなくてもわかりますが、刑法の明文では明らかに死刑の執行というものは絞首して行う、そして監獄に拘留するのはこれは執行に至るまでの間の手段である、そういうふうになつております。この明文を解釈するに当たりまして、なぜ受刑者に不利な方向へ解釈しなければならぬのかという点に非常に疑問が生ずるわけでございますが、こういう点につきましてどのような御見解をお持ちでしょうか、お答えをお願いいたします。

○政府委員(寛榮一君) 時効の点に関しましては、かねがね申し上げておりますとおり、国家刑罰期間に拘留されない状態が続いた場合に時効ということが起るわけでございます。その実質的理由としていろいろ言われておりますが、今飯田委員御指摘の三十年で風化するというふうなこともございまして、それほかにやはり死刑であれば三十年、その他であれば一定期間内に形成される社会的な秩序といふことが事実関係、そういうものを尊重するといふことが時効制度の本質であると言われていると、そういう意味から三十年で風化したといふことだけでも時効が完成するのだという趣旨には、時効制度の本質はそういうものではないといふふうな考えでございまして、そこをどう考えておる

また、憲法の要請から刑法の解釈については受刑者の有利に解釈すべきであるというお考えでございますけれども、どちらの有利にということでは

はなく、やはり法の本来の目的といふか、目的といふか、その趣旨から解釈されるべきものである。そうしますれば、結果的には飯田委員、これは受刑者に不利であるという御判断になるかも知れませんが、先ほど申し上げましたような結論にならざるを得ないといふふうな考えでございます。

○飯田忠雄君 自由刑につきましては拘留するといふことが刑の執行そのものであります。死刑につきましては拘留するといふことは刑の執行そのものではないといふことは以前にも御答弁をいただいたところであります。それと間違ひなかならうと思ひますが、そうなりますと、大変不思議なことは刑の執行を受けないでつた場所、その場所によつて取り扱ひが違ふ。刑の執行を受けないで、受けない理由が逃げ回つたという行為と、おとなしくしておるという行為、その行為の差によつて処遇が違ふといふことになりまして、これは明らかに身分によることの差別と考へられるわけですね。憲法の十四條に反しませんが、

○政府委員(寛榮一君) まず場所が違ふといふ点でございますが、拘留所の中に拘留されている場所と、例えば逃亡して逃げている場合の場所と違ふことは間違ひございませんが、その場所の違ひといふことは違ひなく、死刑を言い渡されたその執行を受けるべき者として死刑を言い渡した確定裁判の執行として拘留所に拘留されている者と、いわばその拘束を受けなくて日本に居る、どこかに逃げているといふことは、生活をしてる者といふ違ひ、その性質の差異が問題であらうかと思ひます。場所の違ひといふよりは、どういふ立場であるかといふことであらうと思ひます。そうなる

と今度は身分上の差といふことの御質問でございますが、憲法で言う身分といふものは、ここで言う今御指摘のような場合とは違ふのではないかと、ううううに考えております。

○飯田忠雄君 きょうはもう憲法論はやりませんが、執行猶予という問題について考えてみたいと思ひますので御質問申し上げますが、刑法の二十

七条では執行猶予の効力が書いてございまして、ある一定の期間過ぎますと「言渡ハ其効力ヲ失フ」こうなつております。執行猶予の宣言があつた場合にはそういうことだと、こういうわけですね。現在、今まで再審無罪の判決がありました人を調べてみますと、大変長い年月の間刑の執行が事実上なされてない。刑の執行が事実上なされてないといふことは刑の停止ではないわけですね。刑の停止ではなくて、明らかに刑の事実上の執行猶予であるわけですね。

そこで、執行猶予を宣言した場合には、ある一定の時間がたつて言渡しの効力がなくなる。宣言しないで事実上の執行猶予をした場合は、たとえどだけたつとも、それは執行猶予の効力については関係がないのだと、こういうお考えのようには思ひますけれども、犯罪の性質、大ききによりまして執行猶予の期間といふものは決まつておるわけですね。死刑の場合、事実上執行猶予がなされてきておりますが、この期間を、例えば三十年といふ期間を考えた場合に、逃亡して逃げたおつても三十年たつては罪が問われない、時効にかつてしまふ。そういう三十年といふものを、宣言しないけれども事実上執行猶予をしてきたといふことになる、宣言なしの執行猶予ですが、この事実上の執行猶予期間といふものが三十年に該当する場合に、やはりこの期間の重みといふものは何らかの法的取り扱い上考慮すべきものではないか、このように考えられますが、この点について法務省の御見解、できれば最高裁の御見解も承りたいと思ひます。

○政府委員(寛榮一君) 刑の執行猶予の制度は、御承知のように、刑事政策的見地から一定期間刑の執行を猶予し、その猶予期間が過ぎた場合には言渡しが効力を失ふといふことを法律上認めた制度でございます。それなりに刑事政策上の目的を有し、かつ実際に犯人の更生といふ結果をもたらしつてゐるというふうな考えでおります。死刑が確定いたしましたから拘留して三十年間

なら三十年間執行をしないということは、それとはまた別で、事実上執行をしない、それには再々申し上げておきますように、その記録の調査でありますとか、あるいは再審とか恩赦出願でありますとか、諸般の状況を考慮して執行を見合わせていたということにとどまるものでありまして、それが二十年あるいは三十年に及んだとしても時効という点、本件では当たりませんけれども、執行されないという状態が続いた場合に起こる問題としては時効の問題が生ずるという以外には特段の問題は生じないし、また生じさせる必要もないものというふうに考えております。

○飯田忠雄君 最高裁の方は、こういう問題はちよつと御答弁しにくからうと思うから遠慮しますが、執行猶予というものの実態、事実関係をよく頭に置いて考えていただきたいわけです。執行猶予ということは刑の執行をある一定期間行わないでおくということとございまして、その一定期間の間、無事に悪いことをしなければ罪を問わない、言い渡した効力を失う、こういう規定でございまして、どんな理由があろうとも三十年間あるいはそれに近い年数死刑を執行しないで猶予してきたという事実、長年の間猶予したという事実は、これは国民社会に対する関係で死刑の時効を認めたと同じ効果を持つておるのではないかと、このように考えられるわけでございます。

そこで、現在はたまたま執行猶予制度として、執行猶予という名前がない制度でやっておりますので疑問が生ずるかと思ひますが、これは現実には刑事訴訟法の四百七十五条ただし書きによりまして、上訴権の回復の場合とか、再審の請求の場合とか、非常上告の場合とか、あるいは恩赦の出願もしくは申し出があつた場合とか、共同被告人の判決が確定するまでの間の場合とか、こういう場合には死刑の執行命令を出す期間である六カ月以内という期間に含めないんだと、こういう条文を設けることによって事実上の死刑の執行猶予制度をつくつておる、こう考えられるわけでございます。なるほど死刑の執行猶予だという言い方は

していません。しかし事実上は死刑の執行を猶予しておる。ただ、原因が刑事訴訟法の四百七十五条のただし書きの適用ということに持つていつておるだけのことでございまして、それは法律の立法の仕方の問題です。そういう立法の仕方では執行猶予を決めておるということであると考えられるわけでございます。

そこで、きょうはこういう問題につきまして事実関係を少しくお尋ねをいたしたいと思ひますが、我が国の憲法が制定され施行されてから今日まで、死刑の執行がなされていつておるわけでございますが、その記録について二、三お伺いをいたします。法務大臣の死刑執行命令権が法定の六カ月以内に行われた、それは確定判決があつてから何件の判決について行われたのでありますか、お伺いいたします。

○政府委員(寛榮一君) 死刑の確定者が確定後どれだけの期間で執行をされたか、特に六カ月以内といういわば短期間と申しますかに執行されたのがどれくらいあるかというお尋ねでございますが、事柄の性質上、未執行の死刑囚、その他死刑囚の關係者あるいは被害者等の關係者等の心情に与える影響等を考えますと、その内容につきましてはお答えは差し控えたいと考えております。

○飯田忠雄君 これは内容の問題じゃなくて件数ですが、何件ぐらい法務大臣が死刑執行命令を出されたかということなんです。

○政府委員(寛榮一君) どれぐらいの期間に執行される、極めて短い間に執行される者も六カ月以内も相当数ある、あるいは極めて少ない、いずれにいたしましても未執行の死刑囚その他關係者の心情に与える影響を考えますと、その数についてもお答えは差し控えさせていただきますと思ひます。

○飯田忠雄君 これは私は影響はないと思ひますが、死刑の判決が確定をいたしまして、法務大臣が死刑の執行命令を六カ月以内にお出しになつた件数の問題ですから、それは公表をはばかる問題でしようか。

○政府委員(寛榮一君) ただいま申し上げましたように、確定されてから二つの場合があるかと思ひますが、相当大多數は極めて短期間に執行されておるという結果が出るか、あるいは相当長期間で短期間のものは少ないということかは別といたしまして、いずれにいたしましても現在未執行の死刑囚の心情に与える影響等を考えますと、その数字についてはお答えを差し控えたいというところでございます。

○飯田忠雄君 それでは次の問題に入りますが、刑事訴訟法四百七十五条ただし書きが適用されて刑の執行が猶予されたのは何件ぐらいございまして、これも、ただし書きの書いてある項目別にもしわかればお知らせしたいと思ひます。例えば上訴権回復の場合は何件、再審の請求の場合は何件、非常上告の場合は何件、恩赦の出願もしくは申し出があつた場合は何件、共同被告人の判決が確定するまでの場合は何件かと、こういう問題で、これは統計とつておいていただけませんか。

○政府委員(寛榮一君) 今のただし書きの事由があつたから執行が猶予されたという前提ではなく、今申し上げるのは、一定の期間内のものにつきましてこれこれの事由に該当した者が何人いるかという点で御説明をさせていただきますと思ひます。

これは統計ではなくて調べた結果でございますが、区間を区切りませんとなかなか調査が難しゅうございまして、昭和四十年一月一日から五十九年十二月末まで二十年間でございまして、この二十年間に死刑の判決が確定し、かつその間に刑が執行されたものでございまして、ですから前に確定してこの間に執行されたもの、あるいはこの間に確定してその後執行されたものといふか、この間には執行されなかったものは含みませんが、この二十年間に確定し、かつ執行した合計が九十三名でございます。その九十三名について調査いたしましたところ、そのうち再審請求を行ったことがある者は十四名、請求回数延べ五十回になります。それから恩赦出願を行ったことのある者が十

三名、出願回数が延べ十六回。いずれも一人で数回する場合があるわけでございます。それから、共同被告人であつた者に対する判決が確定するまでの期間があつた者が四名でございまして、上訴権回復請求を行った者、非常上告の行われた者はございません。

○飯田忠雄君 それでは、期間に算入しないという事由として今幾つかの項目がございしましたが、その事由がないために棄却あるいは却下されたものは何件ございましてしようか。

○政府委員(寛榮一君) その数はちよつと調べておりません。

○飯田忠雄君 それでは、死刑の判決が確定いたしました後に、右の刑事訴訟法の四百七十五条のただし書きの事由での申し立てをしないで刑に服したのがございまして。

○政府委員(寛榮一君) 今の九十三名につきまして、再審請求を行った者十四名と恩赦出願を行った者十三名、合せてこれが二十七名になるわけでございますが、恩赦出願を行った十三名のうち二名は再審請求も行つておりますので、それを引きますと二十五名が再審ないし恩赦の請求を行つたわけでございます。共同被告人であつた者に対する判決が確定するまでの期間があつた者四名、これも別にいたしますと、今の九十三名から二十五名を引いた者が再審あるいは恩赦の出願をしていないということになるわけでございます。

○飯田忠雄君 それでは、死刑の判決が確定をいたしました審級についてお尋ねをいたしますが、第一審で死刑の判決が確定した件数、第二審で確定した件数、第三審で確定した件数、これも統計とつておいていただければお願いしたいと思います。

○政府委員(寛榮一君) また同じ期間になります。昭和四十年から五十九年までの二十年間で死刑判決が確定したものが百二十名でございます。そのうち第一審で確定いたしましたものが八名、それから控訴審で確定いたしましたものが十三名、それから上告審で確定いたしましたものが九十九

名、合計百二十名でございます。

○飯田忠雄君 殺人事件に限って御質問申し上げますが、殺人事件におきまして再審がなされまして事例と、その請求理由があると思ひますが、その請求理由別の件数、それから無罪判決が無罪の根拠とした理由、こういうものについてお尋ねをするわけですか。まず、再審請求理由別の件数ですが、死刑判決に対するものはどうなっておりますでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 殺人事件でございますが、これは強姦致死を含めての数でございます。それから強姦殺人がございしますが、この両方の再審請求について申し上げますが、これは昭和三十五年から五十九年までのものでございまして、これをまず死刑判決についてでございますが、殺人事件の死刑判決に対して再審請求のあったものは四十七件でございます。

この理由別でございますが、これは一人がいろいろな理由を述べている場合がありますので必ずしもこの四十七件に一致しないわけでございますが、法の四百三十五條の一号に当たるものが三件、それから二號のものが七件、それから六號が三十二件、七號が二件、それから強姦殺人事件の死刑判決に対するものは六十八件でございます。うち四百三十五條の一号が八件、二號が八件、三號が二件、六號が四十七件、七號が五件、それから四百三十六條一項一號というものが三件というふうになっております。

○飯田忠雄君 それでは、再審請求理由別の件数についてですが、無罪判決に對しましてはどのようになつておりますか。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) まず殺人事件でございますが、これは先ほど同じ強姦致死を含むというものでございしますが、全部で八件ございまして、四百三十五條の一号が二件、二號が一件、三號が一件、六號が六件、こういうふうになつております。それから強姦殺人事件に対するものは全部で十九件ございまして、法の四百三十五條一號のものが五件、二號が二件、六號が十

二件、七號が六件、以上のようになっております。

○飯田忠雄君 そうしますと、ほとんどの事件がやはり再審請求をしておるのでしょうか。初めからあきらめてしまつて再審請求しなかつた者よりも再審請求をする者の方がずっと多いということでございますでしょうか。その点いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 私の方で先ほど法務省の刑事局長が申されましたいわゆる確定した者との関係ということで調べておられるので、ちよつとそこところはわかりかねるわけでございます。

○飯田忠雄君 これ法務省ではわかりませんか。○政府委員(寛榮一君) 今調査しておりますので、調べればわかることは間違ひございませんが、今手元にはその資料がございませんので。

○飯田忠雄君 実はこれは法務省にも私教えてくださる前に前もつてお願いをしておいた件なんです。できなければ、またこの次にお尋ねをいたすことにいたします。

それでは、無罪となつた事件ですが、無罪となつた事件の無罪理由別の件数についてお願いいたします。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 無罪となつたものを申し上げます前に、有期懲役で再審の請求があつたものもあるわけでございます。それで、死刑判決がありつたものについて再審開始決定があつたものが三件、それから無期につきまして開始決定があつたものが三件、それから有期懲役のものでは三件あるようでございます。

その無罪になつた理由でございますが、これは昭和二十七年から現在までに無罪となつたものでございすけれども、まず殺人事件が一件、強姦殺人事件が五件、それから強姦致死殺人事件の一件、殺人未遂事件が一件の計八件でございます。このうち、要するに犯罪の証明がない、刑罰法の三百三十六條後段でございますけれども、これがすべてである、こういうことになっております。

○飯田忠雄君 殺人事件におきまして再審がなさ

れて無罪となつた件数だいま承りましたが、この無罪となつた事件の無罪理由は刑事訴訟法の四百三十五條の再審理由に掲げておるところと一致するでしょうか。それとも全然また別のものがございますでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) この四百三十五條にはいろいろなものも掲げてあるわけでございます。例えば新たに証拠を発見したというやうなものもあるわけでございます。あるいはほかにものも確定裁判でどうなるかというやうないろいろな理由があるわけでございます。結局はそういうことからその証拠を見直した結果、犯罪の証明がない、こういうことになるわけでございます。直ちに四百三十五條のそれがどうということには結論的にはならないわけでございます。結局はそれが影響して、三百三十六條の犯罪の証明がない、これに帰する、こういうことになつてゐるわけでございます。

○飯田忠雄君 そこでお尋ねを申し上げますが、こういう殺人事件が再審となりまして無罪となるということになりまして、無罪となる理由がやはりあるはずでございますが、その無罪となつた理由、これは事実に関するものと思ひますが、そういうものが、そういう事実の取り調べが一審から三審までの間でうまく調査ができなかつた原因というものがあるのではないかと思ひますが、これは恐らく制度上の問題であらうと思ひます。この点につきましてどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(寛榮一君) 今の無罪理由でございますが、最高裁から答えがありましたように、一言で言えば犯罪の証明がないということになるのであらうかと思ひます。そのさらに詳細な理由というところになりますと、個々の事件によつて異なりますので、一概にお答えすることは難しいかと思ひます。ただ、私どもとしては最近起りました再審無罪事件、免田事件等の再審無罪事件を契機に、今御指摘のように、確定判決に至るまでの審理の過程でもう少し調べるべき点があつたのではないかと、あるいは捜査、公判維持等にと

いう点に問題があつたかということも現在それぞれの事件の記録等をもとにして検討を続けているところでございます。

まだ結論めいたものは出ておるわけではございませんが、申し上げたいことは、一つはこれらいづれの事件につきましても、最初の確定いたしました事件の第一審から、あるいは捜査の段階から、検察官としては事実の真相解明に全力を尽くしたはずでございます。その後裁判官も各審級を通じて十分な実質的な審理を行われ、被告人側、弁護人側の主張も十分に聞いて、再審に對して無罪判決を言ひ渡されたということでございます。それが時がたちましてから再審において無罪判決になるという場合、現時点で言へますことは新たな証拠の発見等によつて原判決において有罪の証拠となつた証拠、例えば自白あるいは鑑定信用性等に影響が生じて、その結果無罪となるというものが多いうございします。

そういうことから考えますと、結果的に見た場合には証拠の評価という点において確定審における判断と再審における判断が違つてくる。ある意味では確定審における証拠の評価に問題があつたのではないかと、いふふうな推測されるわけでございます。

○飯田忠雄君 実はこの問題は刑事訴訟制度の全般に關連する問題だと思ひますが、例えば捜査官だつて一生懸命に力いっぱいやつてゐるし、検察官もそうだし、裁判官もそうなんです、そのときの与えられた状況下で力いっぱいやつておるはずであります。だから、どういふものをどのようにならざるかと、私は問題だと思ふんです。裁判官に間違つた証拠物件を提出して、そして裁判をするときにその間違つたものがいかにも本物のようになつてゐるというところであれば、裁判官はこれをチェックする機能を發揮することができないわけなんです。また捜査官にいたしましても現在のやうな刑事訴訟法上の捜査の制度で果たして死刑事件のやうな重大な犯罪を十分捜査できるかどうかと疑わざるを得ないわけなんです。不十分な時間しか与えな

いで捜査をやらせて、その上そうした捜査官が見込み捜査せざるを得なくなるから見込み捜査をし、きつく調べるといふことも起こってくる。これは時間が足らない捜査の方法において無理があるといふことを考えざるを得ないわけである。

死刑事件とそれから死刑以外の犯罪については私は明確に区別すべきではないか。憲法上の根拠もやはり憲法の十三条に基づいて生命に関する問題について特別の配慮を必要とするのではないかと、こう考へるわけですが、何か外国の制度をひとつ調べられて、御参考になつて、もつと落ちついて本当に眞実を発見できる捜査体制がとられ得るようになるというこゝについて御研究になるおつもりがあるのか。あるいはそんなことはもう一切考へないとお考へなのか。この点いかがですか。

○政府委員(寛榮一君) 先ほど申し上げましたように、再審が無罪になるという事件につきまして、その原因を現在研究といひますか検討中でございます。制度上の問題があつたのか、あるいは捜査のやり方あるいは公判維持のやり方どこか問題があつたのかという点がまだ明らかでございませぬ。

ただ、今先生御指摘の捜査の時間が足りない、したがって死刑事件と他の事件とで差を設けて落ちついて十分な捜査をできるようにすべきであるという御趣旨もなるほどという面もあるかと思ひますけれども、やはり現在の刑事訴訟法におきまして、基本的人權等の関係から捜査あるいは強制捜査の期間に制限を設けているといふことも、それなりのやはり憲法上の要請があるかと思ひます。もちろん諸外国におきましてはそれぞれ千差万別でございまして、予審制度をとつていふところもございまして、あるいは捜査時の強制捜査の期間というものが各国によつて違つてまいいます。そういう点は十分今まで検討してまいつたつもりでございまして、先ほど申し上げました再審無罪事件等の検討を通じてまいりたい各方面の観点から問題点を検討してまいりたいと思つております。

○飯田忠雄君 例へば第一審の裁判が行われまして判決が出た段階で、もう一度その第一審の判決が有罪となつた理由を、法務省ならば例へば例を挙げますと人権擁護局といったようなところで綿密に御調査をなさつて、そしてその結果に基づいてこれを第一審裁判に対する訂正の資料として第二審に与えられる、そういうような制度はできないものか、こう思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(寛榮一君) 現在の司法制度と申しますか憲法上の制度は、やはり裁判所の三審制と申しますか、裁判所の審査を繰り返して慎重に司法判断を下すといふことになつていふかと思ひます。法務省の関係あるいはその他の行政機関等が裁判の途中でこれに介入といひますか関与するといふことは、ちよつと問題があるのではないかとこゝに考へております。

○飯田忠雄君 第一審の判決がありまして、その判決をそのまゝにして控訴するといふことになりまして、その基礎は第一審の事実関係が基礎になつてしまひます。それで控訴審では事実の価値判断だけに制約されてきかちなんですね。控訴審でも一度事実関係を調べるといひましても、事実関係の取り調べといふのは第一審で取り調べた範囲内をもう一度評価し直すといふことになつてしまふのではないかと。それで、それは第二審が正確な事件の間違ひない判断を下すことは難しいので、少なくとも死刑事件に関しては人命に関する問題ですから特別の規定を設けるのが憲法の要請だと私は考へるわけです。

それで、控訴をいたした場合には、どちらが控訴したにしても第一審が有罪とした理由をもう一度綿密に証拠物の点検から始めて検討するといふことをやる必要があるのではないかと。それは裁判所に求めても裁判所には資料がないのですからできない。一番資料を多く持つてゐるのは検察庁ではないかと思ひます。だから検察庁で、つまり体面にとらわれないうで事実関係を調査して、これを第二審に提供するという、法務省の中にさう

いう作業のできる機関が必要ではないか。さういふことをやると裁判制度上どういふ不都合な事態が生じますか。さういふことをお尋ねするわけですが、いかがですか。

○政府委員(寛榮一君) 先ほど申し上げましたように、現在の憲法下の法制上、裁判所、司法権が独自に判断をされるわけでございます。控訴審が事実判断をするのに十分だといふ御指摘でございますが、控訴審におきましても必要があれば一審と同様といひますか同じように証人を調べ、証拠物を調べ、またあるいは新たな証拠も出てきて事実審理が行われるわけでございます。また、検察官の方としても、一番資料を持つてゐるかどうかは別といたしまして、また、もちろん第一審において必要な資料は提出するわけでございますけれども、控訴審におきましてもやはり事実の確定、眞実の発見といふ見地から裁判所に協力をして立証活動をするわけでございますから、その過程が第一審、第二審、第三審と行つて確定するといふ現在の制度で十分であらうといふふうに考へております。

○飯田忠雄君 現在の制度で十分だとお考へになつていふことですが、それならば、今日のやうな再審無罪といふことは起こり得ないはずだと私は思ひますが、再審無罪が生ずるのは結局犯罪の捜査にやはり問題があるのではないかと。犯罪の捜査を急ぎ過ぎて短時間でやろうとするから問題が解決しないので、むしろ第一審の裁判が行われる間でも別に身柄を拘束しないでも捜査はできるのですから、いろいろの観点から提出した資料は、これは無罪になるものではないかといふたやうな点からもよく検討を加へる捜査、シロからの捜査、クロからの捜査が第一審の審理中においても行われ、それが適宜法廷に提出されるというこゝになるやうな、さういふ制度をつくりまして現在の司法制度からいって大変困ることになるのか、あるいはさういふ制度ができればさういふまゝいくのかどうか。これは法務省とか裁判所の方の実務を御担当の方の御意見を聞かないとわか

りませぬから、だから、お尋ねをするわけです。さういふ点につきまして検察庁は困るかどうか、あるいは裁判所は困るかどうかについてお尋ねをいたします。

○政府委員(寛榮一君) 今御指摘の点でございまして、先ほど御指摘になりましたように、検察庁は別に体面にとらわれるといふやうなことは全くないわけでございます。第一審中でもシロの捜査もさうであるといふ御指摘でございますが、もちろん起訴前の捜査の段階ではクロの捜査と並行してシロの捜査を行う、そしてクロになつた場合に起訴をするといふのが捜査の常道であらうかと思ひます。また、起訴いたしました後におきましても、仮にシロの資料といひますか、疑わせる事実が違ふのではないかといふやうな資料なり疑いが生じますれば、当然法益の代表者である検察官としては事実の確定、眞実の追求のためにその捜査を徹底して、これを公判廷に提出をして裁判所の判断を仰ぐといふことになつていふわけでございまして、ただいま先生の御指摘の御心配の点は、現行法で検察官が十分に捜査を尽くし公訴維持に万全を期するといふことで十分ではなからうかといふふうに考へておる次第でございませぬ。

○飯田忠雄君 実は私が疑問に思つておりますのは、万全を尽くして検察官が仕事をなさつて捜査官も仕事をなさり、裁判官も仕事をなさつてきたにもかかわらず、死刑事件が長年の間の事実上の執行猶予をして検討をしてきた結果、非常な不便を忍んで弁護団の方において驚しい事実を発見される、さういふことになつておる点なんです。さういふ新しい事実の発見といふものは恐らく国の力でもつと早く行へば発見できたのではないかと思はれるわけですね。それが発見できなくて弁護団の非常な弱き力でもう長年かかつてこれをやり遂げて再審に持つていくといふのはいかにもこれはおかしいではないか、さう思はれるわけですね。三審制のもとで再審無罪が出るなんといふことは本来考へられないことであるわけですね。三審制のもとで再審無罪が出るといふことは恐らくどこ

かに重大な欠陥が制度上ある。その重大な欠陥を発見してそのところを穴埋めして制度改正をしない限りこういう問題は解決できないのではないかと思われるわけです。再審無罪と簡単に申ししますけれども、無罪になった人の長年の獄舎における苦勞、それからそれが真実に無罪であれば本当に大変なことだと思います。

それからもう一つは、こういうことを申し上げることは非常に言いにくいことですが、ここに日弁連の新聞がございます。昭和六十年四月一日の新聞です。この中で免田事件について「免田事件！それは禁句です」、八代支部では禁句になっておると、こういうふうに書かれております。それで、「免田栄氏は、八代支部を中心とした地元熊本では、全く人氣がなかった。日弁連と熊本県弁護士会主催の「拘禁二法案に反対する集会」でも、会員の中から、この集会に免田栄氏が出席するのが適當かどうかは疑問だとする意見も出たという。」と、はっきりこう書いてあるわけですが、こういうことになりましたのは、免田さんが本当は無罪かもしれないけれども、しかしこれについては国民の多くの者が事実上、腹の中では疑っているということなんです。

これではいかにも気の毒だと私は考えるわけですが、もしこれが疑いが本当だということになると、なおさらこれはまたおかしいことになる。そうしたことごとく起ってくるのは裁判の過程の中でどこかに大きな欠陥があるからではないか。その欠陥を御研究になっておるかどうかと、こういうことをお尋ねをいたしたわけでございます。大変お答えにくい問題であろうと思いますが、きょうはこのぐらいいしておきますが、実は私の質問、これ大分まだ半分以上終わりますので、この次のときにまたお伺いすることになると思います。

それで、一つだけ法務大臣に、大臣の死刑の執行命令が判決が確定の日から六カ月以内にしなければならぬと、こう法律に書いてあるわけなんです。が、普通の犯罪ですと早いのです。六

カ月も待たないで刑の執行をやってしまうわけなんです。が、法律には刑の執行期間が普通の犯罪では書いてないんです。ですから確定すればもうすぐでもおやりになるということになるはずなんです。が、死刑については法務大臣の執行命令によらねばならぬ。しかもそれは法務大臣は六カ月以内に執行命令を出さないと。執行命令が出たらすぐやるわけですね。そういうことになっておりますが、その六カ月以内にしなければならぬという、その意味はどこにあるとお考えでしょうか。

○政府委員(寛榮一君) まず私からお答え申し上げます。

六カ月という規定が設けられましたのは御存じの今の新刑罰法でございまして、旧法にはそういう規定はなかったわけでございます。その趣旨をいたしましては、死刑は他の刑罰と異なりという一度執行されれば回復は不可能になるというようになことで、特に慎重を期した執行を行わなければならないというので、死刑に關してのみは「法務大臣の命令による」というふうな定められておるわけでございます。他方、死刑が確定したような事案は凶悪かつ極めて重大な事犯を犯したものでございまして、裁判所がその情状あるいは事実認定について慎重な審理を尽くした上で言い渡されるわけでございます。そういう慎重な審理を尽くした上で極刑やむを得ずということとて言い渡される死刑の判決、それが確定しました以上は、その執行を漫然と放置するようなことは許されないと。そういう見地から、いわば確定判決を尊重するというような考えから法務大臣が執行命令を出す時期の一応の目安を明らかにするということ趣旨で六カ月という規定が設けられたというふうな考えております。

○国務大臣(嶋崎均君) 今刑事局長から御説明があったこととございすけれども、六カ月の期間を計算するというのは、御承知のように計算に入れないような期間もあるわけでございます。そういう中で、死刑は執行されるともう取り返しのつ

かない事案であるわけでございますから、十二分に内容を審査して処理をしなければならぬということは當然であろうというふうな思っております。でございす。そこで、我々として思っております。う事案というものを十分に踏まえて判決の内容というものを十分に精査をさせていただく。それから先ほど来いろいろ話が出ておりますように、再審なり恩赦なりというふうな、そういう手続というものがやはり事前に十分行われる、そういうことの中で事柄を判断していかなければいかぬというふうな思っております。

ただ、今回の中にもいろいろ書いてありますけれども、非常に長い間、三十年というふうな事実があるわけがございますが、それはそれなりにいろいろ経過がございす。それが出てきたわけでございます。が、やはり基本的には何回にも及ぶところの再審の問題もあり恩赦の問題もあり、またこの問題をめぐっていろいろ、何というのですか、冤罪事件ではないかというふうな報道もあつたというふうな事柄も重なつてそういうことになつておるのだらうと思つてございす。しかし、また逆に言えば十六回にも及ぶ再審の結果はクロであつたという現実もあるわけでございます。我々として今後も後その取り扱いにつきましましてはやはり十二分に再審あるいは恩赦の状態というものを判断をしていかなければいかぬというふうな思ひます。

六カ月という期間がどういう意味を持っていたかというところは、私もよくわかりませんけれども、この種の事案を見ましても、ある意味では判断をする余裕のある期間が設定をされておるのではないかと。いうふうな思つておりますが、あるいは判断違いであるかもしれない、全体的に十分検討したことはありませんから。

○飯田忠雄君 私の質問はこれで終わります。あと次回にぜひ時間をいただいでこの問題について御検討をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。終わります。

○橋本敦君 それじゃ、きょう私は、いよいよ口

ツキード公判の控訴審が開始をされるという状況が目に見えてまいりましたので、国会でもこの事件の真相解明は両院の決議として国民に対する責務としてもはつきりうたつてきたところでございす。この真相究明をさらに徹底させるという立場から質問をしていきたいと思つております。

新聞でも報道されておりますように、田中被告側の控訴趣意書がいよいよ昨日提出されたわけでございます。が、これを受けて検察官の今後の対応はどうなつていくか、控訴審の手続の今後の進行ぐあい、それはどうなつていくか、検察の立場でまずこの点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(寛榮一君) 丸紅ルートの田中、横本両被告人につきまして、昨日の午後、被告人、弁護人側から控訴趣意書の提出があつたわけでございます。極めて膨大なものが出たわけでございます。私もまだその内容を承知していません。私どももまだその内容を承知していません。検察当局におきましては、できるだけ早く検察の内容を検討いたしまして、できるだけ早い機会に答弁書を作成、提出する、そして審理の促進、早期裁判という点に努力を重ねるものと考えております。

なお、今後の予定につきましては、まだ何分これから答弁書作成に入るわけでございますので、確定することは私どもの立場から申し上げる段階ではございせん。

○橋本敦君 その点はわかりましたが、そこで、大体答弁書の提出というのがいつごろというふうな見当で作業を進められることになりすか。その見当がついておればお知らせいただきたいのであります。

○政府委員(寛榮一君) 何分昨日出て、まだその内容を検察の担当者もこれから読むわけでございます。主要な点で一番以来問題になつております点につきましてはかねがね準備といひますか、いろいろな資料等もあるわけでございますので、そこらの兼ね合いからいつごろということにつきま

して申し上げることになるわけですが、その点につきましてもいつごろということまでは今日の段階ではちよつと私から申し上げられないと思つております。

○橋本教君 大体常識的にさつぱらんに言つて、大きな事件でありませうけれども、大体夏の終わりに答弁書の作成のめどをつけて、秋の初めには裁判所に提出するというような進行ぐあいに進むのではないかと向きもありますが、いかがですか。

○政府委員(寛榮一君) そのような見方も十分あり得るかと思ひます。ただ、それは確実かとおつしやられればちよつと難しいかと思ひます。

○橋本教君 控訴審が始まるわけですが、基本的には検察官は一番で公訴事実の立証に全力を挙げられ、しかも法の建前からいつても証拠は一番で全力を挙げ出すべきものは全部出し尽くして、真相究明に検察官の法益の立場で全力を挙げなくてはならぬというのが法の立場でありますから、基本的には原審における検察官の全力を挙げた立証は一応尽くされているというように私どもは一面においては見ています。しかしながら控訴審ということになりますと、どの範囲で事実調べが行われるか、あるいは行われぬか、これは控訴審の動向にかかつて、裁判所の判断にもかかつてくることではあります。依然としてやつぱり事実の認定の問題というのは重要性を失わないと思ふんですね。

そこで、まずこの点について伺いたいと思うのですが、検察官は一番判決について控訴をなさらない。その控訴をなさらないのは、量刑に大変な不満があるときも控訴をなさるし、事実の認定に不満があるときも控訴をするということもあり得るわけですが、本件で控訴をなさらないか、つたというのは基本的な言つて一番判決をどう見られたからですか。

○政府委員(寛榮一君) 現に控訴をいたしておりませんその理由をいたしましては、やはり第一審判決の事実認定並びに量刑についておおむね主張

が入れた、不服を申し立てる余地はないという判断であらうかと思ひます。

○橋本教君 したがつて、一番で田中側が五億円を受け取つていなかった、あるいは橋本のアリバイを主張した、いろいろなプロセスがあつたけれども、検察官の立証の結果、一番の事実認定がなされて、その事実認定はおおむね検察官の主張に沿つて、そういう内容の認定が証拠によつてなされておるとこのことを評価されておるといふことになるわけですね。

今度の控訴趣意書で、新聞の報道でも要旨が出ておりますけれども、基本的には田中側は一番判決の事実認定に一つは非常に力を入れて、事実誤認の主張をしておる。その主張の中身はこれから御検討になるわけですが、今お話があつたように一番判決の事実認定、田中側が請託があり、請託を受け、そして五億円を渡されたという基本的な事実関係については、一番で立証し認定されたこの点については、これは控訴審においても揺らぐことがないという確信は訴訟当事者として検察側はお持ちなのではないかと思ひますが、その点はどうですか。

○政府委員(寛榮一君) 一番に引き続き、公訴維持に万全を期するものと考へております。

○橋本教君 そこで、私は今度の問題に関連をして一つ気になりますことは、そういうふうに公訴の維持に万全を期して検察官は確信を持つておられるということではあります。田中側がこの控訴趣意書で指摘をしようとする面についてやつぱりこれは検討を必要とするという、そういう問題を一つは指摘したいのであります。

それは田中側が今度のことに関連をして、あの五億円は田中は受け取つていないという事実誤認だけではないで、仮に受け取つておつても、その趣旨がトライスターの成功報酬という趣旨ではない、こういうことを言つてきているわけですね。その趣旨を新聞の要旨で見えますと、端的に言へば、あの五億円の授受というのはトライスターの成功報酬だ、こう考へるといろいろ矛盾すると

ころがあるんだ。その一つは、ロッキードの日本における販売代理店としての丸紅の販売行為の中にはトライスターだけではない、他の機種も売込みも当然入つていた。つまりP3Cその他の飛行機も入つていた。しかも重要なことは、この第一回の支払いがなされた四十八年当時においては何が主要な問題かといへば、実はトライスターの売り込みはもう決着がついていたのであつて、クラッター日記その他から見ても、四十八年八月当時、金が支払い始められたころの状況としては、まさにすべて見玉、小佐野、その会社やロ社と丸紅の打ち合わせ等を見ても、P3C問題に関する打ち合わせ、対潜哨戒機問題に関する打ち合わせ、これが重点だから、だからこういう客観的事実から見ても、あの五億円という趣旨はこれはトライスターということではないという主張をしていく向きがあるんですね。

この点について検察官はどういう立場を一番以来とつてこられましたか。

○政府委員(寛榮一君) P3Cの選定問題につきましては、御承知のように本件のロッキード事件の捜査が始まつた当時から国民の関心を集めた社会問題となつておりましたし、捜査当局におきましてもそれを念頭に置きましてトライスターの購入と並行いたしましてP3Cの選定問題ということも捜査の対象にしてきたわけでございます。

具体的には、コーチヤン、クラッター等の嘱託尋問の内容にもそれに関するものがございまして、また国内におきましても関係の防衛庁等の関係者の取り調べもいたしております。そういう点でP3Cの疑惑につきましても捜査を行いました。その結果、P3Cの選定問題に関しては犯罪の容疑が認められないということで御承知のような起訴になつたわけでございます。そのことは現在でもその事情においては変わりはないと考へております。

○橋本教君 そこが私どもは基本的に大きな問題だといふようにかねがね指摘をしてきたわけであり。捜査の当初においては検察官も今御指摘

のように、犯罪の容疑の対象となる事実関係としてはトライスターの売り込みだけではなくてP3Cも入つていてという想定のもとに捜査は開始をされておつたという事実は、これは今お話しのように私もそのとおりである事実は裁判記録にもあらわれていると思ふんですね。

例えば見玉、太刀川、小佐野併合公判でコーチヤンの嘱託尋問調書が採用されましたが、その決定理由書の中に、七十六年五月二十二日付のコーチヤンに対する嘱託尋問請求書で検察官がどの問題について尋問を請求しているかということが明らかにされておりますが、それを読みますと、ロッキードのL-101、つまりトライスター及び対潜哨戒機P3Cの販売代理権を有する丸紅株式会社の「松山、大久保、伊藤」あるいは全日空側は「前記若狭」、こういう名前が出て、こういうような関係者の中で「L-101」を購入しこれを運航することにし、種々便宜な取扱ひをしてもらいたい旨、あるいは日本国政府がP3Cを選定、購入するよう取り計らってもらいたい旨の請託を受け、これに関する謝礼の趣旨で供与されることを知りながら、昭和四十七年一〇月ころから同四十九年中ころまでの間数回にわたる多額の金員を收受した」という事実関係、これについて尋問請求するという趣旨が記載されております。

だから、このことから見ても対潜哨戒機も含めて捜査の対象と当初はなつていたことが、今刑事局長おつしやつたように、記録の中でも明らかになつてくることは事実であります。ところが、これが今おつしやつたように、捜査の結果疑惑がなかつたというように簡単に言つてしまふような状況であつたかどうか。この点が私はいまだに大きな問題として一つは指摘をしていかなければならぬ問題だと思つております。

例えば、今局長もおつしやいましたけれども、コーチヤン氏の嘱託尋問調書、この中でどういふようになつていふかといふと、コーチヤンは「大久保氏は、L-101のキャンペーンの関係で、貴方が主に会つて人でしたか。」、こ

う問いに対して「はい。」と答え、その次に「日本でのP-3Cについてはどうですか。」という問いに對して、これも「はい。」と答え、「貴方は、彼と販売戦略を話し合いましたか。」という問いに對して、これも「はい。」とほつきり答弁をしていくわけですね。

しかも、コーチャンは問題の五億円の支払い、これを行ったときについて聞かれたその囑託尋問の中で、「五億円をもし払わなかったら、ロッキードはこれから日本で販売ができなくなり、ロッキードは、こういうことを丸紅側の意向として伝えられたそのときに、「これ以上の製品を何も売れない」と、こういうことで「この支払いをし、或いはしないが影響を当時受けるものの販売」といふ間いに対して、ほつきりと「そうですね。それは我々が日本で販売しようとしていた全ての将来の物に適用されますから、一〇一、つまりロッキードとP-3Cを含んでいますし、云々と、こうはほつきり答えているわけですね。ですから、こういう囑託尋問調査のその点から見ても、ロッキードが日本への売り込みがまさにトライスターだけではなくて、それが決着ついたら後におさらP-3C重点に移行していったし、まさにその時期にある支払いがなされたという客観的状況が、これは証拠によって明白だということができるわけですね。

そこで局長にもう一度伺いますけれども、このP-3Cに関してあの五億円は全く関係がなかったと言いつけるのか。コーチャン証言では、今お話ししたように、あの五億円の支払い、それはP-3Cを売り込みたいし、そのために必要な金だという趣旨で払ったという意味が一部出てくるわけですが、本当にあの五億円は対潜哨戒機と関係ないと言言できるのか。

さらにもう一つ。この対潜哨戒機の売り込みに関連をして、御存じのように兎玉との間には秘密コンサルタント契約が結ばれて、その修正契約を見ますと、対潜哨戒機の売り込みに成功すれば驚

くなかれ二十五億円の報酬も支払うという、こういうことも出てくる状況でありますから、全然対潜哨戒機の売り込み工作資金として一切金が動かなかったと言えらるような状況なのか。とてもそういう状況とは考えられない。民間機の売り込みでもこれだけ金使ったんですからということも想像するにたかたか一部客観的資料があるわけですが、その辺はどうお考えですか。

○政府委員(寛榮一君) 御指摘の二点でございませうけれども、先ほど橋本委員御指摘のように、控訴趣意書の中にこのP-3Cの問題も相当部分記述があるようでございませう。そういうことで、これから検察官の方で答弁書を作成し、いつからになりますか、控訴審の審理の中でもP-3Cをめぐるいわば被告人側の主張、それに対する検察官側の反論がなされるわけでございませうので、今御指摘の点についてどういう証拠でどういふふうに判断するかという点については現段階ではお答えを差し控えていただきたいと思います。

○橋本委員(寛榮一君) 御指摘の二点でございませう、それでは刑事局長にちよつと伺っておきたいと思ふんですが、一審判決の私が指摘する部分、コピーしてありますので、ちよつと局長ごらんなだきたいと思ひます。(資料を手渡す)

一審判決は、コーチャン証言の信用性を判断したくだりにおきまして、被告人松山の弁護人の主張について一定の判断をしております。このときの松山の弁護人の主張は、コーチャンはアメリカにおけるSECの証言その他いろいろ調査を受けたその際に、その五億円をトライスターと結びつけて構成する、そのことによつてチャーチ委員会やSECの証言でP-3C、この問題を裏に隠すということに実は成功したんだというような主張をしておられるんですが、まあそういうこととして、この五億円というのの趣旨が違ふと言つていたようでありませう。

それに対して裁判所はどう言っているかといひますと、その次の傍線を引つ張つたくだりが裁判所の判断ですが、あの五億円はP-3Cと関係があ

るんだと裁判所みずから言っているわけですね。

「却つて、コーチャンは、本件証言においてP-3Cにも言及し、とくに五億円支払を催促されたときのことについて述べた中で、右支払を履行しない場合に影響を受けるものとしてP-3Cの日本における販売を挙げ、本件五億円支払とP-3Cの關係が全くないわけではないことを自分から供述しているものである。」ということ、裁判所はこれを肯定しているわけですね。ただ、弁護人が言うように、そうだからといってあの五億円まるでトライスターと關係がないというように言うようなことに使うのは、これは「憶測の域を出ない」と言つて排斥したと、弁護人の主張を排斥したというように私は解釈しているんですが、このくだりから見ますと裁判所自身もあの五億円についてP-3Cと全く關係ないと言ひ切れないというように読み取つておられる向きに当然これは解釈できるのではないかと思ふんですが、裁判所のこの判断をどう受けとめていらっしゃるんですか。

○政府委員(寛榮一君) 先ほども申し上げましたように、このP-3Cの問題、今後の控訴審でまた一つの問題にならうかと思ひます。その点で、この一審判決に対してどう考えているかという点についても、現段階ではお答えを差し控えていただきたいと思います。

○橋本委員(寛榮一君) このP-3C問題の基本的な構図というところになりますと、私は今までの経過で参議院のロッキード特別委員会等でも逐次明らかになつた事実も踏まえて考えますと、裁判及び国会での論議を通じて非常に筋書きはほつきりしていると思ふんですね。

最初、昭和四十四年、四十五年ころから政府は川崎重工と調査研究の委託契約を結んでいる。国の予算でその開発費もつづけて國産化の方向を目指しておつたことは、これはもう客観的事実であります。ところが、その國産化方針が、これが、田中内閣が成立したのが四十七年七月七日であり、田中内閣が成立したのが四十七年七月七日、田中元総理が主宰する国防会議で突如として次期対潜哨

戒機の問題の國産化が白紙還元をされる、こういう事態になるわけでありませう。そして、これを受けて十月十一日、記者会見で田中元総理は次期対潜哨戒機は輸入にウエイトを置いて検討すると、こういうことになりまして、國産化方針が白紙に還元される。しかも総理の意向としては輸入にウエイトを置いて検討するという方向に大きく変わつて、言つてみればロッキードの対日売り込み工作に道を開いていく、そういう契機がここから出てくるわけでありませう。

これを受けて四十八年、あの金の第一回の支払いがなされた八月までにその十日に、金の支払い第一回がなされたのが八月十日、一億円ですが、くしくもその日に国防会議において専門家會議が設けられて、次期対潜哨戒機の検討がこの専門家會議にゆだねられる。そして、それを受けて翌年になつて専門家會議は当面外國機の輸入もやむを得ないという答申を出して、そして五十年三月十七日には国防會議参事官會議で輸入の場合はP-3Cを輸入するという方向が決定されるという方向に動いた。そして今やロッキードのP-3Cの我が國の採用はアメリカ以外の國では最も多い機数を備えるという方向まで来ているわけでありませう。

そこで、こういう重要な経過に絡んでいくわけでありませうから、当然ロッキード疑獄の大きな中心的な問題としてこのP-3C問題があつたのは、これは檢察官も先ほどおつたことと一致して當然のことでありませう。ところが、これが実は軍用機に絡む重大な疑獄として矮小化されてトライスターだけにされたのではないか、本当はP-3Cにも絡んで金が動いたという大きな疑獄ではないかという疑ひが依然として消えないのであります。

檢察官は控訴審の対応でこれからP-3C問題がまた重大な問題になつてくるから今すぐには答弁できないと、こつこつやるわけですが、控訴審の段階で弁護側の主張でP-3C問題が新たに浮上し、そして弁護側はそれのためにこの五億円の金あるいはP-3Cで金が動いたという事実は弁護側が

新たに立証もすると言っておりますから、裁判所の事実調べがなされるという判断の中では弁護側からP3C問題の資料が出てくるかも知れない。そうなると思います。このP3C問題について基本的には真相を全面的に解明しなければならぬという、そういう責任も検察官に負わされてくる。私は見てるんですが、そういう場合にこれまでの捜査で検察官がつかまえたP3Cに関するすべての資料を新たに立証段階で全面的に明らかにして真相をP3Cも含めて改めて全面的に明らかにしていくという努力をなさる必要があると思うんですが、その点はいかがですか。

○政府委員(寛榮一君) P3Cをめぐるまして弁護人側がどのような主張をするか、控訴趣意書でその一端はわかるわけですが、控訴趣意書でも、あるいはどういう資料をさらに出して、主張をどういうふうに展開していくかというところは今後の推移を見なければわからないわけですが、検察官としては、その弁護側の主張に応じて検察官の主張を立証するために証拠を提出するなりその他万全の対応をするものと考えております。

○橋本敦君 その対応の中で検察官の主張を立証するためにどうおっしゃった、それは結構です。しかし、その検察官の主張はP3C問題には犯罪の疑惑はなかったという答えがございましたが、犯罪の疑惑は一切なかったという結論だけが先にあるのではなく、P3Cの導入選定経過をめぐってロッキードの対日売り込み工作が丸紅を通じ政界にどのようになされたか、なされなかったか、問題の真相の全面的な解明をやっていくという姿勢で、真相を明らかにするという姿勢で対処をしてもいいというのが私の主張なんです。

検察官の主張を主張として貫くために、P3Cは関係ないんだという主張なら、それを貫くために、それだけにどうもというんじゃないやなくて、弁護側の立証とも対応することにもなりますけれども、法益の立場という検察官の立場においてロッキードの徹底解明というそういう国民的課題の一つのやっばり重要な場としてのこの公判において

も全面的に真相を明らかにするという立場で対処をしてほしいと言っているんですが、その点はどうなんですか。

○政府委員(寛榮一君) 公判廷での弁護人側の主張、立証に立証して万全を期する、先ほど申し上げましたとおりでございます。まだこれから推移を見なければどういふ事態になるかわかりませんので、現段階でどういふ立場でどういふ方針でいくかというところはちよつと申し上げる段階ではないかと思ひます。

○橋本敦君 いずれにしても、P3C問題も含めて弁護人側の主張や立証に対応して検察官も対応していくということですから、P3C問題の解明ということが何らかの形でさらに前進をする可能性なきとしないという意味で私は控訴審を一つは注目したいと思つておるわけであります。

ここで端的に検察官に伺ひますが、この第一審の判決の中でも、先ほど局長も指摘をされたように、嘱託尋問調査におけるゴーチン証言あるいはその他の資料でP3C関係について丸紅が代理店契約を結んでいた事実、児玉とコンサルタント契約をやつていた事実、それから小佐野もこれに介入をしておいた事実、こういう事実はこれはもう言うまでもなく明らかである。そして、これに絡んで児玉に対して、あるいはだれに対しては私言いませんけれども、トライスターとは別に工作資金が動いたというその事実自体は、犯罪の成否は別として、工作資金が動いたというその事実自体は、これは証拠によつて全部か一部かはわからぬにしろつかんでおられるのではないかと。全く工作資金が対潜哨戒機関係では動いていない、ゼロだ、そういうことではこれはあり得ないという状況から見て言えるのではないかと思ひますが、その点はどうですか。

○政府委員(寛榮一君) 先ほど申し上げましたように、このP3Cをめぐる問題につきましても捜査を遂げまして、結局、結論として犯罪の容疑は認められなかったという結論に達したわけござ

いまして、その間どういう証拠でどういふ事実が認定され、ただ結局犯罪の容疑までには至らなかったという詳細については答弁を差し控えさせていただきますか。

○橋本敦君 犯罪に至らなかったという理由が何であつたかおっしゃいませませんが、それは金が動いていなければ犯罪の容疑に至らなかったというところか。動いたけれども職務権限その他で犯罪の嫌疑に至らなかったという趣旨か。いろいろ含んでいられないか。その点は幾らお聞きしてもおっしゃらないと思ひますが、要するに一切金が動いていないという意味において犯罪の嫌疑が一切なかった、そう単純には言えないということとは、これははっきりしているんじゃないですか。

○政府委員(寛榮一君) その捜査結果の内容についてはお答えを差し控えさせていただきますかと思ひます。

○橋本敦君 国会の審査の努力にもつと協力をしたいと思ひますが、明確に否定をされないというところで、それはそれとしておきましよう。そこで局長、私は一つ重大な疑問を持たざるを得ない問題があるんです。それはもう局長もあるいは皆さんも御存じかと思ひますが、実はこのロッキード事件の公判に、当時東京地検特捜部の検事であつた松尾邦弘さんが被告人伊藤の關係で証人に出頭されました。出頭されたのが第百五回公判で五十五年七月九日であります。そのときの弁護人とのやりとりを見ますと、弁護人が「百一回公判で、伊藤さんが、松山社長からトライスター以外の航空機について、大事なときになつて相談された」と証言していますが、これはどんな航空機ですか」と、こう聞きますと、証人の松尾検事は「伊藤さんはおっしゃつていましたねえ」、「機種は」と、こう聞かれて、「(ちよつと)いいよんで」P3Cです」と、こう松尾検事が証言をされている。

このことで松山社長と伊藤との間でP3C売り込みの相談があつた事実は検事も知つておるといふことがよくわかりますが、弁護人が「なぜそれ

を調書に取らなかつたのですか」と、こう聞いたときに、松尾検事は「まあ事件の後ですから、こう言つてゐるんですね。それで弁護人が「しかし、松山さんから相談を受けたといつてますが、丸紅としては相談する必要のないことなんですよ」といふように疑問を呈してさらに突つ込んで聞きますと、松尾検事は「相談を受けたといつております」と、こう重ねて言つて、「では、なぜP3Cの話の調書に取らなかつたのですか。重要とは思わなかつたのですか、こう聞かれて今度は「まあ、それ以上詳しい話でもなかつたので……」、つまり対潜哨戒機売り込みの相談を受けたということだけで「それ以上詳しい話でもなかつたので……」、こう答えられてゐる。

これは私おかしいと思ひます。局長がおっしゃつたように、検察官は捜査の端緒においてはこの疑獄はトライスターだけじゃなくて対潜哨戒機も含めての疑獄に発展する可能性があるというところで捜査を進められた、その中で対潜哨戒機について社長と話をしたんだと、こういうことを言つてゐるのに、それは余り詳しい話じゃなかつたので調書にとらなかつたというこういう姿勢は、これは意識的に捜査を軽く見る、あるいは避けたとしか言ひようがないのではないかと疑問であります。

だから、弁護士の方がさらに不思議に思つて、抽象的でその話に具体性がなかつたんですかと、こう追及しますと、その次が大事なんですが、「それもありまして、P3Cなので、ひとつ問題になろうかと思ひまして」、「弁護人は「はあ、そうですか」、「こう言つて質問を打ち切つたようでありまして、対潜哨戒機だから調書をとつたら問題になろうかと思ひまして」という松尾検事の証言といふのは、これは私はまことに意味深長ではないか、こう思ひます。これは東京新聞の「ロッキード法廷全記録」で拝見しているとこ

ろであります。そこで一つ聞きたいのですが、田中逮捕がなされたのが七十六年七月二十七日でありました。この

伊藤が逮捕されたのが七月二日でありました。起訴されたのが七月二十三日でありました。だから田中逮捕に向かつて検察官はいよいよ最終的な捜査の山を上り詰めようとしておる、まさに伊藤の逮捕はその前段階で非常な大事でありました。そのときに対潜哨戒機問題で伊藤がしゃべり始めたのは、それを詳しく聞かないという態度をとったのは、捜査の方針として対潜哨戒機はやらない、トライスターで立件をするという、そういうような構想があつたからではないか。まさに松尾検事が事件の後で「P3Cなので、」調書をとつたら「ひとつ問題になるうかとも思ひまして、」このように言っている意味、これは正確にわかりませんけれども、まさに田中逮捕に向けて検察官が最終的な被疑事実の固めの方針として決めた後なので、つまりP3Cはやらないと決めた後なので、こういうことになったのではないかと、この重大なP3C隠しの疑惑を私は持たざるを得ないんです。

検察官協議会、その直前の七月六日に最終的に田中逮捕のための首脳協議が行われたと後で新聞は報道しておるわけですが、このとき既にその捜査方針に基づいてトライスターでいくということが決められたという見方も一部にはあるわけですが、私はこの松尾検事の証言から見て検察官の方は捜査の方針としてP3Cには力を入れないということをやつたのではないかと、この疑惑を捨てたいのですが、この松尾さんがなぜ調書をとらなかつたのか。局長、どうこの証言を受け取つていらつしやいますか。

○政府委員(寛榮一君) 調書にとらなかつたといふのは、やはりその伊藤の供述が漢としておつて詳細な話ではないというので、調書にとらなかつたといふに値しないという判断で調書にとらなかつたといふふうに承知しております。我々やはり調書にとる場合には、価値があるといふんですか、事実等について供述している場合にとるわけでございます、漢とした雑談的な中で出てきた言葉、

それを残すということは必要ございませんし、どうしても調書にとるならばまたそれをもう少し具体的にした上であるというの、一般的な捜査の常道であらうかと思ひます。そういう趣旨で松尾君も調書にとらなかつたといふふうに考へております。○橋本教君 申しわけありませんが、素直に検察官の態度として今の局長の答弁を受け取れないです。漢としてと言つていますけれども、まさにこれは伊藤あるいは松山といへば代理店丸紅の首脳ですから、そこでP3C売り込みの相談をしたんだと言つたら、それはいつどこでだれからの話でどういふ内容か漢とした話じゃなくて、真相を究明するために突つ込んで質問をなさつてもいい。そういうために捜査の端緒としてP3Cも疑惑として入つていたはずではないか。それをこの程度で抑えられるというところに軍用機隠しと私は言葉で言つていますが、そういう疑惑を生ずる一つの重大な事実があるのではないかと、この疑いが払拭できないんです。

もう一つ検察官に伺いますが、その田中にお金が支払われたのが第一回、四十八年の八月、これは明らかです。ところがトライスターの採用が決定されたのはその前の年の四十七年十月三十日です。全日空は十月三十日に決めておる。これはもう客観的にはつきりしておる。そこで見玉に対しては約十億円の報酬はその後すぐに支払われた。それから田中にはどうかといふと、なかなか支払われないから年を越して田中の方がたまりかねて、例の金はどうなつていますかといふようなことを言つたといふ証言も一番では出されているのでしよう。田中は否定していますが、そういう証言が出されている。それでトライスターが決まつてから田中に対してなぜこれだけ五億円の支払がおくれたのか。これはまさに田中側弁護団が五億円をめぐる矛盾の一つだと指摘しておる状況といふのは、本當にこれは確かに矛盾の一つではないでしようか。この点についてなぜこんなにおくれたのか。原判決の判断とも関連をしておるのか。どう解すべきだと思つておられますか。

○政府委員(寛榮一君) その点もこれからの控訴審の審理で明らかになることかと思ひます。

○橋本教君 なぜこんなにおくれたかといふことは、コーチャンをしてみたら五億円の金を払うのはP3Cの方には四十八年八月段階ではまだ決着の段階にまでなかなかつていない、田中総理の意向で輸入の方へウエートを置いて、田中総理の意向でP3C採用という方向に決定的に動いていない、だからそれをいつか定めた上で支払えばいいのだ、こう思つていたのではないか。だからコーチャンの囑託尋問調書にあるように、これを支払わなかつたら商売ができなくなるよ、こう言われて、ああ大変だ、P3Cもできなくなるのか、それは大変だといふので払つたといふことと結びつけていきますと、まさにP3Cとの関連が無視できないという状況があり得るのではないかと。

そういう意味で今度は控訴審になつての対応だとおつしやいますけれども、この矛盾は、この五億円の対潜哨戒機導入をも含めた趣旨だと解するならば、つまりP3Cでも五億円という金を中心金に動かしたんだという、そういう経過として見れば矛盾がなくなるわけですが、むしろ逆に対潜哨戒機問題をおろしてしまつたといふこの事件の捜査と検察官の立件の一つの弱点、これを田中側がそこにつけ込んで、控訴審ではそういうこともあるから五億円の趣旨はトライスターだけでは限らぬじゃないかといふことで言つてきているようにも思ひます。田中はP3Cを含めて全面説明をやつて真相を明らかにすることが最も正しい回答であるし、控訴審に対しての検察官の取るべき態度ではないか。

そういう意味で、P3C問題についてはこれから局長がおつしやるように控訴審で重要な課題になりますけれども、全面的に真相を徹底的に究明するべき筋合いがまだ残されているといふことを強く要求して、また国会においても当委員会

でしかるべき小佐野賢治その他必要関係者の証人喚問を含めて、真相を徹底的に究明していく。その努力を私どもいたしますけれども、そういった国会の調査権に可能な限り誠実に協力をされることを期待して、きょうのところは質問はこれで終わつておきたいと思ひます。

○柳澤謙造君 きょうは時間が余りないですから、三月に取り上げた暴力団事件のその続きをお尋ねしてまいります。

山口組の竹中組長が射殺をされて以来、山口組と一和会の抗争というものがずっと続いているわけ、私が心配するのは、一般の住宅街でもって撃ち合つたり、競輪場でやられたり、街中の喫茶店でピストルが撃たれたということが起きているわけなんです。三月にお尋ねしたときは、三月二十二日現在で千五百七十二名を逮捕しました、けん銃を八十三丁押収いたしましたという答弁をいただいたんです。それで、今日の時点でこの事件が起きてからどれだけの事件が発生しているのか、それから検挙した人数がどれくらいになるのかといふことをまずお聞きいたします。

○説明員(上野浩晴君) お答え申し上げます。

本年一月二十六日の夜に、御承知のとおり大阪府下で発生いたしました山口組組長射殺事件に端を発しました山口組と一和会の対立抗争事件でございますが、現在までに二府十三県におきまして傘下組員により抗争事件が百四件発生しております。このうち九十一件につきましましてけん銃発砲を伴うものでございます。現在までのこの百四件の対立抗争に対します検挙状況でございますが、そのうち四十六件を検挙いたしております。けん銃五十九丁を押収しておりますところでございます。また、未検挙事件のうち二件につきましまして被疑者を割り出しまして指名手配をしているところでございます。

なお、御参考までに申し上げますが、一月二十六日以降、全国警察におきまして山口組と一和会に対します取り締まりの強化を図つているところ

でございますが、これまでに両組織の構成員三千百十五名を逮捕いたしました。けん銃、これは先ほどの対立抗争のものを含めまして百八十五丁押収するなど、ある程度の成果を上げているところでございまして、今後とも両組織に対します強力な取り締まりを推進していこうと考えておるところでございます。

○柳澤謙造君 相当御努力をなさっているということは、その数字の上からもわかるわけですね。でも、事件が起きた後、二月一日に大阪においてこの暴力団関係の三十二都道府県の暴力担当課長会議を開きまして、そこで、第一には警戒活動の徹底によつて市民の安全の確保を図る、二つとしては両団体の構成員の大量検挙とけん銃の摘発をする、それから三つとしては山口組及び一和会との幹部の検挙を目標としての頂上作戦を展開するということをお決めになつて指示しているわけですね。今のお話で、現在の段階というのはその最終的な頂上作戦を展開するところまでいつているのかいないのか、どの辺におられるんですか。それから、その頂上作戦まで徹底しておやりになるというお気持ちはお持ちなのかどうか。その辺はいかがですか。

○説明員（上野浩靖君）　ただいま御指摘のことにつきまして、もう発生直後からその方向でやっておるところでございまして、ただいま申しましたように、組員の大量検挙等に基づきます両団体の鎮静化を図つていこうということでやっております。ところでございまして、頂上作戦を目指すのは当然でございまして、今まで組長等五名ほどは検挙いたしておりますし、そのほか資金源犯罪を中心としたしまして検挙活動を展開しているところでございまして、今後ともそういう方向で両団体に対しまして厳重な警戒と取り締まりを続けていくというふうな考えておるところでございまして。

○柳澤謙造君 私が心配するのは、依然として事件が起きるでしょう。だから警察の皆さんが相当努力をなさっているんですから、そういう点からいくと、今お話のようにもう三千名からも検査し

ているというわけですから相当効果があらわれていいと思うんだけど、依然としてつい二、三日前また発生しているわけなんで、これは大臣の方もお聞きいただいて一番最後にお答えをいただきたいと思うんだけど、二度とこういう事件が起きてはいけないうことだと思ひます。それで、警察としたつて暴力団に何も決して甘いことをしているわけではないんですから、そういう点からいくなれば、今のお話のように二府十三県にわたつて百四件も発生しているということなんです。やつぱり住民とか市民の不安を取り除く、それでやつぱり治安の維持を確保する。何だかんだ言つたつて世界の中でも優秀な警

察だと言われているんですから、警察の権威と名譽にかけてでももう二度とああいふうなことをやらせぬといって、そういう不退転の決意をもつてお取り組みをいただきたいと思うんですけれども、警察庁の方のお考えと、それからあと最後にも、大臣の方の御見解をお聞きして終わります。

○説明員(上野浩靖君) 私どもも何とか早く鎮静化をさせなければいけないということで努力をしていますがところでございます。ただ、御承知のとおり本件抗争につきましてはもともと山口組組長承継をめぐる分裂に起因しているものでございまして、それだけに両組織間の確執、対立の根が非常なまでに深いということ。それから、両組織が全国に勢力を有する大規模な暴力団でございまずところから、他団体も現在のところ静観する動きが一般的でございまして、通常の抗争に見られるような仲裁に入るような組織もないというふうなことの理由等から考えまして、残念でございまずけれども、まだ抗争は続くものと見ざるを得ないというふうに考えているわけでございます。

しかしながら、一般の方々にも御迷惑をかけ、あるいは不安感を与えるということで、そういうことが今後発生してはならずということで、現在のところ現場におきます警戒活動を十分にやるということで、関係府県日夜これについて腐心しているところでございます。また、先ほど申しまし

たように、事件検挙の面から、両団体に對して打撃を与えるということで資金源犯罪を中心にやっているところでございますし、また、暴力団そのものを社会から排除するというようなことで、暴力排除という観点から関係団体あるいは市民の方々の御支援をいただきまして、現在、例えば公営競技場からの暴力団の排除等を初めといたしまして、暴力団をいわゆる社会の生活の面から排除する。特に各地域、職域におきます暴排活動に支えられたそういう運動を展開しようということとして、関係の行政官庁あるいは団体と協力いたしまして、これを強力に推進しているという状況でございます。

いずれにいたしましても、早期に両団体に打撃を与え、これを鎮静化すべく今後とも努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

○柳澤謙造君 言葉じりをとらえて言うわけじゃないけれども、余りにも山口組、一和会が大きいものだから、ほかの暴力団の団体も仲介に入つてやつてくれるのも今ないしとおつしやるけれど、でも、暴力団同士にそんなもの仲介に入つて何とおかおきめるようなことなんて期待をしてもつてくれないと。これは三月のときも言つたように、暴力団のトータルは減つたかわからぬけれども、広域暴力団の連中というのはふえているわけでしょう、悪質な方が。だから、その辺がどういふものか

か。警察の皆さん、成田の第二期工事の問題も私
見ておつてそう思うんだけれども、何かああいう
暴力ざたの連中が動くとか割合に手をこまねいて始
末をしないでいるわけなんです。そういう点でや
っぱり一般市民から、何といいますか、警察が不
信を買つたらこれはもう取り返しがつきませんか
ら、そういう点で、もう絶対に撲滅すると言つて、
それだけの決意を披瀝してやつていただかなけれ
ばなりませんし、そういう点で大臣の方から締め
くくりのお答えをいただきたいと思うんです。

○国務大臣(嶋崎均君) 暴力団関係の問題につい
ては、多くの場合、第一義的には警察当局によつ

て捜査、検挙が行われているというのが実態でありますけれども、警察当局としても従来から、この種の犯罪についてはかねてから嚴重な態度を持ってこれに臨まなければならぬというふうに思つて今日まで参つておるわけでございます。特に最近問題になっている山口組と一和会の抗争事件というのを考えてみますと、これが単に両組の間だけの問題じゃなしに、一般住民が利用する公道上であるとか、あるいは喫茶店で事柄が起こるとかというようなことでございまして、市民の生活の安定に非常に大きく支障を来しているというのが私は現実ではないか、そういう意味でぜひとも鎮圧を図つていかなければならぬというふうに思つております。

そういう意味で、私たちの方としましては、警察当局と十分連絡をとってやらなければならぬわけでごさいますけれども、何分、やはり当初申し上げましたように、第一義的にはもう警察当局の皆さん方にぜひ御尽力を願つていきたいというふうな思つておるわけでごさいます、しかし、この種の事案の処理につきましては、今後やっぱりでさるだけ嚴重な処分を我々もやり、また犯人の早期検挙やあるいは厳正な科刑の実現を期するようなつもりで対処をしていかなければいけないというふうな思つておるわけでごさいます。今後とも警察関係と十分連絡をとって努力をしてまいりたいと思つておる次第でごさいます。

○中山千夏君　新潟刑務所の医療体制、管理問題、それからもうもう処遇について、きょうは少しまとめてお伺いしたいと思います。おとしにもうなりますけれども、新潟の刑務所で相次いで収容者の方が亡くなるという事件がありましてから、新潟の刑務所について私もいろいろ研究をしましたり考えるところがあったりしまして、何度かお話を伺って意見も申し上げてきております。その続きといえますか、まとめといえますか、きょうは少しじっくり、時間のないときもございましてので、落ちこぼれたあたりをまとめてみたいと思っているわけです。

それで、一番最初にこの問題をこの場で話したのが五十九年の七月二十六日になっているんですけれども、そのときに石山局長が御答弁の中で「矯正施設という一つの閉鎖社会でありますけれども、その中の被収容者が罪の償いをするという目的ではありますけれども、それらの人々の健康を殊さらに損なうとか、十分な医療手段が講ぜられないまま放置してもよろしいとか、そういう考え方は私どもの組織にはないということをぜひ信じていただきたい」という発言をしておられまして、これがあることだと思ふんですが、この中の「被収容者が罪の償いをするという目的」、これも当然あるんでしょうけれども、もう一つ重要な目的として被収容者が社会復帰の準備をするということがあると思ふんですね。

そうしますと、社会復帰の準備がきちんとできて出ていかないと再犯率というものが減らなくてぐあいが悪い。その社会復帰の準備としての場というのを考えますと、医療というものが、できれば入ってきたときよりもなお健康になって、あるいは少なくとも入ってきたときと同じくらいには健康な体で送り出してあげないと、とにかく外で生きていくには体が資本ですから、社会復帰はおぼつかないわけですね。そういう面でも医療というのは非常に刑務所の中で重大なものと私は思ふんですが、こういう認識はお持ちでいらつしやるでしょうか。

○政府委員(石山陽君) 今、中山委員仰せのように、刑務所の内部におきます受刑者の処遇の一つの目的の中に社会復帰ということの理想を十分達成するために十分な改過改善の方向に向かって収容者の教育をし、またその意欲を燃やして社会に復帰させる、これが重要な行刑の目的であることはまさにおっしゃるとおりであります。ただ、この前私が申し上げた今お読み上げたいだいて議事録で、私がちよつと言葉たらずのようにお聞き取りになれるかもしれません、医療問題についてたまたま御質問ございましたので、私どもの医療体制が民間の大病院のような形で十二分な

措置ができるかどうかということになりますと、やはり罪の償いを受けているという立場であるので、それはそれなりにという趣旨を申し上げたわけでありまして、だからといって何もしないでもいいということではない。今の施設、人員、予算の中でできるだけ努力をしたい、こういうつもりで申し上げたので、言葉足らずにお受け取りいただけたかもしれません。

それから、次の問題でございますけれども、確かに施設内に収容しました者が外へ出るときに、できれば健康な心と体を持って出ていかなければならぬということは仰せのとおりでございます。手前みそを申し上げますが、私どもの施設へ入ってきますと、大体平均収容期間が懲役刑の場合一年八カ月ぐらいになります。出ていきますときには大体丸々と太って出ていくというのが普通でございます。もちろん中で不十分ではありますけれども、それなりの医療施設等ありますので、御存じのとおり覚せい剤で身も心もぼろぼろになって青白い顔をして入ってきた者が、すっかり日焼けして元気になって出ていく、こういう姿を見ておられますと、この上とも医療体制も含めて十分やっていきたいというのが我々の念願でございます。

○中山千夏君 それは大変幸福な例で、覚せい剤で入ってきた方はもちろん治って出ていかれるだろう、覚せい剤なんか飲めないですから、そう思います。ただ、やはりそうでない例も時々耳にしますし、それからこの間の事件、相次いでお亡くなりになった事件に関連して、その当時の新潟刑務所の医療体制がどうだったのかということ若干最初のときにもお尋ねしたんですね。それと報道がやっぱり刑務所に聞かしまして、それを報道しております。

それからもう一つは、中に入っている人たちの意見というのを私集めまして、ちよつと聞いてみたんですね。そうすると、やはり少しづつがあるようなんですよ。お医者さんが新潟大学の医学部に委嘱して内科医がお二人、昼夜交代でいらつし

やる、それから、ある新聞によつては看護婦さんとお医者さんが各二人いるというふうなことがあるんですけれども、これはいづれも中の人に聞いてみると、お医者さんは一人しか見たことがないとか、それから大学の若いお医者さんが一人で、診察は三時半から四時ごろに終わってしまうとかというふうな声も聞いております。それから、診察などについてもちよつと違っているところがある。でも、それはたまたま一人のお医者さんしか会わなかったというふうなこともあるかもしれません。刑期の違いによつて印象も違うかもしれません。ただ、定期健診がその当時行われていたかどうかということ、新聞だと一つの新聞が入所時と年一回行っていた、それからもう一つの新聞が年一回胸部エックス線写真など、それからもう一つの新聞は入所時にレントゲン検査や問診をして年に一回定期健診をしていた、こうなっているんですね。

これはまだ石山さんからは伺っていないんですが、この当時の定期健診というのはどうなっておりますでしょうか。

○政府委員(石山陽君) 今委員仰せのように、大体一般的な基準で申しますと入所時にとりあえずの健康診断と申しまして、一応やりまして、一年に一遍は大体管区の指導によりまして定期健診をするというのがうちの原則でございます。それで、例えて申しますればレントゲン車を持っております大きい施設から付近の施設に対し共助を含めまして、つまり巡回させるわけでございまして、それを大体計画に一年間組みまして、例えば関東一円の施設をレントゲン車を持って、例えば施設のレントゲン車を巡回していくという形で、一年に少なくとも一回は定期健診、すなわちレントゲン検査等も行い得るようになるというものが私どものやり方でございます。

○中山千夏君 これは当時やっぱ入っていた人に聞きますと、受けていないという方、それからわりと長い刑期でいらつしやる方に聞きますと、これは少しはつきりしているんですが、八三年の

十月ごろに実施された。内容はちよつとわかりません。それから以後はずつとなくて、そして八五年の七月ですか、事件のあった年の七月ごろに、事件があったからというのであったけれども、そのときには確かに全員のレントゲン写真をとったけれども、その前は一年間一切定期健診めいたものはなかったということですね。どうもその辺のところは新潟刑務所、各刑務所によつて違うのでしようが、私の受けた印象では、中の方たちの話ではやっぱり医療について、そんなにそれは大病院並みというわけにはいかないとおっしゃるの、まことにそれとおりでらうと思ふんですけれども、年一回の定期健診ぐらいはきちんとあつた方がいんじゃないかと私は思ふんです。それがどうもきちんと行われていない節が私の調べではあります。だから、その辺のところは確かに確実に毎年新潟の刑務所ではやっているとどううに御報告なり何なり受けておられますか。

○政府委員(石山陽君) 先ほどちよつとこれを今のお答えの前に申し上げておかなければいけないかだったのでありますが、このボツクリ病問題が起きたのは、おとしとおっしゃいました、が、実は去年でございます。それで、今調査の結果を御説明いただきましたわけでございまして、八三年の十月と申しますとおとしの十月になります。それで、年一回の順番でやりますと、大体年に一遍同じころにやる建前でございますが、そうしますと、昨年やはり同じ十月ごろにあつてよかったわけでありまして、この事態が続きましたので、私もこれを重視しまして、臨時に繰り上げてやりくりをいたしまして七月ごろにそれを実施した、こういうふうにお考えいただければよろしいのじゃないかと思ひます。

○中山千夏君 毎年必ずやっていると、定期健診というのは。○政府委員(石山陽君) 私の就任前のことまで今ちよつと報告を受けてまいりませんでしたけれども、一年に一遍というのは管区あるいは局の指導方針と全く一致しておりますので、大体一年に一

遍は漏れなく回つておるといふうちに、私は最近の事情から申しますと間違いないと思つております。

○中山千夏君 それからも一つ、これは細かい問題になるんですが、夜新瀉刑務所で部屋に入つていますね。そのとき何か緊急事態が起きたという場合に看守さん呼びますね。その呼ぶ方法というのはいふうになつておりますか。

○政府委員(石山陽君) 施設の設備の新しい古きによつて多少違ひますけれども、多くの場合は扉の上部に木製のシグナルのようなものがありまして、これを報知機と申しております。これを中から操作いたしますと、てこのように棒が横に出てくる。それを廊下の端で見えています。あ、報知機が出ておるの何か用事があるなという形で職員がその場に駆けつける。これが通常のやり方だということでございます。

○中山千夏君 その呼び方というか、被収容者の方から看守さんなり管理者側に何かを言うときの手段というのがもう一つ弱いという気が私はしたんです。それというのは、お亡くなりになつた方の四人のうち一人が独居でいらつしやいましたね。その方だけやはり亡くなつてから見つかつたんでしたね。あの中に入つてみたらもう死亡してたという事でしたね。ほかの方は、結局一緒の房にいる方が一生懸命、本来は声を出してはいけなないけれども、禁を破つて大声を出して、それで看守さんがやつと来てくれた。だから少なくとも病院へ運んだりということは、お亡くなりになつたにせよ、できているんですね。

そうすると、ただ木の板を倒して、そしてそれを看守さんが見てくれるまで黙つて待つています。これも私が聞いたことなんです。声を出すという事はいけなないことになつてはいるので、よほどのことがないといふ声は出さないうちに間に合はなかつたり、あるいは苦しみながら独居の方が板を倒そうとしたときに届かなかつたりというところもあると思うんです。だから、こ

の部分には、私相当医療という面から見ても、改良の余地があるんじゃないかと思つたんですが、いかがですか。

○政府委員(石山陽君) 私どもは、職員で施設内を昼間または夜間、いわゆる巡回によつて収容者の動静を見るという勤務についておりますけれども、この場合昼夜間で多少の時間の間隔の差はございましてけれども、大体十五分から少なくとも十分以内には一通必ず各房を点検して歩く。これが普通のやり方でございます。それ以外に呼び出す方法としまして、いわゆる意思表示の補助手段としての先ほど申しました報知機の装置があるわけでありまして、これが例えば民間の寝たきり老人を収容しておりますような病院で、まぐら元へベルがあつて、そのボタンさえ押せばすぐ詰所でベルが鳴り、駆けつけられる、いわばナースステーションに集中通報装置がある、こういう格好ならば一番よろしいわけでございますけれども、御存じのように多くの人が集団生活をしております。

例えば、夜間で詰所と申ししましても看守の詰めておりますところで大きなベルが鳴りますと、すぐ目ざとい人が目を覚ましてしまつて、かえつてまたいろいろ苦情が出るというようなこともありますので、報知の方法につきましても、今後順次改善する余地は十分あると思ひますけれども、首でなく何か光の点滅みたいな方法はないか、これも一方法でございまして。ただ、そうしますと担当看守がほかを回つてくる時にはランプの点滅だけではわからぬ場合がある。こういう方法について将来どういふふうによつたらいいかというのことは処遇上の技法の改善の問題、設備の改変の問題として今後とも研究してまいりたいと思つておるわけでございます。

ただ、今回の事例にかんがみて申し上げますと、ボツクリ病という、ああいう不幸な事態になりますと、本当に一声うんと言つただけで失神状態になつてしまふという形でございます。恐らく報知機を押す、つまり倒すという暇が

なかつた。これは仰せのとおりだろうと思ひますけれども、こういう急に來る一種の心臓麻痺のような状態がありますときに、物理的設備を整えてどれだけでもよくいくがということもございまして、何かもう少し早く被収容者の動静をキャッチする方法はないか。それにもかへて委員の御指摘のございまして、プライバイシーを損うような方法でなくて、今後の改善の課題としてまいりたいといふふうと思つておるわけでございます。

○中山千夏君 ぜひそうしていただきたいと思ひます。雑居で同室者がいらした場合にはやはりお亡くなりになるよりは前に何か手当てをできていくわけですよ。ところが、一人でいらした方の場合には朝起床時に死亡しているのを看守さんが見つけたという状態なわけですから、同じ病気であつたにしても雑居の方ではしばらく苦しんで、みんながどうしようどうしようといふときには、ともかくその人が苦しんでいることが見取れたわけですからね。そうすれば、そのときに応急の措置をすれば、この間は御不幸にも亡くなつたけれども助かるということもあると思ひますから、ぜひその辺は真剣に考えていただきたいと思ひます。

それから、これはある例を挙げて話さなければならぬと思ひますが、例えば新瀉刑務所で腰痛を起こすと思ひます。それを訴えます。診察が来て訴えます。そうすると、これはうそじやなくて本当に痛いのであらうという判断をされると思ひます。そうすると、どの程度の加療が行われるといふふうによつて承知していらつしやいますか。

○政府委員(石山陽君) 一応仮定の問題としてお答えいたしますが、そういう形で腰痛の状態がひどいという本人からの訴えがあつた場合ですね。どうしますと、定期的に各舎房ごとにいわゆる医師に見てもらふ日が決まつておりますので、その日に診察願を出さされて、本人を医務室へ連れてまいります。そこで問診、触診その他必要な措置をやりまして、投薬あるいはレントゲン検査、

こういう必要があると認められるような状態でありましたら、医師の指示によつてそれなりの処遇をするわけでございます。

ただ、外部にあらわれぬ症状というのは実は私も医療としては非常に悩みの種でございまして、委員もよくこの事情は御理解いただけたと思ひますが、懲役というものは悲しいもので、定役に服さなければならぬんですが、その定役を嫌がつて不定愁訴のような形で、いわばサボる手段としていろいろな症状を訴えるという癖がないわけではございません。それと同時に、本當に痛くてつらいという立場の者ももちろんあり得るわけでございますから、これらをお医者さんが十分に診察時に見分けて適切に仕分けていくというのは、これはなかなか刑務所に勤める医師の難しい仕事の面でありまして。そしてまた、民間でございすれば保険が使えますので、こういう言い方をするとお医者さんに失礼でございますけれども、投薬もほとんど自由に行なうてありますけれども、しかし刑務所に入つておられます被収容者には保険はききません。国の予算の範囲内で医療をやつておるわけでございますので、冒頭に申し上げましたように、過保護的な治療をするわけにはまいりませんが、その中で本當に処置すべきものについて正しい適切な措置をするというために刑務所在勤の医師たちは苦労しておる、こういう現状でございまして。ただ、一般原則としては今申し上げたようなやり方で診療が進められるといふふうによつて御理解いただければ幸ひでございます。

○中山千夏君 確かにそうなんです。これは今までのお話の中でも出てきてまして、仮にAさんと呼びましようと言つてお話をしてきた方なんです。この方は、御承知だと思ひますけれども、七月下旬から八月にかけて二十五日間、診察の結果病舎にお入りになつた。これが腰痛だつたんですね。

その前に、新瀉刑務所というところは非常に皆さんが働きに出たがるところで有名な刑務所だといふのは御存じでしょうか。残業も申し出

が非常に多いんだそうです、もし残業なんかがあったときは。といいますのは、お部屋に帰っても退屈というか、することがないというか、余りお部屋にいてきちんとしているよりは一生懸命何かつくっていた方がいいというので、そういう意味では非常に働きたいという方が多いところだといふふう聞いております。

それから、そのAさんの場合なんです、二十五日間病舎に入っていたんですけれども、その前に、八四年の十二月中にやはり非常に痛くなったので二回くらい休養を申し出たんですけれども、それは必要がないということで休養はさせてもらえなかった。今度八五年の一月下旬になりました、やはり非常に腰痛がひどいので診察を受けましたら、土曜の午後とそれから免業日の日中、これだけ寝るといふことを許可されたんですね。それをやっていただけたわけです。ところが、悪化するんだそうです。私も本式のそういうものにはなかったことがありませんけれども、腰が痛いなんというの、ただ寝ていてもよくなるというものでもないし、非常に厄介な疾患だと思ふんです。で、また診察を受けましたら、今度は触診の際に背骨の真ん中辺に痛みを覚えたというんですね。それで、それじゃ数日間病舎預かりにしましょうという処分になりました、二月十五日に病舎に入りました。

それからどういう加療がされたのかといいますと、さつきもおっしゃった投薬ですね。これはポントールという薬で、私ちよつと薬屋の娘だったものですから少しは知っているんですが、痛みどめなんです。痛みどめというのは御存じのとおり痛いのをしびれさせて感じさせなくするわけですね。そのほかには寝ているという以外に手がなない。それで、まあ寝ていた。そうすると、二月十八日になったら、温湿布の薬を考えようかといふふうにお医者さんがおっしゃったんで、それは自分で購入しようという手続をとったんだそうです。それから今度二月の二十一日になりました、

また診察があつて、そしてポントールが効かない、それから温湿布はどうなつたんでしようか、まだ購入できないというふうなお話をお医者さんとして、触診をしたら、またちよつと痛かつたので、お医者さんは、じやまたしばらく預かりを続けようというふうな診断をなすつたというふうな経過なんです、これを見ていますと、まあせいか言ふことも言えないほどの、實際腰が痛くなつて、そのことをほうっておいたために車いすになつちやつたというふうな例もあるわけですから、やつぱり何か治るような手を何とか打たないと仕方がないと思ふんですね。

ところが、普通に見ると、我々の常識からしますと、これは治るような手は打っていないといふ、しかも、それでいつまでたつても治らないといふことを訴えまして、それから、ただ寝ていると、どうも腰のこばかり考えちゃうから気晴らしに本を読みたいんだがどうだろうとお医者さんに言いましたら、お医者さんがそれは自分は決められないといふことで、区長さんですか、上の方が決めることであるというお話で、その本の話は区長さんに聞くといふことになつたんだそうです。そうして、やつぱり本を読むといふのは無理なんじゃないかといふような判断がそこで係の看守の方からあつたんだそうです。そうしましたら、その二十分後ぐらいに今度は区長さんの方から指示が来まして、寝ていてもよくならないようだったら、もう休養というか病舎預かりはやめて働きに出なさいといふ指示が今度あつたんですね。それで、確かに寝ていてもよくはならないわけですが、ところが働きに出てよくなるかといえ、やつぱり工場で三十分も立つて作業をしていたらまたひどく痛くなつちやつたといふんですね。こういうことの繰り返しではやつぱり治らないだろうと私なんかは思ふんです。

こういう加療のあり方、薬といつてもそこに備えてあるのは痛みどめか胃の薬ぐらいしかないといふような状態で、本当に何か病気になるかときに治るのだろうか、非常に私は心配に思ふん

です。そこで、もし腰からぼろぼろになって、満期になつて出ていったときに体が悪くて働けないといふようなことになつたら、本当にこれは悲惨だと思ふんですね。その辺は、こういう加療のあり方というのは予算内でももう少し考えられないものでしょうか。

○政府委員(石山陽君) まず先に、新潟刑務所の受刑者、非常に働くといふお褒めをいただきましてありがとうございます。と申しますのは、これは大分前にA級受刑者からB級に切りかえました。その際には非常に衆情が荒れまして、いわば工場就業拒否が続発して、新潟は一番問題刑務所でありましたので、歴代の所長がいろいろと衆情の安定に努めました結果、最近作業成績もそれなりに上がつてきた、その時点が御評価いただけたのだらうと思つております。

それから、先ほど来お話のございますいわゆるAさん、きょうまた同じような意味で一致しているという前提で申し上げますが、そのAなる人につきましては実は腰痛の訴えはございます。この方はほかに歯科の治療もずっと継続的に受けておられますが、昨年の十二月段階で非常に腰痛をかねがね主張されておりましたので、診察の際に念のためレントゲンを撮つてみようといふことでレントゲン撮影をいたしております。すると、その結果では別に腰椎のずれとかヘルニア症状とか、こういった医学的に要手術あるいは即外部病院に入院というふうな、それほどひどい症状は認められなかつたわけでありましたが、一応腰痛の訴えはございましたので、先ほど委員の仰せのようにポントール等のいわゆる鎮痛剤、これを投薬しておつたわけでありまして、それから、ただいま仰せのように、何回か病舎預かり、あるいは病舎入室という形で作業を免除しておりましたが、三月になりましてからは、いわゆる先ほどお話の腰痛に對します温湿布でございしますが、これを始めましたところ、大分ぐあいがよくなつておるといふことを聞いております。

それから、現在工場に出ておるかという前提で

お話しでございましたけれども、これは昨年の八月以来、昼夜間厳正独居という処置を受けておりますので、工場には出役させておりません。したがしまして、自分の房の中で紙細工の軽作業を行わせております。そういう形で房内作業に従事しているというのが現実でございます。

○中山千夏君 それから、ちよつと次の問題に移りたいと思ふんですが、これも昭和六十年四月十一日の議事録からなんですが、今のAさんが独居拘禁という処遇を受けたということについてお尋ねをしたときのお答えの中で、その病死があつたという風評を、死人が出たという風評をAさんが所内で聞きつけて、外部の弁護士さんにそういうことの連絡の発信をした。それに続けて「これを大々的な闘争として新潟刑務所に対する対監獄闘争としてぜひ実施してほしい、こういう実は申し入れがあつたわけでありまして、こういうふうにお答えになつていらつしやいます。それから「こういうボツクリ病が続いて、所内に入つております被収容者が非常に動揺する」という時期に、「ちよつと略しまして、「この問題を政治的に大げさに所内という問題について対外的にいわゆる対監獄闘争を展開される」というのは非常に困るといふことがございしましたので、」と、こういうふうな理由を御説明していらつしやるんですね。この最初の段階、「これを大々的な闘争として新潟刑務所に対する対監獄闘争としてぜひ実施してほしい、」こういう申し入れは、いつ、どこで、どういう方法でだれに對して行われたのでしょうか。

○政府委員(石山陽君) いわゆる部外の人と人との間の接見交通、これが面会の形であれ文書の形であれ、これは国会の場ではございしますけれども、個人のプライバシーに関しますものですか、具体的にどういふ表現でどうだといふことは御答弁差し控えていたいただきたいわけでありまして、本人の親族あるいはだいたいの人が、私の推測に誤りなくんば、かつて過激派関係のグループに属してございまして、一審の裁判を受けてござい

たときの弁護士さんあるいは新潟弁護士会、こういうようなところに対していろいろ発信をされた文書の中で、ぜひ皆さんの手でこれをよく調べてもらいたい、問題にしてみたい、こういった趣旨の表現があったことは事実でござい

す。

○中山千夏君 それでは、この間の御答弁はこれは間違いないですね。「大々的な闘争として新潟刑務所に対する対監獄闘争としてぜひ実施してほしい、こういう実は申し入れがあったわけでありまして、とお答えになつておられるわけですね。そういう文書でだれかにに対して申し出があったのでなければ、こういうお答えはちよつとおかしいと思

います。

○政府委員(石山陽君) でございますので、先ほど申しましたように、内容的には申し上げませんが、親族やあるいは関係弁護士さん、こういう方々に対しての本人の発信その他の中で、そういった表現に受け取られても仕方がないような内容の通信があったということでござい

ます。

○中山千夏君 これはいかに親愛なる石山局長といえどもちよつと私は納得しかねます。譲れないところがあります。というのは、この日に、やっぱり同じ日に石山局長は少しお説教なさいまして、私はこれはしかと受けとめたんですけれども、いろいろ獄内の人には不満があるだろう、そういうものが外へ伝わるときはどうしてもえてして誇張される、だからそれをそのまま受け取らないようにした方がよいというように、その辺のところは考えた方がよいというところをお話ししたわけですね。ところが、まさに今のお話聞きますと、こういう対監獄闘争という言葉は、私全部この人が外へ出した発信を調べましたけれども、一切ないんですね。それから、受け取られても仕方のない文書があったのでしたら、その、と受け取られても仕方がないような発信をしたというふうにおっしゃらなくちゃ、国会に対してやっぱり正確な答えをしたとい

うことに私はなつてしまふと思ひます。ですから、ぜひこの闘争を申し入れたというふうな文書、このところは訂正していただきたいんですね。

それから、私が読みました限りでは、この時期はちょうどあの死亡事件がありましてから内部で全然囚人たちに対して明らかな説明がなされてないわけですね。そして局長もおっしゃったとおり風評だけが死んだ人と同じ房にいた人やなんかから来ている。そうすると、同じその刑務所にいる人が不安になるのは当たり前だと私は思うんです、原因がわからなくて、どうも死んだらしい死んだらしいという話が起りました。その不安に駆られて真相を究明してほしい、ぜひこれは何か医療に問題があるというふうに自分は思うから、そこを調査してほしいということ

を最初にも言つておられます、それから、後に申し立てを行うわけですね、新潟県の人権擁護委員会に対して行つておられる、一貫してこの人の言つておられることは、対監獄闘争にこれを利用してくれとか、対監獄闘争したいとか、そういうこと、それから私の解釈でいけば、それに受け取れることは一切ないですよ。それから、もし監獄の中でそのほかの人にそういうことを言つておられるところを管理者が見つけたら、それは当然懲罰なり何なりになるでしょうし、そういう事実もないわけですね。

とすると、この全体の事件の中で監獄に対して闘争をしようとしているという言葉が私の調べた限りで出てくるのは一回だけありまして、それはこのAさんが何とか調べてほしいというふうな弁護士さんと連絡がやつとれたわけですね。その弁護士さんが新潟刑務所に面会に行かれた際に、その応対に出てきた刑務所側の方が、ああ、あれはただこれをきつかけにして闘争しようとしておられるだけですよと、その人がおっしゃつた。刑務所側の人がおっしゃつたんですよ。

それを含めて考えますと、どうしたって先にある先入観があつて、当人は自分の身が危険だ、生

命が危ない、それを何とかしてほしい、幾ら当局に言つても当局は説明もしてくれない、だったら外のだれかにと思うのはこれは人間の常だと思ふんですね。石山さんがもしお疑ひでしたら、これは石山さんの方が手に入ると思ひますけれども、当人が出した手紙ですとか、そういうものは私全部見せて差し上げて結構ですよ。こんなことを石山さんがおっしゃる根拠になるような事件は一切ないですよ。それはやっぱりそれを監獄闘争しようという申し出をしたというふうな断定的な言ひ方で御答弁なさると、これはちよつと幾ら私も譲歩しかねるんです。だから、これは取り消していただきたいと思ひます。

○政府委員(石山陽君) 答弁は少し舌足らずだといふのでおしかりを受けてしまいましたけれども、今委員仰せのお話を聞いておつてちよつと思ふことがあるのでございまして。これは本人のところへ来る文書あるいは本人が外へ出します文書でございまして、現在の監獄法では書類について検閲をいたしております。したがって、外部に出す手紙で不穏当な箇所がありました場合は私の方で検閲の際に削除されましたり、指導して書き改めて出してもらつた、こういう形がありますので、中山委員の御指摘の資料の中にはそれは薄いかもしれませんが、私も持っております関係では、出されざる手紙の中にいろいろあるといふことも含めてこの間も申し上げたつもりなので、その点ひとつ御察察いただきたいと思います。

○中山千夏君 それも理解できません。なぜかといふと、手紙を出さない、つまりそこで検閲なり何なりなさるというところは、それで既に保安上の目的でなさるわけでしょう、管理上の目的で。私が読めない部分は外のだれにも読めないわけですよ。そしたらその塗りつぶしをなすただけで十分じゃないですか。それをまた、こいつはそういうことを心の中に思つておるから、実際にはもし塗りつぶしをなすつたとしても、私はそれはないと思ふのは、この方は石山さんもよく御存じのよ

うにかなり賢い方ですからね。何が塗りつぶされるかなんというところはもう三年半もやつていればよく御存じなわけですよ。ですから、そんなことお書きになるわけはないし、私はそんな箇所はなかったと思ひますよ、あつたら見せていただきたいと思ひます。

でも、塗りつぶしたとすれば、それはなかったことと同じじゃないですか。塗りつぶした、切り取つたというのは、つまりなかつたことにするためになるわけでしょう。すると、それが、呼びかけがなかつたらそんな結果は出ないわけですか。しかも監獄の中でもしそのような呼びかけをするところを看守さんがごらんになれば、それは当然何らかの処分がされるわけですから、その上にまた隔離処分をするというのは私はとつても変だと思ひます。これは納得できませんね。

それからもう一つ。これはもう時間がなくなつてしまひました。きょうたくさん時間いただいたのに、本日にこれやっていると切りがないんです、私が調べた限りでは外への人権擁護の申し立てに対して新潟刑務所は大変妨害をしている節があります。ですから、そこをもう一度よく調べて、次の機会に、私の方もよく調べておきますから、またきちんとお話し合ひをしたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

○委員長(大川清幸君) 本日の調査はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十三分散会

五月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は三月八日)

- 一、工場抵当法の一部を改正する法律案(衆)
- 工場抵当法の一部を改正する法律案
- 工場抵当法の一部を改正する法律案
- 工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)の

一部を次のように改正する。
第一条第二項中「放送法ニ謂フ放送」を「放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）ニ謂フ放送又ハ有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）ニ謂フ有線テレビジョン放送」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第十二号中正誤

ペジ 段 行

誤

正

二三

四から終わり

デメリット

メリット

昭和六十年六月十二日印刷

昭和六十年六月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K